



Osaka Gakuin University Repository

| | |
|------------------------|------------------------------|
| Title | 再犯防止研究一日・中比較を中心に一 |
| Author(s) | 劉 芷函 (Shikan Ryuu) |
| Citation | |
| Issue Date | |
| Resource Type | Thesis or Dissertation/ 学位論文 |
| Resource Version | |
| URL | |
| Right | |
| Additional Information | |

再犯防止研究
—日・中比較を中心に—

大阪学院大学 法学研究科

企業・自治体法務専攻 博士課程

13GJ0501

劉 芷函

目 次

| | |
|----------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 一 日本における再犯の現状 | 1 |
| 二 再犯防止対策の比較研究の必要性 | 2 |
| | |
| 第一章 再犯の定義及び再犯防止対策の沿革 | 4 |
| 第一節 再犯の定義 | 4 |
| 一 再犯の種類 | 4 |
| 二 広義の再犯 | 5 |
| 三 狭義の再犯 | 5 |
| 四 本稿の立場 | 6 |
| 第二節 再犯防止対策の沿革 | 6 |
| 一 徳川幕府における再犯防止 | 6 |
| 二 明治における再犯防止 | 7 |
| (一) 律令法律の改革 | 7 |
| (二) 西洋式行刑への改革 | 8 |
| (三) まとめ | 11 |
| | |
| 第二章 再犯防止対策の展開 | 17 |
| 第一節 現行再犯防止対策の形成 | 17 |
| 一 現行刑法 | 17 |
| 二 小河滋次郎の思想 | 17 |
| 三 分類拘禁制度 | 18 |
| 四 下位法令の発展 | 19 |
| 五 まとめ | 20 |
| 第二節 現行再犯防止対策の発展 | 20 |
| 一 犯罪者処遇 | 20 |
| (一) 処遇の意義 | 20 |
| (二) 犯罪者処遇に関する理念の変遷 | 21 |
| 二 実務における再犯防止対策 | 22 |
| (一) 司法的処遇 | 22 |
| (二) 矯正的処遇 | 23 |
| (三) 保護的処遇 | 23 |
| (四) 処遇をめぐる議論 | 24 |

| | |
|--------------------|----|
| 第三章 刑事施設における再犯防止 | 28 |
| 第一節 刑務作業 | 28 |
| 一 刑務作業の根拠及び現状 | 28 |
| 二 刑務作業の特徴 | 29 |
| 三 刑務作業に関する諸問題 | 30 |
| 四 賃金制に関する論争 | 31 |
| 五 まとめ | 33 |
| 第二節 職業訓練 | 33 |
| 一 職業訓練に関する法の改正 | 33 |
| 二 職業訓練の形式および内容 | 34 |
| 三 職業訓練に関する新たな動き | 35 |
| 四 職業訓練の問題点 | 35 |
| 第三節 教科教育 | 36 |
| 一 旧監獄法における教科教育 | 36 |
| 二 教科教育に関する法の改革 | 36 |
| 三 教科指導の多様化 | 37 |
| 四 教科教育の問題点 | 38 |
| 第四章 社会における再犯防止 | 41 |
| 第一節 更生保護 | 41 |
| 一 更生保護の意義 | 41 |
| 二 立法の経緯 | 41 |
| 三 更生保護施設 | 42 |
| 四 民間における協力組織 | 42 |
| 五 まとめ | 43 |
| 第二節 保護観察 | 43 |
| 一 保護観察制度の沿革 | 43 |
| 二 保護観察における処遇 | 44 |
| 三 保護観察制度に関する特徴 | 45 |
| 第三節 総合的な就労支援対策 | 48 |
| 一 刑務所出所者等総合的就労支援対策 | 48 |
| 二 近年の新たな取り組み | 49 |
| 三 各地方における就労支援対策の特徴 | 50 |
| 四 まとめ | 53 |

| | |
|------------------------|----|
| 第五章 中国における再犯防止の沿革 | 58 |
| 第一節 古代の刑罰体系における再犯防止 | 58 |
| 一 肉刑・死刑を中心とする刑罰体系 | 58 |
| 二 自由刑の冒頭 | 58 |
| 三 身体刑・自由刑・死刑を中心とする刑罰体系 | 59 |
| 四 まとめ | 60 |
| 第二節 近代の刑事政策における再犯防止 | 61 |
| 一 近代的な刑罰体系の設立 | 61 |
| 二 沈家本の思想 | 62 |
| 三 感化教育思想の発展 | 63 |
| 四 まとめ | 64 |
| | |
| 第六章 新中国の刑事政策における再犯防止 | 70 |
| 第一節 刑事政策思想の沿革 | 70 |
| 一 労働改造 | 70 |
| 二 「懲罰と寛大を結びつける」政策 | 70 |
| 三 「嚴打」時期 | 72 |
| 四 「寛嚴相濟」の政策 | 73 |
| 五 刑事政策に関する検討 | 74 |
| 六 まとめ | 77 |
| 第二節 現代刑務所への歩み | 78 |
| 一 労働改造条例における再犯防止 | 78 |
| 二 監獄を「特殊学校」への模索 | 80 |
| 三 監獄法における再犯防止 | 81 |
| 四 2003年監獄の改革 | 83 |
| 五 まとめ | 86 |
| | |
| 第七章 中国における刑事施設内の処遇 | 92 |
| 第一節 刑務作業 | 92 |
| 一 刑務作業に関する報酬金制度 | 92 |
| 二 北京の監獄における実行規則 | 93 |
| 三 広東省の監獄における報酬金贖罪制度 | 94 |
| 四 まとめ | 95 |
| 第二節 矯正的処遇 | 95 |

| | |
|---------------------|-----|
| 一 教科教育 | 95 |
| 二 改善教育 | 97 |
| 三 職業教育 | 98 |
| 四 就労支援 | 99 |
| 五 まとめ | 100 |
| | |
| 第八章 中国における社会内の処遇 | 104 |
| 第一節 社会における処遇制度の確立 | 104 |
| 一 コミュニティ処遇の沿革 | 104 |
| 二 コミュニティ処遇の必要性 | 105 |
| 三 コミュニティ処遇の立法 | 105 |
| 第二節 コミュニティ処遇制度 | 106 |
| 一 コミュニティ処遇の方法 | 106 |
| 二 コミュニティ処遇の新たな動き | 109 |
| 三 まとめ | 110 |
| | |
| おわりに—有効な再犯防止対策の模索— | 112 |
| 一 現行の再犯防止対策の形成について | 112 |
| 二 刑事施設における再犯防止対策の模索 | 113 |
| 三 社会における再犯防止対策の模索 | 115 |
| | |
| 参考文献 | 117 |
| | |
| 資料 | 129 |

はじめに

一 日本における再犯の現状

近年、日本の再犯率は高い水準にあり、重大な再犯事件も頻繁に発生している。そのため、刑事政策における再犯防止対策は重要な課題となっている。

刑事司法の検挙、検察・裁判、矯正、保護観察の過程に、それぞれ前科者の例がある。犯罪白書でも、その4つの過程を区別して、再犯率を詳しく示している。平成26年(2014年)、一般刑法犯により検挙された者の再犯率は平成16年(2004年)から上昇し、平成26年(2014年)にピークの46.7%に至った。また、検察・裁判の段階では、平成26年(2014年)に起訴された者のうち、有前科率は49.3%であった。罪名別に見ると、有前科率が50%以上である罪名は、窃盗罪、暴力行為等処罰法違反、覚せい剤取締法違反等¹。

しかし、司法実務においては、犯罪者の中でも実刑に至らない者が多い。実刑に至らない場合で、犯罪者の再犯率を検討することは困難であると考えられる。刑事施設の入所歴と保護観察所の入所歴を有する者に対して、再犯防止対策を論じることは現実的な意義を有すると思われる。そのため、本稿では、刑事施設の再入者と保護観察付対象者を主な対象として、再犯防止対策を検討する。

(一) 刑事施設の再入者

平成10年から、刑事施設の再入者は増加傾向にあり、平成25年(2013年)には1万3407人になった。再入率について、平成16年から、毎年上昇し続け、平成25年の再入率は58.9%であった²。

そのほか、出所受刑者の再入所状況を見ると、満期釈放者の累積再入率は仮釈放者より高い。過去10年以内の累積再入率は、仮釈放者は39.2%であるのに対し、満期釈放者は60.8%に至った。また、5年以内の累積再入率について、仮釈放者は39.5%であった一方、満期釈放者は50%であった。特に、2年以内の累積再入率については、仮釈放者は11%であり、満期釈放者は2倍以上の27.3%であった³。

以上によると、刑事施設の再入者の中で、満期釈放者の再犯はより深刻な問題になっているといえる。そのため、刑事施設の再入者、特に満期釈放者の再犯についての検討が必要であると思われる。

(二) 保護観察付対象者

保護観察付対象者(仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に限る)のうち、仮釈放者の14,609名の中で、有前科者(罰金以上の刑に処せられた前歴)の比率は82.9%であった。これに対して、保護観察付執行猶予者の3,247名の中で、有前科者の比率は57.9%であった⁴。

以上の統計により、保護観察付対象者に、有前科者が多いのは事実である。これにより、日本における再犯防止の方法として、保護観察制度は重要な一環である。そのため、効率的な再犯防止対策を求めるため、保護観察制度に関する検討も重要であると思われる。

(三) 出所者の生活基盤

犯罪学の研究によると、再犯者には、生物学的、心理学的な原因により再び罪を犯すケースがある。一方、社会的な原因により再び罪を犯すケースもある。そのため、社会的な原因を研究する必要があると考えられる。その際、再犯者において、出所者の就労状況、居住状況、生活環境の改善も刑事政策における重要な課題であると思われる。

1 就労状況

再入者の再入所前の就労状況を見ると、過去 16 年間で無職者は増加傾向にある。その中で、無職者の比率は、平成 5 年の 56.4%から平成 25 年の 68.2%に大きく上昇していた。特に、入所度数を重ねることによって、無職者の占める割合が上昇していた⁵。

2 居住状況

刑事施設の再入者について、前回出所した際の帰住状況を検討すると、入所度数を重ねるほど、安定した帰住先が減少する傾向にある。再入者の再入所前の住居は、父母、配偶者、親族などの安定した帰住先より、知人の住居など帰住先が不安定な状況が増加している。また、帰住先が不安定の者が、比較的短時間で再犯に至る傾向が顕著である⁶。

二 再犯防止対策の比較研究の必要性

以上の検討により、出所者の就労、居住、生活環境は、再犯に重要な関係があると考えられる。そのため、再犯防止の検討において、これらの原因に適切な刑事政策を検討しなければならない。

一方、中国における再犯率は、低い水準にある。中国の統計によると、江蘇省、浙江省、山東省および重慶市の再犯率が 0.2%に満たない。これについて、中国における刑務所内の処遇の改革、刑務所と社会の連携対策などへの検討が必要である。また、2011 年 4 月に制定された中国刑法改正案(八)より、コミュニティ処遇が社会における処遇方法として導入された。このコミュニティ処遇の方法は、新たな社会処遇制度として受刑者の処遇に適用される。現在、中国では、このコミュニティ処遇制度の合理性についての議論が活発になっている。

再犯防止対策についての比較研究は各国間で盛んに行われている。日本では、再犯防止対策について、アメリカ、ドイツ、オランダなどの国との比較研究が多く見られる。しかし、この問題について、アジア諸国との比較研究はまた不十分であると思われる。アジアでは、再犯率が比較的低い中国に対して、隣国としての日本は、関心を持つべきである。また、日中両国は、法律の分野において歴史的な相互影響があり、文化と生活慣習もよく似ているため、比較研究により、実行性の高い対策を得られると思われる。

¹法務省法務総合研究所『平成 26 年版犯罪白書～窃盗事犯者と再犯～』（2015 年）142～146 頁。

²平成 26 年版犯罪白書・前掲（注 1）147 頁。

³平成 26 年版犯罪白書・前掲（注 1）149～151 頁。

⁴平成 26 年版犯罪白書・前掲（注 1）153 頁。

⁵平成 26 年版犯罪白書・前掲（注 1）152 頁。

⁶法務省法務総合研究所『平成 22 年版犯罪白書～重大事犯者の実態と処遇～』（2010 年）213～219 頁。帰住先が不安定の者で、24.1%が 3 か月未満、14.4%が 6 か月未満、18.1%が 1 年未満で再び罪を犯した。すなわち、出所者の中で、居住が不安定の者が 1 年以内に再び罪を犯す可能性は 50%以上に達している。

第一章 再犯の定義及び再犯防止対策の沿革

第一節 再犯の定義

一 再犯の種類

犯罪者の中には、生涯で一度罪を犯す者と繰り返し罪を犯す者がいる。その中で、繰り返し罪を犯す者を、一般的に再犯者という。刑事政策上、再犯者は一般的な意味での再犯者、常習再犯者（人格的特徴）と精神障害再犯者（精神に障害）の三種類に分けられる¹。精神障害再犯者については、特別再犯者の類型として、特別の対策を検討する必要があると考える。

一般的な意味での再犯者について、刑法第十章には以下のような規定がある。すなわち、第五十六条①項により、懲役に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときは、再犯とする。また、第五十九条により、三犯以上の累犯についても、再犯の例による。しかし、これにより、人格的特徴を有する常習再犯と一般的な再犯者との区別は反映できないと考えられる。再犯防止対策を論じる際、常習再犯者を一般的な再犯者から区別することは必要であると思われる。

現行刑法では、常習犯罪についての一般的な規定はなく、刑法の各則および特別刑法に個々の常習犯罪として規定されている。たとえば、①常習賭博罪(186条1項)、②盗犯等の防止及び処分に関する法律に定められている常習特殊強窃盗罪(2条)、常習累犯強窃罪(3条)、常習的強盗傷人罪、常習的強盗強姦罪(4条)、③暴力行為等処罰に関する法律に定められている常習的傷害、暴行、脅迫、毀棄(1条の3)、集团的、常習的面会強請・強談威迫(2条)等がある。

しかし、以上の規定により、一般的な再犯、特に累犯と常習犯を区別する基準が曖昧であるという指摘がある。例えば、大塚仁教授は、累犯と常習犯の違いについて、以下のように認識している。すなわち、「常習犯人であっても、初めて訴追された場合は、刑法上は初犯であって累犯ではなく、ここに常習犯と累犯の違いが現れる。²」という見解である。

昭和49年5月29日法制審議会総会により決定された改正刑法草案では、「常習累犯」という新しい概念を提起している。すなわち、改正刑法草案の第58条において、「六月以上の懲役に処せられた累犯者が、更に罪を犯し、累犯として有期の懲役をもって処断すべき場合において、犯人が常習者と認められるときは、これを常習累犯とする。」³という概念である。これに関して、法務省刑事局は、次のように解釈している。すなわち、「本条は、不定期刑言渡の前提となる常習累犯の意義を定める規定であり、二度目の累犯にあたるという客観的な要件と犯人が常習者であるという主観的な要件とを定めている。……『犯人が常習者と認められる』という主観的要件は、やや抽象的にすぎるきらいがないではない

が、その内容を具体的に記述するのは困難であること、各則の常習犯規定における常習性に類推できること、前科に関する客観的要件によって不当な常習犯の認定は防止できることなどから、この要件をさらに具体化する必要はないとされた。」⁴という内容である。

以上のように、改正刑法草案では、広い範囲で常習累犯が認められている。常習犯の常習性の認定については、大塚教授は以下のように考えている。すなわち、「ここには、二度目の累犯にあたるという客観的要件と、犯人が常習性であるという主観的要件が定められている。しかし、前者については犯罪による限定がなく、したがって同種累犯に限られず、また、第一次累犯の刑が比較的軽く、第二次累犯についても犯罪の法定刑による限定もないことなどから、後者の要件たる常習犯人の認定基準の不明確さと相まって、著しく常習累犯の範囲が拡大される危険がある。」⁵という内容である。また、藤本哲也教授は、常習累犯の範囲が拡大されること及び常習犯人に対して不定期刑を科すことの有効性自体にも疑問があると考えている⁶。

二 広義の再犯

刑事政策において、再び罪を犯した者はすべて再犯者である。この立場では、累犯者ないし再犯者というとき、少なくとも刑事上の処分を受けた者を指している。犯罪白書では、何らかの刑事上の処分を受けていない者を刑事政策上の再犯者とすることは不可能であるから、単純に再び罪を犯したことを根拠として、再犯者と認定することは不十分であるとし、少なくとも逮捕歴、前科歴、矯正施設入所歴等を有する者がさらに罪を犯した場合に再犯者とされる。すなわち、「一つの罪を犯し、逮捕その他の刑事政策上の処分や裁判の執行を受けたのに、更に罪を犯した者は、再犯者と定義される。」⁷という立場である。

刑事政策上では、再犯者に関する定義は、極めて広くなる。たとえば、初犯の犯罪者は、懲役以上の刑に科さなくても、微罪処分または起訴猶予による不起訴処分を受けた場合、再犯の際、再犯者と認定される。これに関しては、大谷実教授も同じ意見である。すなわち、「刑法におけるように、再犯の要件として、前の犯罪について懲役刑に処せられた場合に限る必要はないのである。」⁸という見解である。

三 狭義の再犯

刑法典には、再犯についての規定がある。すなわち、刑法第 56 条第 1 項により、懲役に処せられた者がその執行の終了日又はその執行の免除を得た日から、五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときは、再犯とする。

刑法典における再犯の規定は限定的に定義されている。この定義に対して、いくつかの見解がある。たとえば、中山研一教授は以下のように解釈している。すなわち、「前犯が、懲役またはこれに準ずる刑である要件である。懲役刑の前科(i)前犯の法定刑が懲役を含むものであるほか、現実に懲役に処せられたことが必要である。(ii)前犯は懲役に限定さ

れ、罰金はもちろん、禁錮に処せられた場合も再犯要件から除外される。⁹⁾ という意見である。

また、田宮裕教授は、本条は再犯加重を根拠として解釈していた。すなわち、「前犯の法定刑が禁錮、罰金、拘留、科料の場合には、はじめから再犯の問題を生じない。¹⁰⁾」と理解されている。その他、同じ立場から、大塚教授は、再犯の基本的要件を論じる際、前犯について懲役に処せられたことは明確的な要件として指摘している。すなわち、「犯人が前犯に対して科せられた刑は、懲役でなければならない。その他の刑の場合には累犯の要件を欠く。¹¹⁾」という見解である。

以上のように、刑法典では、再犯の要件を「懲役」に限定している。これに関して、泉二新熊教授は以下のように述べていた。すなわち、「懲役刑以外の刑に処すべき罪は、一般に、累犯的傾向をもたないものと解されたわけである。¹²⁾」という見解である。

四 本稿の立場

本稿では、再犯者をいう場合、刑法典と同じように限定的な定義を採用している。これに関して、以下のような理由がある。すなわち、刑事政策上の定義における再犯の前犯の認定範囲が広すぎると思われる。例えば、微罪処分歴等を有する者が再び罪を犯した場合、この定義によれば、すべて再犯者として処罰することになる。しかし、有効的な政策を制定するため、限定的な範囲で再犯防止対策を講じることはより重要であると思われる。刑法典における再犯の規定は、狭義的な再犯の定義として、その範囲が限定されている。そのため、本稿は、満期釈放者と保護観察付仮釈放者のような、懲役以上の刑罰に処せられた者を対象として、再犯防止対策を検討する。

第二節 再犯防止対策の沿革

人類の歴史において、罪を犯した者は懲罰されることは社会の真理である。人類社会の発展によれば、犯罪の概念や犯罪の種類は特に大きな変化は見えなかったが、刑罰の歴史において、刑罰の性格及び方法は、その刑罰を用いる国家の文化的価値と密接な関係があると思われる。たとえば、刑罰の一様式としての奴隷使役は、奴隷社会で特有な方法であり、刑務作業は社会の手工業及び工業と関係があり、罰金刑の適用は貨幣経済の発展と関係があるなど。すなわち、刑罰は1つの社会現象として、社会の政治的・経済的要因と密接に関連していることが認識される。ここに、有効な再犯防止対策を論じるため、刑罰を制度史の側面から考察してみる意義があると思われる。

一 徳川幕府における再犯防止

徳川幕府時代では、「公事方御定書」¹³⁾によって、刑罰の種類を死刑、追放刑、身体刑な

どと規定していた。死刑の執行方法は、一般的な斬首の以外、獄門、磔、火焙、鋸引などがある。また、追放刑は死刑に次ぐ重い刑罰であって、犯罪者は厳酷な生活環境に追放され、死ぬ程の苦しみがあるといわれる刑罰¹⁴である。身体刑の執行は主に敲刑、入墨刑になっていた。一旦受刑者に執行されると、この者が「永遠の犯罪者」の印を打ち付けられることになった。執行方法から見ると、このような刑罰はもっぱら犯罪者を社会から排除する機能を持ち、威嚇かつ残酷な刑罰である。

徳川幕府政権は全国の多数の藩を連合する政権であるため、各地の刑罰はそれぞれである。宝暦5年、諸藩の中に肥後細川藩は追放刑を変えて「徒刑」¹⁵を採用した。これは受刑者を一定期間に特定場所で拘禁して、強制的に労役に服させる刑罰である。現代の自由刑と似ているところがある。学者では、これは日本における自由刑の先駆をなすものと言う¹⁶。

寛政2年、幕府は江戸に「石川人足寄場」¹⁷を創設して、諸藩にこの制度を推進していた。「人足寄場」制度は、浮浪の無宿者や敲刑、入墨刑を受けた者を收容し、彼たちを懲罰することではなく、各種の作業を課する政策である。この運営は、一部資金は幕府政府の予算が入っているが、一部資金は收容者たちが各種の作業で得た収入である。また、收容者は作業によって作業賃金をもらえて、更生資金として積み立てることも認められた。それ以外、收容者たちに心学¹⁸講話を受講させたり、単独で外出させたりすることもできる¹⁹。

幕末において、「人足寄場」に收容される者の数は増加していて、その運営は厳しくなった。收容者に課された作業は、最初の多数の種類はから、徐々に重労働(油絞り、構外土木など)に限られた。そのため、後期の「人足寄場」は收容者の労働を利用する施設に変化していた。「人足寄場」の存在が短ったが、刑事政策上に啓発する意味がある。すなわち、受刑者を教化することによって、その者の再犯を防止できる。これについて、大谷實先生は「これは厳密な意味での刑事政策ではないが、犯罪者の改善処遇という近代的な刑事政策の理念に通ずるものであった。²⁰」と認識していた。

また、幕末では、幕府政府は「牢獄」を作った。しかし、この牢獄は刑罰を執行する場所ではなく、刑罰の未決者を拘禁する場所である。現代の「未決拘禁施設」の意味である²¹。牢獄内の管理役は收容者の中から選ばれた者であって、牢内の管理はほぼ收容者自治に委れた。そのため、牢獄内の環境は不衛生であり、秩序は混乱し、想像が付かない非人道的な存在である。

幕末では、一部有識者が苛酷な刑罰に対し、批判して、獄政の改革を提唱した。その中で、受刑者を教化する政策を採用すべき主張も現れた。代表人物は吉田松陰²²や橋本左内²³である。このような主張が明治政府に大きな影響を及ぼすことになっていった。

二 明治における再犯防止

(一) 律令法律の改革

1 新律綱領の制定

明治新政府が成立した後、各種の法律を改革することが始まった。明治元年、刑罰の法律として「仮刑律」が制定された。この法律は幕府の刑罰執行制度を継承するところが多くて、革新した法典とはいえなかった²⁴。当時の原案は文書指令であって、頻繁に修正することが多くて、学者は「流動的な法典」と認識している²⁵。

その後、明治政府が「新律綱領」を頒布した。「新律綱領」は幕府の「公事御定書」を踏みながら、日本律の「大宝律令」²⁶と中国律の明律²⁷・清律²⁸を参考した上で制定された。

「新律綱領」によって、刑罰の種類が「五刑」、すなわち、「死刑」、「流刑」、「徒刑」、「杖刑」、「笞刑」に限定された。また、昔の残酷な死刑の執行方法も廃止し、身体刑を「杖刑」と「笞刑」区分して、そして、新規の「徒刑」も採用することになった。「徒刑」について、明示的に刑罰は改善目的として執行されると定めた²⁹。この制度について、学者は「律令の「徒刑」とは異なるもので、西欧で発達していた近代的自由刑に類似するものであった。³⁰」と認識していた。

明治6年に、「新律綱領」の改正法として、「改正律例」が頒布された。この法律によって、笞杖徒流の刑種類を廃止し、懲役に統一された。懲役には18等の細かい刑期を規定し³¹、さらに、「懲役終身刑」の刑期を新設していた³²。「改正律例」は「新律綱領」に代わる法律ではなく、同じ効力があって、「新律綱領」と併せて行われたものであった。

2 監獄則の制定

「新律綱領」と「改正律例」の実施とともに、刑罰執行法の制定が明治政府の急務になった。明治3年、政府が西洋式の行刑法の制定を図るため、小原重哉³³をイギリスの植民地香港、シンガポール等地に視察に命じた³⁴。小原重哉一行は帰国した後、刑罰執行法の草案を策定した。その後、明治5年に「監獄則」と「監獄則図式」が頒布された。この法律に当時のイギリスの累進的な階級処遇³⁵が反映されて、罰則³⁶にも植民地の監獄の特徴も現れていた。

収容者の処遇方法として、苦役が中心となっていたが、進歩的な内容も規定された。たとえば、収容者が作業に対する一定の工賃をもらえて、作業時間が一日八時間に決めて、老幼婦女には作業が軽減されるなどの内容が含まれていた。また、「償役」³⁷を設けることによって、強制的な作業賦課の限度を定めた。「償役」において、懲役受刑者が病気になって作業不能の場合、また、不就業の日数は所定の限度の日数を超えるときは、刑期が終わっても超過日数分の服役を継続させる。

しかし、明治初期において「新律綱領」と「監獄則」と構成する行刑制度が一時中断されていた。その原因は、①「監獄則」が実施後、「新律綱領」による自由刑に服する収容者が増加し、また「改定律例」による懲役終身刑に服する収容者も増えて、監獄が過剰収容となった。②各地の旧式施設から改造された監獄は老朽化しているため、受刑者逃走事件も多発し、終身刑と長期懲役に服する収容者の暴動保安事件も多く発生していた。③施設

内の環境が不衛生であった。

(二) 西洋式行刑への改革

1 ボアソナードの思想

(1) 法律の改正

明治政府は西歐式の行刑を図るため、パリ大学のフランス学者ボアソナード教授³⁸を招聘して、刑法典の編纂を行った。ボアソナード教授を中心として起草した刑法及び刑事訴訟法とする「治罪法」は明治13年に公布された。この刑法に対して、学者たちが「旧刑法」と呼ばれている。旧刑法の特徴は、従来の中国法の律令法律を改定し、当時のフランス刑法、すなわち、ナポレオン法を多く参考し、近代法典の逐条的な風格になっていた。また、旧刑法では「罪刑法定主義」を確立した上で、重罪・軽罪・違警罪を区分する犯罪三分法を設定すること、及び刑罰不遯及を宣言することなど現近代刑事法の性格を体現する内容も規定された。

刑罰の体系について、律令的な伝統の士庶民による身分刑(閏刑)を廃止する一方、死刑(絞首が唯一の執行方法である)、徒刑、流刑、重懲役、軽懲役、重禁獄、軽禁獄、重禁錮、軽禁錮、罰金、拘留、科料に規定していた。すなわち、刑罰の種類及び刑期も複雑な構造になった。このような刑罰体系では、注目するのは財産刑に関する規定である。もともとこれは、明治初期の施設における過剰収容に対応するために、財産刑が設けられた。また、軽微罪を犯した者及び過失の罪を犯した者に対して、自由刑より財産刑がよく適用された。すなわち、財産刑の新設によって、昔の「悪いことをすれば監獄」³⁹という観念が徐々に破られた。

また、「治罪法」では、起訴猶予・執行猶予の制度が規定された。すなわち、被害を主張する者は犯罪が行われた場所ならびに被疑者が発見された場所を予審裁判官、軽罪裁判所の政府委員またはすべての司法警察官に告訴しなければならない。また、予審裁判官、軽罪裁判所の政府委員及び司法警察官は必ずそれぞれの定められた手続きに沿って被疑者を起訴できることになる⁴⁰。しかし、この条文はただ起訴に関する適正手続が強調されている規定であるが、学説上では起訴法定主義が採用されていると見るのが通説である⁴¹。起訴猶予・執行猶予について、本格的始動は明治18年に打ち出している微罪不検挙の方針であると認識される⁴²。

(2) 集治監

明治14年に、監獄則は全部改正された。旧刑法において、自由刑の種類が新設された。そのため、監獄は自由刑の受刑者に対して、一定の分類を行って、集団的に拘禁施設を設立した。この中で、徒刑、流刑及び禁獄の受刑者を収容した集治監が特徴であった。

旧刑法によれば、自由刑の執行場所が「島地」と「内地」に分けた一方、改正された監獄則17条、20条により、「島地(北海道)の獄」とされた「集治監」が定められ、「徒刑・

流刑」の長期囚を「集治監」で収容されることを規定した。遠隔の「島地」を自由刑の執行地とする理由が、①徒刑を処せられた者に対して、逃走事件を確実に防ぐ、内地の治安を守るため⁴³、②島地の開拓に大量な労働力を調達するため⁴⁴、③流刑を処せられた者に対して、身柄の奪還による政治的再拳を完全に阻止するため⁴⁵、さらに、④立法者が内地で執行される自由刑より、島地で執行される自由刑の一層加重な刑罰の効果を望んでいる⁴⁶。

集治監の処遇は、ほぼ北海道の開拓を中心とする作業であった。北海道官庁は受刑者の労働力を農地開墾、道路建設や鉱山労働⁴⁷など重労働項目に全力に投入することになった⁴⁸。過重な体力労働と北海道の極寒天候と加えて、集治監の処遇は非人道的な刑罰であったと思われる。また、集治監で収容された受刑者がほぼ重罪に処せられた者であるため、警備の状況は内地の監獄より一層厳重であった。戒護職員が常に銃と剣を配置していた。

集治監について、改正すべきの意見が強かった。政府の立場から、「僅々の囚徒を島地に発遣することと為すときは之が為に特別の費用を要し終に国庫をして出入相償はざるの結果を生ぜしむるに至る」⁴⁹という経済的な理由を示していた。

学説では、北海道と内陸の距離が遠くなく、受刑者をわざわざ内陸から隔離する必要がないとした。すなわち「北海道と内地とは僅々一帯海水を隔つるのみにして内地より北海道に至るも北海道より内地に来るも実に容易なり故に被刑人を北海道に送致するも内地を離れるの苦痛を与ふること僅小なる可く又内地より犯人を追放するの必要ある時は北海道よりも亦内地にも追放するの必要あるは当然の理なり且両地の距離此の如く近きよりして犯人の逃走するは実に容易なる可し」⁵⁰ということであった。

その他、北海道の住民が国の刑罰制度を一つ特定地域に強いて限定されることに対して、「北海道の人口は凡そ40余万囚人の数は8千人にして内地に於ては人口千人に付囚人の数2人内外なるも北海道に至っては殆んど之に10倍せり……同じ帝国の民にして北海道住民に限り10倍の危険を蒙るは何等の不幸ぞや」⁵¹という強烈な反対意見を述べた。

以上によれば、ボアソナードの改革によって、財産刑が懲罰の様式として明白に確立された。また、刑務所における処遇について、矯正良好な者に対する優待的な賞遇制度(明治14年監獄則第九十六条～九十九条)、不良少年の請願懲治の制度及び刑余者の別房留置⁵²の制度(明治14年監獄則第十八条、第三〇条)なども新設した。これは、一定の近代的な処遇思想を反映していた。しかし、流刑、集治監の設置について、受刑者に対する非人道的な方面もあった。すなわち、ボアソナード思想における再犯防止は、国家の権力の下で、管理的な機能を有する行刑であると思われる。

2 ゼーバッハの思想

明治22年に、大日本帝国憲法が制定されたとともに、監獄則の改正作業が始まった。この改正背景は、大日本帝国憲法が大幅にプロシヤ憲法を参考して作られた憲法であった

め、当時日本の法を全般にフランス法からドイツ法への移行傾向があった。監獄則について、クルト・フォン・ゼーバッハ⁵³が来日して、ドイツの行刑理念を日本に貫くことにしていた。

ゼーバッハの刑事政策思想は、以下のような要約を挙げられる。

第一に、監獄実務における厳格な規律を求める。ゼーバッハには以下のような演説があった。すなわち、「行刑は厳格かつ公正でなければならない。これによって刑が苦痛であることを感知させることができる。自由が制限されることにこそ刑が苦痛である所以がある。在監者が自らの意思で行動することができないこと、規則を厳重に遵守させること、整然たる紀律と清潔を保持させること、秩序ある日課のもとで動作させること、規則違反は仮借するところなく厳格に責罰することなど刑が苦痛たる要素である。⁵⁴」という内容であった。

第二に、受刑者の人権を緩和する。明治22年の改正監獄則では、①刑務作業義務がない受刑者に対して、調髪及びひげそりが強制的ではないこと(明治22年監獄則29条)。②未決拘禁者に対して懲罰しないこと(明治22年監獄則42条)。③刑務作業に従事する受刑者に対する給与を増やすこと(明治22年監獄則22条)。④食事の量を増やすこと(明治22年監獄則28条1項)。⑤書籍閲覧の制限及び差し入れ物の制限を緩和すること(明治22年監獄則32条、38条、39条)。⑥信書発信の制限及び接見の制限を緩和すること(明治22年監獄則33条、35条)。⑦受刑者に対する優遇措置の内容を充実させること(明治22年監獄則41条、細則98条)など受刑者の人権に関する規定を定めた。また、刑余者の別房留置の制度を廃止し、私設の出獄人保護会⁵⁵を開設した。

第三に、一部の刑務作業を民間企業に請負せしていること。刑務作業について、ゼーバッハは伝統の監獄作業を否定し、監獄運営の経済とつながるべきと主張していた。すなわち、「監獄作業を持って懲戒の一具となし、これによって刑の苦痛を感ぜしめんと欲するが如きは誤謬の最も甚だしきものなり、……作業は感化、教育手段であり、その運営は経済的でなければならない。⁵⁶」という監獄運営では経済的な面に強い関心が寄せられた主張であった。

このような支持の下で、刑務作業の「構外作業」が活発になって、監獄の生産性も向上していた。特に明治27年から、日清戦争が起こったため、民間業者が請負している軍需品の制作作業が大幅に増加していた。以後、監獄作業の相当部分は民間業者が請負していた。

第四に、受刑者の「個別処遇」を充実すること。明治32年に、日本における治外法権が廃止されることによって、刑事施設に外国人を収容することができた。この状況に応じるため、監獄則では、外国人に対する処遇の規定を設けた。たとえば、外国人の受刑者について、宗教上の大祭日に大臣の認可により臨時に免業させることができる(明治32年監獄則18条3項)。

このような改正と同時に、受刑者の施設内の権利が一層に緩和された。たとえば、①作

業賦課について、受刑者の将来の生計等も考慮することとし、作業に職業訓練の意義を持ち込むこと(明治32年監獄則17条)、②刑務作業に従事する者に対する給与を幅、額のレベルを設置すること(明治32年監獄則22条)、③請願があれば、未決拘禁者にも教誨を受けることができるようにしたこと(明治32年監獄則30条2項)。

(三) まとめ

以上によれば、明治において、現代的な刑事法制度を求めるために、日本の法律改正について、外国法を学ぶ試みが行われた。まず、中国法を参考して、「五刑」制度が確立された。受刑者について、イギリスの累進的な階級処遇が監獄に導入された。

また、フランス法制度を参考した結果、ボアソナードを中心に編纂された刑法では、近代刑法の「罪刑法定主義」が徹底された。刑事法制度について、ボアソナードの「治罪法」によって、すべての刑事手続が明文化された。このような改正により、日本における近代的な法制度が制定されることになった。

その後、監獄制度改良を求めるために、政府はドイツの学者ゼーバッハを雇い、監獄則の改正及び実務における改革を行った。ゼーバッハが監獄実務における厳格な規律を求める同時に、受刑者を感化教育できると指摘した。このような思想の影響で、施設における受刑者の処遇は一層緩和された。このような監獄改良によって、日本における近代的な刑罰執行制度が確立されたといえる。

- ¹大谷 實『刑事政策講義（新版）』弘文堂（2009年）436頁。
- ²大塚 仁『新刑事政策入門』青林書院（1995年）336頁。
- ³前田 宏・鈴木義男『改正刑法草案・刑法・準備草案等対照条文』高文堂出版社（1973年）59頁。
- ⁴法制審議会刑事法特別部会『改正刑法草案・附同説明書』法曹会（1972年）133頁。
- ⁵大塚 仁・宮澤浩一『演習刑事政策』青林書院新社（1972年）461頁。
- ⁶藤本哲也『刑事政策概論（全訂第5版）』青林書院（2006年）434頁。
- ⁷法務省法務総合研究所『昭和53年版犯罪白書—累犯の実態と対策—』（1978年）177頁
- ⁸大谷・前掲（注1）436頁。
- ⁹中山研一『アブストラクト注釈刑法（第2版）』成文堂（1992年）222頁。
- ¹⁰田宮 裕『注釈刑法（総論3）』（団藤重光 責任編集）有斐閣（1969年）55～56頁。
- ¹¹大塚 仁『注解刑法（増補第2版）』青林書院新社（1977年）363頁。
- ¹²泉二新熊『日本刑法論上巻（総論）』有斐閣（1933年）619頁。
- ¹³徳川幕府の基本法典である。
- ¹⁴小野義秀『監獄（刑務所）運営120年の歴史—明治・大正・昭和の行刑—』財団法人矯正協会（平成21年9月）22頁。追放刑の中で、「自領から他領への追放は、他領に寄辺はなく衣食の道を閉ざされて窮死するか、さもなくば再犯するほかなく、犯罪防止には役立たないとして、幕府でもかねてから問題にしていた。」
- ¹⁵徒罪（ずざい・徒刑（ずけい））とは、律令法の五刑の一つである。
- ¹⁶小野義秀・前掲（注13）14頁。小野義秀先生は、肥後細川藩で実施した徒刑に対して、「社会からの排除を目的とした追放刑に代え、特別予防として囚徒の改善のため作業賦課や教化を施し再犯を防止する意図をもつもので、我が国における近代的自由刑の先駆をなすものである。」と評価した。
- ¹⁷「デジタル大辞泉」の解説による。江戸幕府が幕臣長谷川平蔵の献策により設置した浮浪人収容所。寛政2年（1790）老中松平定信が無宿人や引き取り人のいない刑余者を江戸石川島に収容して生業を授けたのに始まる。常陸（ひたち）上郷村や長崎・箱館などにも設置された。
- ¹⁸「世界大百科事典第二版」の解説による。中国思想史には、禅心学と陸王（陸象山と王陽明）の心学とがある。心、学の字は先秦の古典にすでに多くみられるが、心学と一語として使用されたのは仏教が中国に渡来してから以後のことである。当初、戒・定・慧の三学の一つとして、戒学、慧学に対する定学＝心三昧の学というほどの意味であった。仏教が中国伝統思想と対決して禅心学が形成された。ここではもはや心三昧の学ではない。人間存在の全分を一心にかけ、既成のいっさいの教義や、伝統的規範から自由になって、心に転迷開悟の決定的契機をつかもうとする。
- ¹⁹寛政二年『寄場人足共へ申渡書』による。「其方儀、無宿之者に付佐州表へ可差遣処、此度厚き御仁恵を以、加役方人足に致し、寄場へ遣し銘々仕覚候手業を申付候。旧来之志を相改、実意に立ちかえり職業出精いたし、元手にも有付候様可致候。身元見届候はば、年月之多少に無構、右場所を差し免し、百姓素生之者は相応之地所をを被下、江戸出生之者は出生の場所へ店をもたせ、家業可為致候。公儀よりも職業道具被下候歟、又は其始末により相応之御手当可有之候。若又御仁恵之旨をも弁へず、申付に背き職業不精致候歟、或は悪事等於有之者、重き御仕置可申付者也。」
- ²⁰大谷・前掲（注1）12頁。
- ²¹江戸における有名な牢獄は「伝馬町牢屋敷」がある。
- ²²吉田松陰『福堂策（上）（下）』（1855年）吉田松陰は小伝馬町牢に収容されたことがあった。著書『福堂策』では、感化的制度を以って獄舎を「福堂」にすべきと論じた。以下は『福堂策』から抜粋した文章である。「余幸にして格外の仁恩に遇て、万死の誅を減ずることを

得、其身を牢獄に終ふる、固より自ら安んじ自ら分とする所なり。然ども、国恩の大、未だ涓埃を報ずるを得ず、深く忸怩する所なり。因りて願ふ、若し新獄の長となることを得ば或は微力を伸て万一を庶幾することを得ん、但し囚中、其才学余に過ぐる者あらば余も亦其前に居らざるなり……余野山獄に來りてより、日々書を読み、文を作り、旁を忠孝義節を以て同囚と相切磋することを得。獄中駸々乎として化に向ふの勢あるを覚ふ、是に因りて知る、福堂も亦難からざることを。且、人賢愚ありと雖も、各々一の才能なきはなし、湊合して大成する時は、必ず全備する所あらん。是亦年来人を閱して実験する所也。」

²³橋本左内『橋本景岳全集・下巻』景岳会(1939年)1180頁。「獄は悪を懲し、善を励むる為に設ける処なり。されど多き囚徒の中には、人を殺す者もあり、火を放ち者を盗む者もあり、耳に聞き目に見るもの、あしからずといふことなし。幸に罪ゆるされて獄を出づるもの、身に一銭の蓄なく、飢渴にせまりて、先に聞きつる盗人の術を試みんとし、小悪もみず、みて大悪となり、小盗も變じて大盗となるともがら数多あり。されば囚獄は悪を懲す所にあらずして、善を励むるの場といひつべし。若し此害を止めんとすれば、早く罪人に職業を授、其身を使役し、其勤惰によりて、或は広き所に移し、或は狭くして身を容れ兼ねる室に入れなんどし、又は教師を迎へて聖賢の遺訓を説き聞かせ、或は穆史野乘にもあれ勸善懲惡に旨にかなひたらんものは、これを読むことを許し、さて罪ゆるされて家に帰ることあらば、獄中作業にて得たる錢をもて、糊口のもとでに充てしめば、爰に始めて前非を悔い、悪人も善人となるべしといへり」

²⁴小澤政治『行刑の近代化—刑事施設と受刑者処遇の変遷』日本評論社(2014年4月)6頁。

²⁵手塚 豊「仮刑律の一考察」『明治刑法史の研究(上)手塚著作集4巻 慶應義塾大学出版会(1984年)14頁。

²⁶フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』(2015年10月11日)UTC版による。701年(大宝1年)に制定された日本の律令である。日本史上初めて律と令が揃って成立した本格的な律令である。

²⁷「世界大百科事典第二版」の解説による。中国の明王朝の基本的刑法典である。唐律にくらべ厳格な刑罰体系になっている傾向がみられる。

²⁸ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典の解説による。中国の清王朝の基本的な刑法典である。

²⁹「勞役苦使し、以て悪を改めて、善に遷らしむ」(新律綱領(抄):徒刑五 一年 一年半 二年 二年半 三年 凡徒ハ府藩県其徒場ニ入レ地方ノ便宜ニ從ヒ強弱ノ力ヲ量リ各業ヲ與ヘテ役使ス 毎日凡人雇工錢十分ノ一分ヲ給シ其半ヲ官ニ領置シ徒限滿ツレハ放チテ郷里ニ還シ生業ヲ營ムノ資ト為ス 罪杖一百ヨリ過レハ杖ヲ出シ徒ニ入ル 徒ハ一年ニ起リ三年ニ止ル 蓋シ勞役苦使シ以て悪ヲ改メ善ニ遷ラシム)

³⁰小野義秀・前掲(注13)28頁。

³¹「改定律例」第一条:凡笞杖徒流ノ刑名ヲ改メ一體ニ懲役ニ換ヘ例ニ照シテ役ニ服ス 懲役十日 二十日 原答一十。

³²「改定律例」第二条:凡懲役十五年ノ上ニ懲役終身ノ刑を設ケ 其犯罪持兇器強盜監守常人盜謀故殺放火反獄偽造寶貨ヲ除ク外 罪死ニ該ル者一體ニ寛宥シテ此刑ニ科ス。

³³小原重哉(1834-1902)備前岡山藩士として勤皇活動で投獄された経験から獄制改革を志し明治維新後その第一人者となる。明治5年「監獄則・監獄則図式」、明治14年「監獄則」を起草。

³⁴『法規分類大全・治罪門(三)監獄』内閣記録局 編1891年 105頁。「右は往歲英国公使に依頼し元刑部省囚獄権正小原重哉等を支那印度地方に遣し香港新嘉坡等の獄舎徒場を巡視せしめ重哉等其目撃する所と英人の口授する所とを筆記せし者に基き傍ら諸国の獄制に照し之我國の成規に比較し風土に因り人情を酌み参互取舍以て編制せし者なり」

³⁵「監獄則」の緒言による。未決者の監、已決者の監、女監、病監及び懲治監の5種類の監を設けた。

³⁶監獄則の第八条における収容者に対する賞罰規則を規定していた。すなわち、「罪囚ヲ罰スル六則アリ 第一則 棒鎖 鐵棒ヲ兩足ニ緊鎖シテ佇立セシム其時間ニ半日終日ノ別アリ凡ソ獄則ヲ犯シ輕キ者ハ此罰ヲ用ユ 第二則 貶等 第一則ノ罰ヲ受ケ改心セサル者等ヲ貶シ次等ノ役ヲ執シメ五十日ヲ過キテ本ニ復ス 但五等ノ者ハ貶スヘキ無キヲ以テ第三則ノ罰ニ擬ス 第三則 鐵丸 兩手ヲ伸ヘ重サ二貫五百目乃至三貫目ノ鐵丸或ハ他物ヲ其掌上ニ置キ洋時一二字間長サ五六十間ノ地ヲ往來セシム 第四則 擔重 兩石或ハ兩水桶ノ重サ十八貫乃至二三十貫ノ物ヲ一荷トス往來ノ距離及ヒ時間ハ上條ニ同シ 第五則 閤室 囚人ヲ閤室ニ入レ飯水ノミヲ給シ人ト言語ヲ接スルヲ許サス七晝夜ヲ以テ期トス若シ改心セハ其限ニ滿タスト雖モ免シテ之ヲ出す 第六則 懲鞭 懲鞭ヲ加フルノ法ハ先ツ其罪囚ノ手足ヲ甘字架ニ緊綁シテ其臀ヲ笞ツ其數一十ヨリ三十二至ル」という規定であった。

³⁷「監獄則」の雜則末項による。

³⁸ボアソナード (Gustave Emile Boissonade, 1825-1910)。明治初期に来日したお雇い外国人の一人。幕末に締結された不平等条約による治外法権に代表される不平等条項の撤廃のため、日本の国内法の整備に大きな貢献を果たし、「日本近代法の父」と呼ばれている。

³⁹平野龍一「死刑」『法律学大系法学理論編 127』日本評論社 昭和 26 年 (1951 年) 45 頁。平野龍一先生は「かつては『悪いことをすれば監獄』を当然の因果法則として来たが、今はもはやそれは妥当しない。」と指摘した。

⁴⁰治罪法第 107 条 (抄)：「重罪又ハ輕罪ニ因リ損害サレタル者ハ其告訴ヲ犯罪ノ地又ハ犯人ヲ見出シタル地ノ予審裁判所又ハ郡裁判所付政府ノ目代又或ハ司法警察官吏ニ為スコトヲ得 若シ告訴ヲ予審裁判官ニ為シタルトキハ該裁判官ハ第三百十条ヨリ第三百十二条マテニ定メタル通りニ処分ス可シ 若シ告訴ヲ政府ノ目代ニ為シタルトキ急速ナル場合ニシテ且ツ所為禁錮或ハ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノト思料サレタル場合ニハ政府ノ目代ハ第一ノ檢証ヲ為シ被告人及ヒ証人ノ訊問ヲ為スコトヲ得其後管轄ノ予審裁判官ニ其書類ヲ送ル可シ若シ其意見又ハ請求書ヲ要スル場合ニハ之ヲ付シテ送ル可シ 司法警察官吏モ亦急速ノ場合ニハ上ノ檢証及ヒ訊問ヲ為スコトヲ得テ後チ其書類ヲ其係リノ政府ノ目代ニ送ル可シ 違警罪ノ告訴ハ犯罪ノ地ノ違警罪裁判官或ハ違警罪裁判付ノ目代ニ之ヲ為スコトヲ得該官吏ニ之ヲ為スコトヲ得該官吏ハ之ヲ上ノ裁判官ニ送ル可シ」

中村義孝「ボアソナード刑事訴訟法典草案」『立命館法学』2009 年 2 号 (324 号) 242 頁。治罪法第 107 条の解釈について、以下のような内容があった。「すなわち、重罪または軽罪により損害を蒙ったと主張する者はすべて、犯罪が行われた場所ならびに被疑者が発見された場所の予審裁判官、軽罪裁判所の政府委員またはすべての司法警察官に告訴をなすことができる。予審裁判官に告訴がなされたときは、予審裁判官は第 130 条から 132 条に定められるように手続を行わなければならない。政府委員に告訴がなされたときは、政府委員は、緊急を要する場合またはその行為に拘禁刑 (emprisonnement) もしくはより重い刑が科せられると思われる場合は、最初の事実確認 (premiere constatation) および被疑者ならびに証人の尋問 (interrogation) を行うことができる。政府委員は、その後、必要があるときはその意見または請求を付して、書類を管轄権をもつ予審裁判官に引き渡さなければならない。司法警察官も同様に、緊急を要する場合は、尋問および事実確認を行うことができ、その上司である政府委員に書類を引き渡さなければならない。違警罪については、告訴は、違警罪が犯された場所の違警罪裁判所裁判官 (juge de simple police) または違警罪裁判所の政府委員になされるべきものとする。また告訴は、すべての司法警察官になすことができるが、司法警察官はそれを違警罪裁判所裁判官に伝達しなければならない。」

⁴¹中村義孝「ボアソナード刑事訴訟法典草案」『立命館法学』2009 年 2 号 (324 号) 243～244 頁。

⁴²小澤政治・前掲 (注 23) 155 頁。明治 18 年 6 月に山田顕義 (1844-1892) 司法 (郷) が裁判所長会同・地方長官会同で微罪不検挙の方針を打ち出し、さらに明治 32 年 (1899 年) 5 月の司法部長官会同及び同 35 年 (1902) 10 月の検事長会同で清浦奎吾 (1850-1942) 司

法大臣が起訴便宜主義を旨とすべきであると明確に訓示したことから、当初は微罪処分としての性格が強い起訴猶予が行われるようになり、やがては短期自由刑の弊害を回避等の刑事政策的配慮から、微罪事件以外にも起訴猶予の適用が拡大していった。

⁴³堀田正忠『刑法積義 一卷上』明治16年(1883年)211頁。「徒刑は即ち死刑に垂ぐの厳刑にして之に該るべき罪を犯せる者は皆な大罪人なれば内地に置くときは或は獄を破り或は越へて逃走し良民を害するの患あればなり」

⁴⁴高木豊三『刑法義解』時習社 明治15年(1882年)62頁。「徒刑の囚人を悉く島地に発見する者は以て逃脱の虞なからしめ又常人の喜ばざる所の鋤業若くは開墾等に使役し傍ら公益を興さんとする故なり」

⁴⁵高木豊三・前掲(注43)67頁。「之を内地に置くときは其残党余類若くは他の不平を抱く者毎に相嘯集し相扇動して其繋囚を劫し再び非望を逞ふするの虞なき能はず。」また、これについて、堀田正忠(堀田正忠・前掲(注42)226頁)は、「之を内地に置くときは或は其残党若くは他の兇徒ありて之を奪はんと謀り又は之を奪ひ非望を企てんとする者なきを保し難し」と述べていた。

⁴⁶岡田朝太郎『日本刑法論総則之部』有斐閣 明治28年訂正増補三版(1895年)475頁。「内地に執行されると絶海無人の孤島に執行されるとは之を受くる者の痛苦に甚しき差異あり故に同じ重罪と雖も其中に就きて稍罪悪の大なるものは島地発遣を一要素としたる自由刑に処し犯罪と刑罰との権衡を保たしむ」

⁴⁷清野謙次『明治初年北海紀聞』岡書院(1931年)1頁以下。「明治十六年七月、樺戸集治監典獄より提出された「事業計画要旨」をみると「本監を設置せられたるは、専らこれら囚徒を勧誘して農事に服役せしめ、一には国家の富源を開き、二は囚徒恩典を得たるの後、その生業に就くの土地を存せしむるの遠大なる御主旨なることを固信す」とあり、当初は農地開墾に主力が振り向けられ、その成果は「囚徒は三千余、監を置れし以来、僅に四年なれども、開拓非常に進み、地味尤も饒沃。見る処を以てするも、小麦、大豆の如きは此地を拓きたる年に播種したるも、出来過ぎる懼れなきかと掛念する位なり」

⁴⁸小野義秀・前掲(注13)84~85頁。「各集治監囚徒によって明治三一年までに開墾された耕地総面積は五二七万六、〇〇〇坪に達し、その多くは開拓の成果として北海道庁に引き渡された後、民間の移住者に払い下げられている。また、道路開削では北海道中央を横断する大動脈「中央道」をはじめとする多くの重要な道路を作られ、開削道路総延長距離は一七八里二七町に及んでおり、このほか屯田兵舎一、四七四棟、河川浚渫距離四二里であったという。」

⁴⁹『改正刑法草案同説明書』辻泰城刊 明治24年(1891年)10頁。

⁵⁰宮城浩蔵『刑法正義上巻』講法会 明治26年(1893年)252頁。

⁵¹天涯隠士「徒刑囚島地發遣に就て」監獄雑誌4巻5号 明治26年(1893年)15頁。

⁵²明治14年監獄則には、満期釈放となった出獄人は帰住すべきところがない場合に、引き続き監獄内で別房に留めて作業をさせるという別房留置が規定していた。

⁵³日本における監獄事務の改良を指導する人物である。ドイツの行刑界有名な人物カール・クローネ博士(ベルリン・モアビート監獄典獄)の部下である。カール・クローネ博士の推薦の下で来日した。

⁵⁴小野義秀・前掲(注13)118頁。ゼーハッパの日本感化事業併保護事業奨励会発会での演説であった。

⁵⁵明治21年静岡出獄人保護会社が設立以来、岡山、京都、東京で出獄人保護団体が設立できるようになり、明治23年に全国各地で宗教団体によって更生保護会が開設された。

⁵⁶小野義秀・前掲(注13)113頁。

第二章 再犯防止対策の展開

第一節 現行再犯防止対策の形成

一 現行刑法

旧刑法はフランス刑法を多く参考にして作られた法律であったが、しかし、この法律は日本の現状に適応できないところが多かった。その原因の一つは、旧刑法における刑種が複雑に設定されたが、実際の裁判では、裁判所が各犯罪に対する適正な量刑作業が困難になった。また、刑期の幅が単純に設定されると、量刑に柔軟度が足りなかった。明治40年に刑法改正案理由書では、「現行法は重罪、軽罪の自由刑を分けて数種と為し、…刑期の長短に依り、僅に其軽重を区別すと雖も…斯の如く自由刑に多数の階級を設けたる結果として刑期の範囲狭隘に失し現時殆ど其弊害に堪べざるものあり¹⁾」という理由を述べた。

明治41年に現行刑法が公布された。この法律改正によって、現行の刑罰体系が確立された。たとえば、①犯罪の分類や刑罰の種類を簡潔にすること。旧刑法における重罪、軽罪、違警罪の区別を廃止し、主刑を死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料の6種に簡約、整理した。自由刑の刑種に関して、昔の多数の刑種から、ただ懲役、禁錮及び拘留の3種となった。その中に、徒刑、軽懲役及び重懲役を統一して懲役となつて、流刑、重懲役、軽懲役及び軽禁錮を統一して禁錮となった。②刑期の設定について、有期懲役及び有期禁錮の刑期は1か月以上15年以下の広い幅に設定した。また、再犯者に対して、刑罰を重くと定めた。有期刑期の加重上限に関しては、現行刑法は再犯加重及び併合罪加重による上限を20年とした²⁾。その他、刑事責任年齢を引き上げたこと、執行猶予を取り入れたこと、仮出獄の期間を短縮したことなども今回の改正した内容となった。

二 小河滋次郎の思想

明治41年、内務省獄務課長小河滋次郎が監獄法の起草に務めた。彼はドイツに留学して、帰国した後、ゼーバッハの訳官として獄政で活躍した学者であった。すなわち、ゼーバッハの刑事政策思想を引き継ぎ、さらに監獄改革を深く推進していた。

第一に、監獄法は独立の刑罰執行する法律として規定された。歴史上では、「監獄則」は「勅令」として制定されたが、小河滋次郎が先進国であるイギリス、オランダ、フィンランド³⁾の立法経験を参考にして、刑罰の執行を「法律」として立案した⁴⁾。また、現行刑法にそつて、刑罰執行に関する所定の手続きを厳密に整理した。たとえば、刑別による監獄の指定(監獄法1条)、監獄の分界(同3条)、労役場の附設(同8条)、仮出獄・仮出場の際の証票交付(同66条)、仮出獄取締規則としての遵守事項(同65条)、死刑の執行(同71条、72条)などがあった。

第二に、受刑者を感化教育できるという趣旨で、受刑者に対する人道的な待遇が規定さ

れた。例えば、①少年犯に対して特設監獄を設置するようになること(監獄法2条)、②被収容者に対してその収容目的を超えた不利益を避けるように配慮する規定を設置すること(伝染病患者の入監拒絶(同13条)、武器使用(同20条)、監獄官吏の逮捕権(同23条)、病院移送(同43条))、③作業賦課の標準を定めたこと(同24条)、④従前の労賃の考え方を改めて作業収入はすべて国庫の所得とし、恩恵的に受刑者に賞与金を支給すること(同27条)、⑤出所直後の経済的困窮による再犯の防止に配慮する規定を新規したこと(死傷病手当金(同28条)、帰住旅費等の支給(同70条))、⑥受刑者の健康保持を重んずる規定(運動(同38条)、治療(同40条)、準病者(同44条)、請求滞監(同69条))、⑦携有物及び差入物についての処置を明確にしたこと(同51条、53条)などであった。

以上の改正によれば、受刑者を感化教育できるという趣旨で、監獄に適正かつ厳格な規則も守り、正確な行刑制度を求めるのは小河滋次郎の刑事思想である。このような思想が現在の刑事政策に深く影響があった。

三 分類拘禁制度

現行刑法により、「別房留置制度」と「懲治制度」が廃止された。そのため、少年非行者や満期釈放者を継続的に保護的処遇が監獄の業務から切り離れることになった。このような受刑者に対する単独の処遇方法を求めると当時の監獄を改革する一つの方針であった。また、各地の施設条件はそれぞれであり、同一監獄内に多種の受刑者が集まるという状況であった。「西欧文明国の監獄制度を学べ、個別主義の処遇を徹底的に行刑」⁵という監獄改革の趣旨の下で、全国の監獄では、分類拘禁制度の施行が始まった。具体的な内容について、以下のような要点を挙げる。

(一) 性別、年齢、刑期による分類

明治30年代に、懲治人や幼年囚は「特別幼年監」で収容され、女囚は「女囚特別監」に収容されたが、これは部分的地方で行う集禁であった。また、長期囚を収容する「集治監」が廃止された後、長期囚の集禁はある程度で行った。

分類拘禁制度の実施によって、20歳未満の幼少年非行者を収容する「未丁年監」は川越分監と巢鴨監獄、ほか六監獄内の特別監に指定され、刑期12年以上の長期受刑者を収容する「長期監」は小菅、三池、樺戸の三監獄に指定され、女性受刑者を収容する「女監」は八王子分監のほか三分監と三監獄内の特別監に指定された。

(二) 満期釈放者に対する措置

満期釈放になって、身柄がない人に対して、昔では監獄でその者を継続的に収容して、生業を助ける「別房留置制度」があった。明治22年の監獄則により、この制度を廃止したが、旧刑法には、付加刑の監視による「別房留置」がまだ残された。現行刑法によって、監獄で満期釈放者の保護業務もすべて終わることになった。その後、監獄に代わって、民間の更生保護会が満期釈放者を保護する役割を担っている。

(三) 非行少年に対する措置

現行刑法では、非行少年の犯罪責任能力を12歳から14歳へと引き上げたが、非行少年に対する具体的処遇方法についてはっきりしていなかった。一方、懲治監の廃止と共に、懲治場の役割が変わった。明治41年の監獄法により、懲治場で収容された懲治人が感化院⁶に移送されて、また、懲治場は改めて20歳未満の少年非行者を収容して、「未丁年監」に变身していった。

(四) 凶悪不良囚の集禁

性別、年齢、刑期による分類拘禁制度が確立した後、「凶悪不良囚」の集禁制度が導入された。処遇困難者が通常の監獄から隔離されることになって、通常監獄の負担を軽減するということは「凶悪不良囚」の集禁制度を設ける主旨であった。大正5年に、安濃津監獄(現在の三重県刑務所)に近隣の監獄の処遇困難者を移送され、集禁の試行を行った。また、大正10年の法改正によって、「凶悪不良の男子懲役囚で無期及び残刑期二年以上の者」に対して、その者を収容する監獄として千葉、甲府、安濃津、秋田、岡山、高松、熊本、網走の各監獄が指定された。

しかし、「凶悪不良囚」の集禁監獄で、受刑者の改善可能性がまったく無視されてしまうことが多かった。昭和時代に入ってから「凶悪不良囚」の集禁制度が廃止された。

四 下位法令の発展

明治41年監獄法の改正について、平成17年刑事収容施設法の制定まで、全面的な改正がなかった。この約100年の間に、進歩的な改正としては、省令以下の規範が活躍していた。たとえば、昭和8年の行刑累進処遇令(昭和8年10月、訓令三五号)と昭和41年の監獄法施行規則の一部改正(昭和41年法務省令47号)が挙げられる。

(一) 行刑累進処遇令

行刑累進処遇令を制定する当初、政府が段階処遇制を法律として導入する予定であったが、結局、省令の形式で具体化された⁷。行刑累進処遇令において、昔の秩序と戒護による監獄管理技術を中心とする処遇方法が変えられて、累進による受刑者に優遇付与することにより、受刑者から主動的な改善更生の努力を啓発する新しい処遇方法であった。そして、行刑累進処遇制度と分類拘禁制度と並んで、重要な処遇方法になった。しかしながら、2005年の「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律」の公布によって、行刑累進処遇制度が廃止された。その代替の処遇制度として、優遇措置が採用された。それにしても、歴史上では、行刑累進処遇制度が高く評価された⁸。

(二) 昭和41年の監獄法施行規則の一部改正

明治41年の監獄法を改正する大きな背景は、監獄法の運用実態が第二次世界大戦後の社会、文化の進展等の諸情勢に適合することができなかった。当時、法務省が刑法改正作業を勘案していたため、刑法を改正することと合わせて監獄法の改正も求めていた。しか

し、法律の改正が容易ではなかった。法務省は実現可能な改正とする被収容者の生活規範に関する「監獄法施行規則」を早急に改めることにした⁹。

監獄法の改正の主要な内容は以下のとおりであった¹⁰。

- ① 昼夜独居拘禁の期間を短縮したこと(27条)、
- ② 雑居監房、工場等における被収容者の交談の一般的禁止を改めたこと(36条、37条)、
- ③ 受刑者の監房に畳を敷いてはならないとの禁止規定(旧37条)を削除したこと、
- ④ 監房の不閉鎖等の余地を認めて開放的処遇を行い得ることにしたこと(42条2項)、
- ⑤ 所長の命令を受ける暇がない場合の戒具の緊急使用を認めること(49条1項但書)、
- ⑥ 一般新聞紙の閲読禁止規定(旧86条2項)を削除したこと、
- ⑦ 受刑者の衣類臥具の色彩の指定(旧91条1項)を廃止したこと、
- ⑧ 給与する食事の熱量の基準を保障したこと(94条)、
- ⑨ 受刑者の頭髪の「丸刈り」(旧103条1項)を改めて、他の適当な調髪も行い得るようにしたこと、処遇上不相当と認められる者からの差入りを許さないことにしたこと(146条2項)等である。

五 まとめ

以上によれば、明治41年刑法において、死刑、自由刑、財産刑となる現代的な刑罰体系が確立された。また、監獄制度の改革について、小河滋次郎が刑罰執行法として「監獄法」を起草した。行刑について、ゼーバッハの思想を受け入れた小河滋次郎が、受刑者を感化教育できるという主旨で、監獄に適正かつ厳格な規則も守り、正確な行刑制度を求めた。

また、監獄の改革について、西欧先進国を学ぶ、分類拘禁制度が導入された。その後、監獄法の下位法令とする「行刑累進処遇令」の執行によって、個別主義の処遇は刑務所における基本処遇制度として展開することになった。

そのほか、監獄法の大きな改正については、戦後、昭和41年の監獄法施行規則の一部改正であった。この改正によって、監獄法における社会情勢に不適應な条文が改革された。平成17年までに、監獄法の全面改正として、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が制定された。この法改正によって、刑事施設における受刑者の社会復帰を目的とする処遇方法が制度化され、刑事施設の運営、管理も一層充実されると期待できる。

第二節 現行再犯防止対策の発展

一 犯罪者処遇

(一) 処遇の意義

「処遇」の言葉は、待遇のしかた、扱いを意味する¹¹。英語訳は treatment、治療、手当て、処置、取り扱い、待遇、扱い方等を意味する。そのうちに、「取り扱い」の意味が一番

ふさわしいと思われる。そこで、森下忠教授の解釈によれば、犯罪者の処遇とは、「犯罪者の人格を考慮した取り扱い¹²」と意味する。その他、加藤久雄教授の見解によると、「処遇」という言葉からは、「ある人の立場、状態、人格を考慮した扱い¹³」というニュアンスを読みとることができる。その言葉からは、刑事法の領域で、個々の犯罪者の人格を尊重し、公平にその者を取り扱うことであると考えられる。

19世紀中葉、近代刑法学派により犯罪者処遇という観念が提起され、発達した。その理念により、犯罪の原因を探求し、犯罪者を研究して、犯罪防止の対策を求めることは、必然的に、どのようにして犯罪者を処遇するかの問題につながることになる。ところで、その観念が普及したのは1950年代以降のことであった。1955年にスイスのジュネーヴで第一回の「犯罪の防止および犯罪者の処遇に関する国連会議」が開催され、犯罪者処遇が専門用語として、使用された。その後、犯罪者処遇の観念は「犯罪者の改善更生ないし社会復帰に必要な取り扱い」を意味するものとして、犯罪者および非行少年などに対し、再犯を防止し社会復帰を容易にする目的でその人格にはたらきかけるところの、社会学的、教育学的、医学的、心理学的処置をいうものと解されている¹⁴。

(二) 犯罪者処遇に関する理念の変遷

日本における犯罪者の処遇は大きくアメリカにおける犯罪者の処遇方法の影響を受けた。アメリカでは、1940年代に、犯罪者を病人と同視するという「医療モデル」が優勢になった。犯罪者の病気の原因を探求して、適当に治療手当てを模索することが、処遇の最重要問題になった。司法手続きにおいては、まず犯罪者を「診断」、「分類」し、その者の人格により、再発危険性と治療に要する期間を決めて、「処遇」する。すなわち、病気の原因と病気の程度によって、異なる期間を要するという理念から、「不定期刑」が登場した。しかし、これに対して、不定期刑の上限と下限の幅が広いこともあり、釈放に関する裁量権が大きく、適正的な手続きも欠くという批判があった。その後、1975年以降、刑罰の重点が「応報」と「犯罪抑止」へ置かれるにつれて、処遇の問題について、「医療モデル」から「公正モデル」へ変化していた。「公正モデル」は「医療モデル」の治療と改善の理念と異なって、刑罰の重点は定期刑によって、犯罪者を処罰することになった。すなわち、犯罪者を「選別」して、危険性の重い者を長期に刑事施設に拘禁することであった。

処遇モデルについて、日本の学者は様々な見解がある。どのようなモデルに基づいて行刑することについて、石原明教授は、「公正モデル」と「医療モデル」との両者を調和して、行刑を行うことを主張した¹⁵。また、受刑者の自主性を尊重し、「医療モデル」の上に、「公正モデル」を加えることと解される福田雅章教授の見解も見られる¹⁶。その他、中山研一教授は「公正モデル」を基本として、「医療モデル」が正当であるという見解であった¹⁷。これらの見解によると、日本はアメリカの実情は異なり、アメリカのモデルを全般的に採用する必要がなく、日本における行刑理念は、「公正モデル」と「医療モデル」に拘らないという結論であった。

そして、日本における行刑理念は、一般的には、受刑者への過剰介入を避けて、受刑者の自主性を尊重し、社会復帰を受刑者本人の同意と納得の上に処遇をするという見解である。大谷教授は後者の見解を通説と理解している¹⁸。これに関して、特に、社会復帰理念を主に考える説が重要である。たとえば、石川正興教授は以下のような見解を持っている。すなわち、「むしろ、政策的には改善、社会復帰理念が持つ受刑者の人権および自由拡張機能をこそ強調すべきであろう。また、刑務所当局が開放施設の建設や専門職員の増員に当たって、予算編成当局や国民を説得する場合、改善、社会復帰理念の再犯防止的機能を強調することは現実的な説得力を有するようになると思われる。このような理由からも、我が国の現状では、改善・社会復帰理念を行刑目的に据え、それを推進していくことが得策であろう。¹⁹」という意見である。

その他、注目に値することは柳本正春教授の見解である。柳本教授は、日本刑事司法制度は「医療モデル」の理念によって作るものではないと指摘し、改善更正の理念は刑事司法制度の基本理念とするだけではなく、運用の実態にも指導理念とすると考えている。すなわち、「職員と収容者との間に、建設的な感情移入が行われ得ると信じられている現在、社会復帰の理念や処遇個別化の指導理念をただちに捨て去ることは、自己も見失ったあまりにも他律的な姿勢ではないかと思われる。²⁰」という見解である²¹。

現在、受刑者の自主性のもとで、社会復帰を目指して、改善教育を行うことが主な行刑思想となっている。多数の学者は、こうした理念を「社会復帰モデル」と呼んでいる。

以上の検討によると、日本の犯罪者処遇理念は大きく発展してきた。今では、犯罪者の「社会復帰」を中心に、犯罪者の処遇を行っている。しかし、どのような処遇をしても、やはり犯罪者を一日でも早めに刑事施設から出されることが大切であると考えられる。再犯防止の点では、刑事施設を出た後、政策上からの援助が必要であるが、最も重要な点は受刑者を改善教育の過程で、改悛の情を自覚させ、職業技能を持たせ、人間らしい力を養成させることである。これによって、再犯防止の効果を一層に期待できると思われる。

二 実務における再犯防止対策

(一) 司法的処遇

再犯防止対策は、初犯の段階で、犯罪者に刑事司法上の処遇がなされる。犯罪の防止を図るといふ刑事司法制度の目的は再犯防止の点では、変わることがない。刑事司法における犯罪者の処遇の流れによれば、警察官は最前線である。警察官独自の処遇として、微罪処分制度がある。この制度は、裁判よりも早い段階で事件を処理する。通常、これを司法前処理と言われる。司法前処理は、処理、処遇を受ける者に対して働きかけをするという積極的な面がある。一方、警察官の不十分な推測によって、犯罪者を処罰しないで、その者を社会復帰させ、再犯に陥る事例もある²²。同様なことは検察官の起訴猶予制度につい

てもいえる。この制度は、再犯率の抑止効果に見ると、①かなり再犯防止の効果を挙げているという見方と、②もともと再犯のおそれの低い者を対象として起訴猶予にしたのであるから、必ずしも再犯防止の効果を挙げているとは言えないという見方がある²³。また、検察官が独占しているきわめて広範な公訴権、訴追裁量権を適正に行使することができるかという疑問を生じることもある²⁴。現在、前科、前歴のある者について、原則としては、微罪不検挙や不起訴処分になされず、刑事手続きにより、裁判の段階へ進むことになっている。

再犯を防止するためには、再犯に至らないような適正な科刑の量定が大切である。裁判所はこの点では、主な役割を果たしている。刑法は、社会の一般人に対しても、犯人に対しても、前者に一般予防および後者に特別予防的機能を有する²⁵。

(二) 矯正的処遇

矯正段階での再犯防止対策として、犯罪者に出所後の就労を支援する体制の整備が大切である。近年、職業訓練、生活技能訓練、社会連携ネットワークなどの就労支援として、様々な取り組みが始まった。平成18年から、法務省と厚生労働省は、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」が打ち出した。具体的施策として、専門資格を有する「就労支援スタッフ」を刑事施設に配置し、受刑者に対して、適正的な指導を展開している²⁶。また、職業訓練の種目は、伝統の25種目²⁷に加え、雇用情勢に応じて、CAD技術科、総合美容技術科まで拡大した²⁸。その他、就労支援の対象者を試行的に雇用した事業主に対して試行雇用奨励金を支給する²⁹。これらの取り組みによって、社会と施設内の情報交流が出来るようになってきている。

(三) 保護的処遇

保護観察所、保護監察官および保護司の協働態勢によって、社会内再犯防止対策が実施されている。特に長期仮釈放者や凶悪重大事犯の再犯者を中心に、中心的、継続的な指導・補導援護が行われるようになった。最近、保護観察対象者の類型化に対して、類型区別の処遇方法に関し、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」、「性犯罪者処遇プログラム」、「暴力防止プログラム」等がそれぞれ独立した専門的処遇プログラムとして制度化されている³⁰。それに加えて、近年凶悪重大再犯事件の頻発に対して、2007年から、重大の罪を犯した保護観察対象者に、犯した罪の重大さを自覚させ、改悛の情を喚起する「贖罪指導プログラム」を実施することになった。

しかし、保護監察官制度の不備、保護司の個人差と地域差などが問題となる。保護観察の実務では、保護観察官の負担件数は一人当たり65件あまりとなっている。保護観察官の人数が少なく、負担が重過ぎるのは保護観察の実情である。大谷教授は「これまでの体制で効果的な社会内処遇を実践し、再犯防止を図るのは困難な状況になる。処遇の科学化が進むにつれて専門家である保護観察官の役割は不可欠になるから、保護観察官と軸とした保護体制の一層の強化が求められる³¹」と分析している。本稿もその保護観察官体制の強

化も必要であると考えている。

(四) 処遇をめぐる議論

日本では、犯罪者処遇について異なる見解がある。最初に「犯罪者処遇」という言葉を主として司法的処遇の意味において理解していたのは平野竜一教授である。平野教授は刑法典の改正についての反対意見があり、犯罪法典と処遇法典を分離することを主張していた³²。

また、犯罪者処遇の意義を矯正処遇と保護的処遇にあわせたものに限定する見解がある。たとえば、加藤久雄先生は以下のように考えている。すなわち、「犯罪者の処遇とは、裁判所によってなされる司法的判断に基づいて、原則として、司法機関以外の公的またはそれに準ずる機関によって、対象者の社会復帰と社会安全の確保のためになされる働きかけや援助などをいう³³」と理解されている。

しかし、「犯罪者の処遇」の観念は国際的に広い意味で理解されているので、狭く限定される必要がないと主張した森下教授は、以下のように述べている。すなわち、「犯罪者処遇の観念は、まず矯正処遇の段階で展開され、つづいて、犯罪者人格の評価の重要性が認識されるに及んで、司法の領域にまで拡大されるに至った。³⁴」という内容である。そのように、森下先生は、裁判の評価機能を重視して、「犯罪者処遇」の理解を「司法的処遇」まで拡大し、「矯正的処遇」と「保護的処遇」を加える総合的に考えていた。

また、同じ考え方を持っている前野育三教授は、以下のように述べている。すなわち、「古くは、処遇といえは有罪裁判確定後にのみ問題にされてきたが、司法過程における処遇も考えられないではない。現在、成人に対しては、有罪確定前に社会復帰のための働きかけを行うことは否定的に評価されているが、少年の場合、健全育成のための働きかけは、終局決定以後では遅れすぎるのであり、調査や審判自体の教育作用を肯定する見解が一般的である。³⁵」という見解である。

実務を見ると、裁判の段階で、犯罪者に対する処罰するが再犯防止の効果に関連性があると思われる。犯罪者を実刑に処する前に、執行猶予や保護観察処分にされる者は、刑事施設に送られる者より、社会復帰を行うことが比較的容易であると考えられる。それに関して、受刑者どのように処すべきか、保護処分すべきか否かという処遇選択問題とどの程度の刑罰また処分を科すべきかという量刑問題は、犯罪者の更生に、緊密な関係がある。そうなれば、「犯罪者の処遇」を広い意味で理解することは必要があると思われる。つまり、森下先生の「犯罪者処遇」を司法的処遇、矯正的処遇、保護的処遇に解される見解が妥当であるとする。

しかし、有効な刑事政策を行うために、その三つの処遇方法の中で、特に、「矯正的処遇」と「保護的処遇」を重視すべきであるとする。最近、刑法が重罰化へ進まれていることに影響され、犯罪者の社会復帰が前より一層困難になるという考える方がいる。また、再犯防止の重点は改善教育である。そのため、受刑者の自主性のもとで、社会復帰を行うこ

とは重要である。矯正的処遇と保護的処遇は、改善教育を展開する現場的処遇として、その行刑理念を一貫される処遇であり、再犯防止の点には、司法的処遇より、効率的な処遇であると思われる。本稿は、「矯正的処遇」と「保護的処遇」において、比較法的な視点から、再犯防止および受刑者の社会復帰を検討する。

¹「明治40年政府提出刑法改正案理由書」高橋治俊＝小谷二郎編『刑法沿革総覧』清水書店 大正12年(1923年)2126頁。

²松本 裕＝佐藤弘規「刑法等の一部を改正する法律について」法曹時報57巻4号 平成17年(2005年)48、93頁。加重上限を20年に設定する理由がは当時では明確ではなかった。当時の有期刑上限を設定する根拠は、国民の平均寿命を考慮し、常識的に判断した結果であった。平成16年5月17日の法制審議会刑事法部会第2回会議において、事務当局もこれについて、以下のような説明していた。すなわち、「明治40年当時の平均寿命の下において、やはり有期としては処断刑として加重するとしても20年が限界だなど、このような理念で20年というものに至ったのではかならうかと思えます。」という理由を述べた。これを根拠として、平成16年に、凶悪犯罪に対して、刑法等の一部改正によって、有期刑の上限は20年、加重上限は30年に引き上げた。統計によると、現行刑法設定された時に国民平均寿命は男44.25歳、女44.73歳であったのに対して、近年は男77.72歳、女84.60歳となっている。

³第24回帝国議会衆議院監獄法案外四件委員会議録第4回 明治41年3月5日(1908年)21頁。「監獄法を法律を以て公布致し居ります国は、現在のところでは英吉利、芬蘭及び和蘭、此三箇国でございます。」

⁴小河滋次郎「監獄法講義」巖松堂 明治45年(1912年)1頁以下。小河滋次郎は「監獄法講義」で以下のように説明していた。「文明法治の要求を充たしたるの英断と謂ふべく、先進各国のまさに為すべくして、而して為すを難たんずる所のもの、我に於ては即ち終に之を能くす、設令、先鞭者たるの名を専らにする能はざるまでも、少くも刑事立法の上に、模範的一新事例を示したものであると認むることは出来る。」という内容であった。

⁵小野義秀「監獄(刑務所)運営120年の歴史—明治・大正・昭和の行刑—」財団法人 矯正協会 平成21年9月(2009年)166頁。大正2年に開催された全国典獄会で、時任監獄局長谷田三郎が監獄での分類拘禁制度について、以下のような訓示を述べた。すなわち、「所謂拘禁区分に関する規定とは、囚人の種類に従て之を集禁する監獄を定める規則であつて、換言すれば如何なる囚人は如何なる監獄に拘禁すべきやを定むる標準である、……囚人の刑期、年齢、性格等の異なるに従て監房若くは監獄を別異し、其種類に適応する処遇方法を施すと云ふ事は、個別主義に基く行刑法の根本原則でありまして、現今何れの文明国に於ても獄政の第一要義として其実施に努めつつある所であります、然るに残念ながら我国に於ては今日に至る迄、未だ実際に有効なる合理的の分類並に分禁法を行ふことが出来ないのであります、我国に於ても監獄法の面には、性格、年齢、罪質、犯数等を斟酌して監房を別異すべしとの明文は載せてあるが、各監獄に於ける実際の有様を見れば、其適用は全く形式一片で、法の精神は少しも実現せられて居ない様に思はれる。是は主として設備の不完全なるに因るのであります、縦しや設備は相当に整つても、同一監獄内に種々雑多の異分子を集合する以上は、到底適切な行刑を施すことは出来ないのであつて、一定の囚人に対しては必ず一定の特別監を必要とすることは、学者及び実務家の定論であります、我国に於ても現に特別の未成年監、女監、長期囚監等が設けられてありますけれども、其数が少なく、所詮前獄の需要を充たすに足らぬのみならず、此等の特設監と雖も、其設備は誠に不十分で、其採用する分類法及処遇法も亦甚だ幼稚たるを免がれないのであります、思ふに此の如く分類法並に分禁法の不完全なることは、我国の監獄行政に於ける根本的欠陥である。」ということであった。

⁶明治33年に公布された「感化法」により、軽微犯罪をした乞食・放浪者及び不良少年に対して「感化院」で感化教育を行う。明治41年に感化院の設立は二府三県に止まったが、その後、「感化法」の改正によって、明治43年まで全国では感化院が設立された。

⁷小澤政治「行刑の近代化—刑事施設と受刑者処遇の変遷」日本評論社(2014年4月)52頁。当初は、段階処遇制を法律レベルで導入することが企図されて、昭和2年(1927年)に

司法省内に設置された「刑務法案調査委員会」では全 22 項目から成る『監獄法改正の綱領』が決議されたところ、その第 4 項目に「改善の目的を達した社会生活の準備を完うする為累進処遇制度を採用すること」が掲げられていた。同『綱領』に基づき『刑務法改正予備草案』が起草され、そこでも段階処遇制の採用は重要な柱の一つとされていた。しかし、段階処遇制の立法化に向けて事態が進んだが、同「委員会」での『刑務法改正予備草案』の審議は刑法関連事項の審議が終了するまで休止すると決定されたため、結局、法律レベルで段階処遇制の導入も中止になった。

⁸小野清一郎＝朝倉京一『ポケット注釈全書監獄法』有斐閣 昭和 40 年(1965 年)486 頁。行刑累進処遇令の改正について、「実質的には監獄法そのものを修正し、その基本的な思想に重要な変化をもたらした。」という評価の内容であった。

⁹藤平英夫「監獄法改正の経緯」刑政 79 卷 2 号 昭和 43 年(1968 年)21 頁。藤平英夫先生は次のように主張していた。すなわち、「監獄法改正は、刑法改正の推移を見てこれと歩調を合わせて作業を進めるべきであること、とされ、他面、時代の進展に伴い、法令上の手当てが不可欠と思料される事項については、可能な限り、監獄法施行規則を早急に改正すべきであるとされた」という内容であった。

¹⁰朝倉京一「監獄法施行規則の一部改正について」『刑政』78 卷 2 号 昭和 42 年(1967 年)15 頁以下。

¹¹『広辞苑第六版』岩波書店(2008 年)による。

¹²森下 忠・佐藤晴夫『犯罪者の処遇』有斐閣双書(1976 年)17 頁。

¹³加藤久雄『刑事政策入門』立花書房(1991 年)208 頁。

¹⁴加藤・前掲(注 13)211 頁。

¹⁵石原 明「受刑者の法的地位考察の方法論」『刑法雑誌』21 卷 1 号 1～20 頁(1976 年)。

¹⁶福田雅章「受刑者の法的地位と『要綱案』」『ジュリスト』712 号(1980 年)40～48 頁。

¹⁷中山研一「受刑者の権利と義務」『法律時報』53 卷 5 号(1981 年)93～95 頁。

¹⁸大谷 實『刑事政策講義(新版)』弘文堂(2009 年)170 頁。

¹⁹石川正興「改善・社会復帰行刑の将来—アメリカ合衆国と日本の場合」『比較法学』14 卷 1 号(1979 年)89～116 頁。

²⁰柳本正春『拘禁処遇の理論と実践』成文堂(1987 年)。

²¹藤本哲也『刑事政策概論(全訂第 6 版)』青林書院(2010 年)226～231 頁。

²²大谷・前掲(注 18)439 頁。

²³森下 忠『刑事政策大綱(第 2 版)』(1985 年)152 頁。

²⁴本間一也 丹羽正夫 岡上雅美『live 刑事法』成文堂(2005 年)124～125 頁。

²⁵大塚 仁『刑法要論(総論)』成文堂(1993 年)3 頁。

²⁶前澤幸喜 白井健二 斎藤晶絵「矯正における再犯防止施策の充実」『法律のひろば』平成 22 年 2 月(2010 年)2 号 37 頁。

²⁷菊田幸一『犯罪学(7 訂版)』成文堂(2009 年)442 頁。(伝統の職業訓練の 25 種目は、木工、印刷工、溶接工など技能士の受給資格を含めて、美容、理容、自動車運転など資格免許とする職種。)

²⁸前澤・前掲(注 25)37 頁。

²⁹藤本哲也「更生保護における再犯者の実態と再犯防止対策」『更正保護』平成 22 年 5 月号 9 頁。

³⁰松本 勝『更生保護入門(第 2 版)』成文堂(2010 年)83 頁。

³¹大谷・前掲(注 18)298 頁。

³²平野竜一『犯罪者処遇法の諸問題』有斐閣(1963 年)。

³³加藤久雄『犯罪者処遇の理論と実践』慶応通信(1984 年)10 頁。

³⁴森下 忠・佐藤晴夫・前掲(注 12)18 頁。

³⁵前野育三『刑事政策論』法律文化社(1994 年)182 頁。

第三章 刑事施設における再犯防止

第一節 刑務作業

一 刑務作業の根拠及び現状

受刑者が刑事施設内で行う労務は、一般に刑務作業と呼ばれる¹。法律上では、刑務作業は強制的になされる根拠がある。刑法 12 条 2 項では、懲役に処せられた者に対して、「刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる」という規定がある。また、罰金刑に処せられた者に対して、罰金を完納することができない場合に、その者を労役場に留置し、労役を行わせる(刑法第 18 条)。「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の第 94 条 1 項では、刑務作業の実施について、以下のような規定がある。すなわち、「作業は、できる限り、受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとする。」また、同条 2 項では、「受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を取得させる必要がある場合において、相当と認めるときは、これらを目的とする訓練を作業として実施する。」と定めた。このような規定によれば、刑務所における刑務作業は、刑罰の内容とするものだけではなく、主として、受刑者の規則正しい勤労生活の継続、勤労意欲の涵養、心身健康の維持、職業知識の習得などの意味がある。

日本において、刑務所は司法機構の一部として、刑事司法システムの最後の位置にある。そのため、司法上では、刑務所は「刑事司法の最後の砦」または「治安の最後の砦」などといわれている。また、刑務所は、犯罪者を社会から隔離しなければならない。これに関して、刑務所は刑罰を執行する現場であるため、受刑者を社会から隔離に限ることではなく、受刑者自身に刑の重さを感じてもらおうという重要な役割がある。また、刑務所にとって、懲罰より受刑者を社会に復帰させることは、更に重要であると考えられる。刑務作業の実施は、受刑者の社会復帰に向けて、最初の処遇方法である。それは、再犯防止に重要な関係があると思われる。

作業の内容として、生産作業(木工、印刷、洋裁、金属等の物品製作作業及び労務提供作業)、自営作業(炊事、清掃、介助、設備の修繕等の刑事施設の運営に必要な作業)、職業訓練を受けるための作業、という内容である。また、平成 23 年に、社会貢献作業が導入された。これは、公園等の除草作業など賃金の収支を伴わないボランティア的な労務提供作業であって、社会に貢献していることを実感することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰に資すると認められる作業。平成 25 年度において社会貢献作業を実施した施設数及び対象受刑者数は、全国で 4 庁 14 人があった²。

また、刑務作業は大部分が刑務施設内で行うが、その他、刑事施設が管理する構外作業場で行うもの及び刑事施設の外の事業所の協力を得て、受刑者を職員の同行なしに、その

企業の事業所に通勤させて同所での業務に従事させる外部通働作業もある。調査によれば、平成26年4月末日現在、全国で外部通働作業を実施している刑事施設及び受刑者の人数は、5庁で14人があった³。

二 刑務作業の特徴

2005年頃、全国で12の刑事施設を対象として、伝統工芸を刑務所作業に導入に関するアンケート調査が行われた。その結果、約80%の施設からは、「伝統工芸作業は刑務作業に適している」と答え、特に長期受刑者の処遇に大きな効果があるとされていた⁴。このような状況を踏み、各地の刑務所が地元の伝統工芸作業を刑務作業に導入することが始まった。

(一) 新潟刑務所における木彫堆朱

新潟刑務所における村上木彫堆朱⁵が刑務作業に導入するきっかけは、原来の企業の契約が完了となり、受刑者の作業が確保できなくなった。その者の代替作業を確保するために、刑務所が新潟県市内の工房を誘って、一般対象とした夜間講習の木材工芸科を施設内で開設した。一方、受刑者を面接して、施設内で訓練生の募集を行う。授業は外部講師に委託する。導入した結果、木材工芸科における最初の箸の生産から、今の木彫堆朱まで、70種類に及んでいる。現在、木材工芸科が生産作業として重要な処遇方法と認められる。

このような木材工芸を刑務作業に導入する利点は、①伝統工芸であるため、木彫堆朱はネームバリューが得やすかった。②制作に関する設備投資が少なく、作業場所の規模も小さかった。③技術の蓄積や設備の充実とともに、良品の生産が可能である。現在、完成した木彫堆朱製品が売れないと問題になる。新潟刑務所が地元のホテル及び駅を委託して、製品を販売しているが、今後、売り場の拡大及び社会的なニーズに応じて新製品の検討が刑務所の課題になる⁶。

(二) 大阪刑務所における手織段通

平成6年、堺市中小企業振興会及び堺式手織り段通⁷保存協会が大阪刑務所に対し、手織り段通の製作技術及び技術承継を申し入れた。大阪刑務所がこの申し入れを受けて、施設内で手織り段通の職業訓練を開設した。現在導入当初から続いた自庁職業訓練は、平成24年10月に生産技術取得訓練に変更し、受刑者が6ヵ月間の訓練を経て事業部作業に手織り段通の作成に従事することができる。これは、量産する体制までには遠いものの、昔ながらの製作方法を継承した。堺式手織り段通の精巧さは、全国矯正展で審査員から評価を受けたこともあり、法務大臣賞までも入賞した。

しかし、適性の受刑者が少ないのは課題になる。この職業訓練の開設以来、2015年3月までに、従事した受刑者は47名であり、現在手織り段通の製作に従事する受刑者はただ5名である。また、受注から納品まで、約一年から二年の時間が顧客に待たされるのは実情である⁸。

(三) 高松市刑務所における香川漆器及び石材工芸

全国有名な漆器産地である香川県における高松市刑務所は、昭和 26 年で伝統工芸「香川漆器」⁹の製作を刑務作業に導入した。当初は関係機関から技術指導者の派遣を受け、作業内容は座卓製作を主としていた。昭和 53 年に、高松市刑務所における集合職業訓練として木材工芸科の開設によって、香川漆器の製作は職業訓練の一つの内容となった。現在、「蒔醬」、「讃岐彫」とメインに、盆、箱物、座卓の製作ができた¹⁰。

また、石材工芸に関して、昭和 26 年頃から「庵治石」¹¹の石材加工が刑務作業に導入された。加工内容が、主に墓石、灯籠、置物の製作となっている。近年、全国の矯正展では、置物の商品は人気がある。しかし、受刑者の減少と共に熟練者が育たない状況が現在、高松市刑務所の課題になる。

(四) 沖縄女子学園における染物

また、刑務作業以外の処遇内容について、伝統工芸作業の実践も始まった。たとえば、「沖縄女子学園における染物」である。

沖縄女子学園は昭和 60 年 10 月から長期処遇の職業補導種目として「紅型」(びんがた)¹²の染物に関する指導を開始した。担当職員が沖縄県工芸指導所に通って紅型の技法を学び、収容少年に教える。このような伝統工芸の製作を通じて、収容少年に集中力、忍耐力、根気強さを習得させる、伝統工芸を製作したいという自負心、自己有用感につなぐことを期待するという主旨がある。現在、技術指導のレベル維持のため、指導者の確保、技術力の確保が問題となっている¹³。

三 刑務作業に関する諸問題

刑務作業に関して、すべて自由刑を処せられた者に義務化にすべきかという問題がある。刑法の第 13 条及び第 16 条に、拘留及び禁錮に処せられた者が刑務作業を行う義務が規定していない。禁錮受刑者及び拘留受刑者の希望より、刑務作業が可能である。しかし、実際の状況では、平成 25 年度における作業の一日平均就業人員は、5 万 4, 868 人であり、その中で、禁錮受刑者は 82.5%が作業に従事していた¹⁴。すなわち、ほぼすべての自由刑を処せられた者が刑務作業を行わせるという結果になっている。

もう一つ重要な問題は、刑務作業に関する報酬金制度である。「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の第 97 条では、刑務作業による収入は、国庫に属すると規定されている。また、第 98 条 1 項では、受刑者の刑務作業に関して、刑事施設の長は刑務作業を行った受刑者に対しては、作業報奨金を支給するものと規定されている。作業報奨金の支給は、原則として釈放の際、本人に対してなされているが、在所中であっても、その趣旨を損なわない程度で、所内生活で用いる物品の購入や家族への送金等に使用することも認められている。平成 25 年には、一人 1 か月当たり平均で 4, 816 円であった。その中で、受刑者が出所時に支給された作業報奨金の金額を見ると、5 万円を超える者が 28.4%、1

万円以下の者が 19.6%であった¹⁵。

この一連のデータにより、刑務作業は強制的な刑罰の内容であるため、受刑者に恩恵としてわずか作業賞与金を支払い、刑務作業の対価ではないと認められている。また、受刑者が出所の際に得た刑務作業の報償金の額は小さく、小遣いの程度であって、安定の生活、起業や被害者の弁償などの金額とは大きな差がある。そのため、刑務作業において、賃金制導入の要否も問題となる。

四 賃金制に関する論争

(一) 賃金制に対する賛成意見

刑務作業へ賃金制を導入すべき意見としては、具体的に、四つの代表意見がある。

1 行刑社会化論において、刑務所の行刑はなるべく社会で展開される姿勢で行い、受刑者の改善方法はできるだけ社会に近いものにすべきである。そして、自由刑は受刑者の労働権を奪うものではなく、受刑者は労働権を持つことが認められる。受刑者は社会での普通の労働者と同じ、彼らにも労働に対価する賃金を支払い、労働の保険、健康、安全に関する法律を適用すべきである¹⁶。

2 自由刑純化論は、刑務作業を自由刑の内容から除外すべきであると主張している。従来の刑務作業は、刑罰としての機能、社会復帰としての機能、規律維持としての機能、自給自足としての機能などを担わせているが、それらを純化すべし、刑務作業は純粋に受刑者が有する一般的な労働の権利及び義務を実現すべき位置にいる¹⁷。そのため、受刑者にも労働者と同様に、賃金制、労働災害補償、失業保険などが適用されるべきである。

3 デュープロセス論において、受刑者も人権の享有主体であって、彼らは行刑過程においても、刑罰権は厳格に援用されるべきである。刑務作業に関して、国家は、刑務作業を単に社会における一般労働のように正常化、社会化させるだけではなく、自らの責任で特殊な援助政策を講じて、一般社会における労働の権利の実現以上に手厚く受刑者の労働権利を実現させるべきである¹⁸。

4 新自由主義的行刑論は、刑務作業を市場化すべきであると主張している。新自由主義は、市場競争原理の徹底化を考えている¹⁹。自己責任と経済効率性を基本原則として、事柄の判断基準になっている。その理論に従って、刑務作業は、i 受刑者の権利ではなく義務であることを認める。ii 刑務作業は、一般産業と同じように、最大限の経済的な利益を追求する。iii 刑務所へ完全な民間手法を導入して運営すべきである²⁰。

(二) 賃金制に対する反対意見

反対意見において、刑務作業は一般の労働ではなく、刑の執行の一部と解される。その立場では、受刑者は賃金請求権を有しないと考えられている。これに関して、宮本恵生教授は次のような見解がある。すなわち、「このことについては、受刑者も当然に労働対価としての賃金を請求しうるべきであることの主張もあるが、懲役受刑者にとって刑務作業の

遂行が刑の内容の一部をなすこと、および刑務作業が受刑者の社会化を図る一方策として運営されていることから、直ちには賛同し難い。²¹⁾ という意見である。

(三) 日弁連の提言

1 2000年の提言

2000年、日弁連は法務省との受刑者処遇勉強会において、賃金制の採用、健康保険、雇用保険、労災保険などの社会保険制度は、刑務所へ導入すべきと提言した²²⁾が、その後、平成17年の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に反映されなかった。

2 2003年の提言

2003年に、日弁連は「刑罰・処遇の在り方と被収容者の法的地位に関する提言」に、賃金制の採用という意見を再び提出した。その中に、賃金制の採用について、以下の理由を挙げた。

① 刑法12条2項では、「懲役は、監獄に拘置して所定の作業を行わせる」旨規定している。

② 受刑者に適正な報酬(賃金)を支払うことにより、受刑者の社会復帰のための資金及び被害者への弁済などの財源を確保することができる。

③ 懲役は、苦役ではなく、処遇策である。懲役は自由刑であって、財産刑ではない。労働に対する適切な対価は支払われるべきである。

また、日弁連は、この提言において、再犯防止の視点から賃金制の範囲について以下のように述べた。すなわち、「賃金制を採用するとしても、市場賃金をそのまま支払うということではない。衣食に要する経費を控除することはできる。現状の低額な作業賞与金の賃金制を導入して増額化することによって、一部は被害者への弁償に充てることもでき、家族に送金することもできる。もちろん、出所後の生活の安定に資し、社会復帰を促し、再犯を防ぐことにもなる。²³⁾ 日弁連【行刑改革会議第1分科会関連】『刑罰・処遇の在り方と被収容者の法的地位に関する日弁連の提言』

3 2005年の提言

2005年に、日弁連は刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の改正を行う際、再び刑務作業の賃金制について提言した。この提言において、日弁連は、賃金制の導入が困難であると認め、作業報奨金の水準について社会一般の水準を勘案することを求めた。しかし、その際、作業報奨金の制定基準は問題になっている。

そのため、日弁連は、以下の意見を表明した。すなわち、「受刑者が支給を受ける『作業報奨金』は、『受刑者が行った作業に対応する金額』とされ、それは、『法務大臣が定める基準』に従って決めるというものであり²⁴⁾、その基準が依拠すべき原理、原則は不明である。むしろ、労働の対価としての賃金を支払うようにすべきである。当連合会が求める賃金制の導入が困難であるとしても、せめて『報奨金の額は、作業の種類及び内容により同種作業に対する一般社会における賃金額等を考慮して定める金額を基準とし、本人の作

業成績、就業態度その他作業に関する事情を参酌して定めること。』²⁵ ²⁶という内容である。

4 2010年の提言

2010年、日弁連は刑事被収容者処遇法5年後見直しに向けての改革提言において、刑務作業報奨金の増額を提言した。すなわち、「再犯防止という観点からも、作業報奨金を釈放後の社会生活の資源とする必要があり、現在の月額平均4,000円程度という水準は余りに低すぎると言わざるをえない。せめて、現在の十倍程度まで増額される必要がある。²⁷」という内容である。

五 まとめ

(一) 伝統工芸作業の導入が現在の刑務作業の特徴である。

これに関して、「受刑者がその技術を習得してだけでなく、根気を要する作業を継続していく中で精神的にも成長し、就労意欲を喚起する作用を有しているため、就労支援策、再犯防止策として効果が期待できる。」²⁸しかしながら、実施状況を踏まえると、①技術者の養成、熟練工の確保が困難、②作業の実施が受刑者の刑期に限られること、③経済的な成果がないが今後の課題になる。

(二) 刑務作業に賃金制を導入すべきであると考え。これについて、以下理由がある。

1 自由刑純化論では、自由刑は、受刑者の自由権を奪う刑罰である。従来の自由刑は、事実上、身体刑、財産刑、罰金刑などを多く含むため、学者は「不合理」とであると批判している²⁹。自由刑を執行する限界は、なるべく自由権以外の権利を保障すべきであると考えられる。法律上で、刑務作業は受刑者の労働権を認めるため、賃金制の請求権が一部の労働権として、実現すべきであると考えられる。

2 新自由主義的行刑論によって、刑務作業は経済的な効果を要求すべきである。しかし、この前提は刑務所で刑罰の執行を保障できるとした。この前提を守るために、刑務作業に民間企業の参加及び民間企業への委託ということは未来の行刑の風景になると思われる。

3 受刑者にとっては、刑務作業が刑務所における重要な処遇である。一方、受刑者の労働権の一部を保障すべきであると思われる。その中で、優先的に考えるべき権利としては、賃金請求権や職業選択権と労災補償請求権などの「物質的な権利」と考えられる³⁰。

ところが、実務上では、現段階で受刑者の賃金制の導入が困難であると思われるが、せめて報奨金の金額を増やすべきと考えられる。増額にとどまらず、報奨金の使い方に関する指導が検討の価値がある。

第二節 職業訓練

一 職業訓練に関する法の改正

職業訓練は、刑務作業の一部となっている。旧監獄法第24条によると、作業の賦課方針として本人の技能、職業、将来の生計の参酌、同法30条の職業教育を含む受刑者への教育の付与があることになっている。昭和31年、法務大臣による「受刑者職業訓練規則」には、職業訓練を受ける者に条件が付けられていた。たとえば、①年齢が40歳未満の者、②職業訓練の開始の日において、残刑期が一年以上の者、③新制中学卒業者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者、④行刑が良好であって、意志が強固であると認められる者、⑤適性検査によって、その職業訓練に適する素質があると認められる者、⑥職業訓練において習得した技能をもって釈放後の生計をたてる志望を有する者などと規定されていた。そのほか、昭和32年に、矯正局長通達の「作業賦課の基本方針について」により、受刑者の個人の状況によって、各級別に技能付与の重点が示され、分類級別が規定された。

上述の法律は、その後の改正法の基礎になっている。新法の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第94条2項には、職業訓練は受刑者に職業能力を付与するための教育であるという規定がある。また、平成18年に、被収容者の作業に関する訓令には、同様に職業訓練を受ける者に条件が付けられていた。旧監獄法における受験制限や中学校卒業以上の学力を有することなどは削除された。その上で、職業訓練を受ける希望することや、受刑態度の良好、改善更生の意欲の高まることなどが新しい条件とされている。そのほか、分類処遇を基礎として各級別に技能を付与する手段は、完全に維持されている。

二 職業訓練の形式および内容

明治以降の職業訓練は物品製造や営繕作業を中心に、徒弟式作業の形式であった。このような刑務作業は処遇の一環となっていたが、教育的な意味を失っていた。これに対して、重松一義教授は「八百屋式といわれる³¹⁾」と指摘した。

現在、職業訓練は組織化、個別化、多様化され、制度的に大きく発展していると思われる。現在、職業訓練の内容として、総合訓練、集合訓練、自庁訓練に分けられている。総合訓練は全国の刑事施設における実施されている一方、集合訓練は主に各矯正管区単位で行われている。また、自庁訓練は刑事施設ごとにそれぞれ適格者を選定して実施している。その中で、男性受刑者に対する総合訓練を実施している施設は、全国で、佐賀、奈良、川越、函館の各少年刑務所、福井、井口、山形、松山の各刑務所の八施設が指定されている³²⁾。女性受刑者に対する職業訓練は、各女子刑事施設で実施している。一部の職業訓練種目について、他の女子刑事施設からも希望者を募集し、実施することも可能である。その他、総合職業訓練施設でコースを終了した者に対しては、労働者職業訓練局長から、社会一般人と区別なく職業訓練履修証明書を授与されることも実現されている。そこで、社会に通用する技能資格が付与されることは、刑務所での職業訓練の重要な成果であると理解されるべきであると考えられる。

社会雇用情勢に応じて、職業訓練の種目が拡大している。平成 25 年までに、職業訓練の種目は、新設されたビジネススキル科を含め、クリーニング科、溶接科、自動車整備科、情報処理技術科、ホームヘルパー科等の合計 61 種目がある。また、職業訓練が実施された受刑者について、9, 976 人が職業訓練を修了し、溶接技能者、電気工事士、自動車整備士等の資格又は免許を取得した者は、総数 7, 161 人であった³³。

三 職業訓練に関する新たな動き

現在、PFI 刑務所³⁴における職業訓練が注目されている。島根県の「島根あさひ社会復帰促進センター」における職業訓練には、以下のような特徴がある。

第一に、受刑者のニーズに応じるため、種目が多様である。例えば、すべての受刑者が受講する「基礎科目」としては、ビジネスの基礎である商取引・簿記の基礎知識を RPG(ロールプレイングゲーム)によって習得する「ビジネス基礎 RPG」や、基礎的な IT スキルを習得する「PC 基礎」がある。

また、受刑者の適性状況を踏まえ、受刑者を指定する「専門科目」も設けた。その内容は、「理容師養成」、「介護」、「医療事務」、「パン職人養成」、「電気工事士養成」、「建設系技能者養成」「PC 上級」などを実施している。

第二に、地元の専門学校法人と協力するプログラムを実施する。これについて、上述した「専門科目」に対して、「島根あさひ社会復帰促進センター」が地元の専門学校の協力を得て、センター内で学校を設置することとしている。特に、「デジタルコンテンツ編集」については、設備と教育のレベルをこだわる種目である。このような種目に対して、「島根あさひ社会復帰促進センター」が地元の産業技術大学院大学に教材開発、指導教師の養成を委託している³⁵。

第三に、地域の伝統産業を職業訓練に活かすこととしている。「島根あさひ社会復帰促進センター」で、伝統工芸作業(石州和紙製作、神楽衣装・面製作)を職業訓練に導入するほか、地元の伝統的な農業、森林施業、バラ栽培も職業訓練の種目として採用している。地元の園芸療法農園の協力の下で、受刑者に「アーチング栽培法」による高品質のバラ切花の栽培技術を教える。植物栽培によって、受刑者の身体機能の維持・増進、情緒の安定、コミュニケーション能力の向上を目指すものである。また、世界標準のアーチング栽培法の習得によって、受刑者の就労先の拡大などを図る³⁶。

四 職業訓練に関する問題点

(一) 全員受ける制度化

近年の再犯状況によれば、一般的に職業訓練受講者の再犯率は職業訓練を受けていない者より低い。すなわち、職業訓練受講者の社会復帰がより容易に実現することができると思われる。この状況により、全員の受刑者に職業訓練を処遇する意見が高まっている。た

例えば、武田武久は、「職業訓練受講者が大幅に増える条件が整え、統計的に生産に従事する者と対比できる実数が現れる段階になれば、その成果如何によっては全受刑者を対象とした職業教育化という構想も、あるいは期待されよう。³⁷⁾」と述べている。

(二) 形式の多様化

職業訓練の種目を拡大するとともに、社会雇用情勢を見ながら、受刑者のニーズに合わせることは重要であると思われる。これを実現するため、地域の各教育機関との連携が必要である。また、ネットワークが欠かせない時代において、通信設備によって、多様な形式で職業訓練の実施が可能である。職業訓練について、できるだけ刑事施設で行うという限界を超え、社会的な教育資源を活用して、受刑者のニーズに合わせることは今後の進む方向であろうと考えられる。

(三) 就労支援との関係

刑務所内の職業訓練は、受刑者の就労と関連させる必要があると思われる。これについては、職業訓練の一部を地域の企業に委託することが検討の価値がある。また、就労先を拡大するため、全国で就労支援のネットワークを形成させることが必要である。そのほか、雇用企業への支援策および出所者の労働力としての価値を高める新たな施策も期待される。

第三節 教科教育

一 旧監獄法における教科教育

日本において、以前より刑務所で受刑者の教科教育が重視されていた。昭和41年に監獄法施行規則が大幅に改正された。その後、刑務所の一般処遇が改善向上された。それと同時に、矯正処遇も充実強化された。教育活動の充実に関して、昭和30年に松本少年刑務所に付設された中学校桐分校が、初めての刑務所内の学校教育として、受刑者の教育の強化に努めた³⁸⁾。この学校の対象者は9年間の義務教育未修了者であった。このため、受刑者の分類級に「E級」(教科教育を必要とする者)が設けられ、施設で教科教育が活発的に行われるようになっていた。

また、この時期において、社会内での教育水準も向上した。義務教育修了者はより高度な教育を受ける傾向があった。そのため、刑務所においては、中学校課程だけではなく、高等学校課程および社会通信教育の受講など幅広い教科教育の展開に対する期待も高まっていた。昭和50年に、奈良少年刑務所が初めて高等学校通信教育課程を導入した。その後、松本、盛岡少年刑務所がこれに続き、同様な高校教育の受講を開始した³⁹⁾。また、同年に、就学義務猶予免除者の中学校卒業程度認定試験において、受刑者も受験できるようになった。

二 教科教育に関する法の改革

現在、新法の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」により、「教科指導」が「作業」、「改善指導」と並んで、矯正処遇の一つである。また、新法の枠組みにより、「教科指導」が補習教科指導、特別教科指導に分けられ、それぞれの定義がつけられている。すなわち、補習教科指導について、新法の第104条第1項に、「刑事施設の長は、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者にたいしては、教科教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校教育の内容に準ずる内容の指導をいう。次項において同じ。)を行うものとする。」と定められた。

また、同法同条2項では、「刑事施設の長は、前項に規定するもののほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対し、その学力の状況に応じた教科指導を行うことができる。」と補習教科指導を規定している。

ところで、近年の再犯状況によれば、受刑者の学歴を見ると、7割近くが高校中退以下の学歴にとどまっており、義務教育未修了者も1~2%程度でいる⁴⁰。このような実情を勘案すると、再犯防止対策について、受刑者に対する教科指導が重要な施策である。こうした中で、平成19年から、法務省と文部科学省の連携により、刑事施設内において、高等学校卒業程度認定試験が実施されることになった。また、指定された4庁の刑事施設において、同試験の受験に向けた指導が積極的に実施されている。その結果、平成25年に、受験者数は396人であり、合格者の人数は、高卒認定合格者が153人、一部科目合格者が204人であった。

三 教科指導の多様化

現在、教科指導の内容は学校教育に限らず、スポーツ項目の指導及び読書指導など多様な項目が導入されている。

(一) 美祢社会復帰促進センターにおける読書指導

山口県のPFI刑務所「美祢社会復帰促進センター」において、2011年から「絆プログラム」が取り入れられた。すなわち、全六回の講義で、参加した受刑者が講義で提供される一冊の本を選んで、それぞれの自分の想定する対象に対して、この本を朗読している。そして、朗読の感想を受刑者同士に伝える。最後の講義までに、自分の朗読を録音し、想定した人に届けることを目標にしている。このような読書指導について、受刑者の想像力が育てられる。また、受刑者同士の読み合いによって、相手の気持ちを受け止め、自分の存在価値を見出し、人間関係のスキルが養成できる⁴¹。

(二) 播磨学園における剣道指導

2009年に、播磨学園で体育指導の教員免許を持つ職員や剣道経験のある職員が収容された非行少年に対して、剣道指導を始めた。指導の過程では、剣道を学ぶ意義や礼儀作法を少年に十分に理解させることが指導の目的である。また、寮対抗の剣道大会、昇級審査な

どのイベントの開催によって、少年が剣道指導を通じて感じられたやりがいや達成感を十分に体感できる。このようなプログラムによって、古くから実施された教育指導が、工夫次第で大きな教育効果を期待でき、魅力的な処遇方法になる可能性がある⁴²。

(三) 広島県立図書館における矯正施設への援助

2012年に、広島県立図書館が、連携する矯正施設の広島少年院、貴船原少女苑、広島少年鑑別所、広島学園、広島県立西部こども家庭センター、広島県立東部こども家庭センターにおける読書指導への援助を展開している。図書館側が職員を矯正施設に訪問に派遣し、施設内の読書指導に協力する。また、図書の展示リストが作成されて、施設内で未成年に相応しい図書の貸出が実現した。そのほか、矯正「模範生」に対して、図書の譲与という奨励制度が設けられた⁴³。これは、公立図書館などの社会資源は受刑者も利用者と認めて、積極的にサービスを提供することであり、今後、成人施設への導入も期待される。

四 教科教育の問題点

(一) 受刑者の学力認定について、義務教育程度および高認卒業程度の学力を養成することを目指して、受講を義務化させる。矯正処遇における就労支援、職業訓練など再犯防止にかかわる矯正プログラムについて、受刑者の基礎学力を要求している。これらの指導効果を上げるために、受刑者の学力が不可欠なことであると思われる。

また、雇用情勢を検討した上で、最低条件とした高卒以上の学歴を求める求人件数が多い。もちろん、学力と学歴を混同してはいけないが、就労の入り口として、高い学歴の取得の意義が大きいと思われる。そのため、最低高認試験の合格を目標として、教科教育の受講を義務化すべきと考えられる。

(二) 教育方法の多様化を求めるため、社会との密接な連携が必要である。上述したように、現在、非行少年に対して、スポーツ系の項目が教育に導入された。また、公共施設の資源を矯正施設での活用も実現された。しかし、成人施設におけるPFI刑務所以外、このような指導が少ない。成人施設における高卒以上の学歴を求める受刑者に対して、非行少年の模式を参考しながら、社会内の専門学校および大学の教育資源を活用して、各受刑者のニーズを答えるべきと思われる。

- ¹本間一也・城下裕二・丹羽正夫『new live 刑事法（第2版）』成文堂（2009年）213頁。
- ²法務省法務総合研究所『平成26年版犯罪白書～窃盗事犯者と再犯～』（2015年）67頁。
- ³法務省法務総合研究所・前掲（注2）67頁。
- ⁴星野孝典「新潟刑務所における伝統工芸作業について―木彫堆朱―」『刑政』第126巻第7号 平成27年7月（2015年）63～64頁。
- ⁵堆朱は鎌倉時代に中国から伝える技術で、朱漆を300回から500回ほど塗り重ねた層に文様を彫ったものを指す。村上木彫堆朱は、昔、新潟県の村上地方から発源して、今、新潟県を代表する伝統工芸の一つとなる。
- ⁶星野孝典・前掲（注4）58～64頁。
- ⁷天保二年、堺車之町の糸者商であった藤本庄左衛門が鍋島段通と中国製の敷物を模倣して、堺緞通として売っていた。現在堺式手織り段通は「日本三大段通」の一つと呼ばれる。（段通の語源は中国語の「毯子」と読み、絨毯を意味する。）
- ⁸庄内谷三紀「大阪刑務所が刑務作業を通じて継承した地域の歴史―堺式手織り段通―」『刑政』第126巻第7号 平成27年7月（2015年7月）65～70頁。
- ⁹藩政時代、高松藩に現れた漆芸である。「蒔髹」、「後藤塗」、「象谷塗」、「彫漆」、「存清」、「すり塗」などの名品が香川漆器から生み出すものであった。
- ¹⁰戸島隆司「うどん県の高松から」『刑政』第126巻第10号 平成27年10月（2015年10月）112～113頁。
- ¹¹高松市の北東にある庵治町に産出した庵治石は良質の花崗岩であり、耐水性や風化に強い、日本中にも有名となる石である。
- ¹²紅型とは、14世紀末に始まった中国や東南アジアとの大交易時代に、インドやジャワ更紗の彩色技法、中国の型紙の技法が導入され、京友禅の影響を受けながら、沖縄の風土のもとで豊かな自然を取り入れつつ育まれた独特の染物である。
- ¹³澁谷伊織「地域の伝統を取り入れた矯正教育」『犯罪と非行』No.176（2013年9月）199～214頁。
- ¹⁴法務省矯正局の資料による。
- ¹⁵2014年矯正統計年報による。
- ¹⁶来栖宗考「行刑処遇の社会化と開放化」石原一彦・佐々木史郎・西原春夫・松尾浩也 編『現代刑罰法大系・7』日本評論社（1982年）115頁。
- ¹⁷吉岡一男「自由刑と刑務作業」同『刑事制度の基本理念を求めて』成文堂（1984年）31頁および「監獄法の改正と処遇理念」同書46頁。
- ¹⁸福田雅章「処遇権の基礎」『刑法雑誌』25巻1号（1986年）180頁。
- ¹⁹王雲海「刑務作業」菊田幸一・西村春夫・宮澤節生編『社会のなかの刑事司法と犯罪者』日本評論社（2007年）494～495頁
- ²⁰王雲海・前掲（注19）494～495頁。この点に関して、王雲海先生は以下のように述べている。すなわち、「このような論点は決して『新』ではなく、むしろ旧であって、「旧自由主義」というべきである。なぜなら、「弱肉強食」を是とする原始的資本主義段階ではそのような発想がすでに現れたものの、後になって、それは、あまりにも人間社会を動物界と同じレベルまたはそれ以下のものにしてしまうものとして、人類の進歩、文明発展によって、固くかつ長く見捨てられた経緯がすでにあつたからである。」新自由主義の主張は、日本の行刑に影響を与えていることもみられる（たとえば、民間手法を導入するPFI刑務所など）。
- ²¹宮本恵生「刑務作業と職業訓練」平松義郎・大塚 仁 編『行刑の現代の視点』有斐閣（1981年）1頁以下。
- ²²日弁連『行刑改革会議提言 ～国民に理解され、支えられる刑務所へ～』平成15年12月22日（2003年12月22日）行刑改革会議。

-
- ²³日弁連【行刑改革会議第1分科会関連】『刑罰・処遇の在り方と被収容者の法的地位に関する日弁連の提言』による。
- ²⁴『刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律』第98条第2項。
- ²⁵法務省矯正局『資料・監獄法改正』矯正協会（1977年）302頁。
- ²⁶日弁連『「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案」についての日弁連の意見』（2005年3月18日）。
- ²⁷日弁連『刑事被収容者処遇法「5年後見直し」に向けての改革提言』（2010年11月17日）。
- ²⁸庄内谷三紀・前掲（注8）69頁。
- ²⁹福田雅章「受刑者の権利」宮崎繁樹・五十嵐双葉・福田雅章 編著『刑事手続きハンドブック』青峰社（1991年）344頁。
- ³⁰王雲海・前掲（注19）509頁。
- ³¹重松一義『刑事政策の理論と実際』雄山閣（1974年）272頁。
- ³²菊田幸一『犯罪学（7訂版）』成文堂（2009年）423頁。
- ³³法務省矯正局の資料による。
- ³⁴民間の経営能力や技術を活用し、公共施設を建設したり運営したりするPFI(プライベート Private・ファイナンス Finance・イニシアチブ Initiative)方式の刑務所。現在、山口県美祢市の「美祢社会復帰促進センター」、栃木県さくら市の「喜連川社会復帰促進センター」、兵庫県加古川市の「播磨社会復帰促進センター」、島根県の「島根あさひ社会復帰促進センター」が運営している施設である。
- ³⁵堀内美奈子「PFI 刑務所の矯正プログラム」『PFI 刑務所の新しい試み—島根あさひ社会復帰促進センターの挑戦と課題』島根県立大学PFI研究会編 成文堂（2009年3月）138～139頁。
- ³⁶永原 淳「矯正プログラムと地域連携」『PFI 刑務所の新しい試み—島根あさひ社会復帰促進センターの挑戦と課題』島根県立大学PFI研究会編 成文堂（2009年3月）143～145頁。
- ³⁷武田武久「刑務作業当面の課題」『刑政』74巻11号12頁。
- ³⁸小野義秀『監獄（刑務所）運営120年の歴史—明治、大正、昭和の行刑』矯正協会（2009年）325頁。
- ³⁹小野義秀・前掲（注38）326頁。
- ⁴⁰多田 一・東山哲也「刑事施設における教科指導に関する研究」『中央研究所紀要』第20号 平成22年(2010年)122頁。
- ⁴¹中村陽子「刑務所で実践「読み合い」」東京新聞(夕)（2012年5月30日）5頁。
- ⁴²塩見雅弥「播磨学園における剣道指導充実化のための取組について」『刑政』126巻7号 平成27年7月(2015年7月)120～127頁。
- ⁴³正井さゆり「読書による更生の可能性～広島県立図書館における子供の矯正施設等への支援の実際～」『刑政』第126巻第10号 平成27年10月(2015年10月)22～35頁。

第四章 社会における再犯防止

第一節 更生保護

一 更生保護の意義

近代的な更生保護思想を実践したのは、1882年(明治21年)に慈善篤志家である金原明善が監獄教誨と免囚保護を目的として設立した静岡県出獄人保護会社であった。この事業の主旨に関して、同会社の設立趣意書が次のように述べている。すなわち、「出獄人ノ内、不幸薄命ニシテ社会ノ門戸ニ入り正当ノ職業ニ就ク能ハザルモノヲ保護シ、各其ノ所ヲ得、昭代ノ良民タラシメ……内ハ以テ吾人ノ幸福ヲ増進シ、外ハ以テ社会ノ安寧ヲ維持セン¹⁾」という内容であった。現行の更生保護の基本とする法律「更生保護法」第1条は、更生保護の意義について、以下のように述べている。すなわち、「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」

更生保護の内容には、①保護観察、②応急の救護等および更生緊急保護、③仮釈放・少年院からの仮退院等、④生活環境の調整、⑤恩赦、⑥犯罪予防活動である。更生保護の範囲は、犯罪者の社会復帰に関する全般的な施策が含まれる。更生保護の実質について、「広い意味では犯罪者の社会復帰を促進するための公共的な活動一般を指すが、狭い意味では有権的(権力的)な更生保護である保護観察を除いた、任意的(非権力的)な更生保護を指すものと解されている。²⁾

二 立法の経緯

歴史において、更生保護制度は比較的に新しいものである。日本の場合、第二次世界大戦後から一連の法律の制定によって確立された。1949年(昭和22年)に、犯罪者予防更生法が制定された。この法律では、恩赦、仮釈放、保護観察及び犯罪予防活動に関する規定が設けられた。また、1950年に、刑余者等に対する保護について、「更生緊急保護法」が制定された。同年、保護司制度の整備とする保護司法も制定された。1954年に、執行猶予者保護観察法が公布された。そのほか、1958年に、売春防止法の制定を以って、保護観察の対象が成人、少年、仮釈放者、執行猶予者等に拡大された。

更生保護制度を一層に充実するため、1995年から、法務省保護局は「更生保護事業法」及び更生保護事業法の執行等に関する法律を制定した。このような法改正によって、従来の更生保護制度がさらに整備、統合され、社会内処遇の新しい施策も確立された。そして、2007年、従来の犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法を整理・統合し、更生保護の新

たな基本法となる「更生保護法」が制定され、2008年6月1日から全面施行された。更生保護法では、保護観察における遵守事項を整理・充実させるとともに、受刑者等の社会復帰のための生活環境の調整を一層充実させ、また、犯罪被害者等が関与する制度が導入された。

三 更生保護施設

刑事施設出所者は、閉鎖的な環境から完全な自己責任が求められる社会に置かれるので、その者に適切な指導、中間的な環境、就労支援等を提供することが必要である。更生保護施設は、社会復帰を望む出所者の自立を支援するための施設として機能するとともに、矯正と社会の中間施設としての機能もある³。すなわち、刑務所出所者等への衣・食・住の提供および自立に向けた準備等の支援などの施設が必要である。

また、刑務所出所者自身のもつ改善更生の阻害要因に応じた処遇も行う。例えば、薬物や飲酒の問題を持つ者に対し、「酒害・薬害教育」を行い、対人スキルの養成ができない者に対し、「生活技能訓練」を行うことである。そのほか、「料理教室」、「就労支援講座」、「法律相談会」などもある⁴。

更生保護施設について、以下のような種類がある⁵。

①国が直接運営する中間施設

自力更生促進センター

就労支援センター

②刑務所出所者に関する国、自治体、福祉団体との連携

地域生活定着支援センター

③刑務所出所者等の社会復帰等支援に関する国と民間との連携

更生保護就労支援モデル事業

生活基盤確保の充実・強化

更生保護サポートセンター

その中に、国が直接運営する中間施設である自力更生促進センターについては、沼田就業支援センター、茨城就業支援センター、福島自力更生促進センター、北九州自力更生促進センターの四センターで、保護観察官の直接的処遇、民間組織との連携が実現された⁶。

四 民間における協力組織

日本において、更生保護の分野で活躍する民間組織として以下のものが挙げられる。

(一) BBS 運動

BBS 運動とは、Big Brother and Sisters Movement を略したものである。日本では「お兄さんお姉さん活動」と呼ばれることが多い。非行少年に対して、兄や姉のような存在、または友達となって接して少年の立ち直りを支援することを目的としている⁷。米国で

20世紀初頭に生まれた活動が元になっており、日本では1947年同志社・立命館大学の「京都少年保護学生連盟」から発足した。現在、この組織は全国に広がって、非行少年の更生保護を中心に活動している。

(二) 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体である。会の趣旨に賛同する女性であれば、誰でも参加できる組織である。

(三) 協力雇用主組織

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者に対して、出所者を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である。現在、全国で約14,000の協力雇用主がある⁸。

五 まとめ

以上によれば、日本における更生保護制度について、戦後から一連の法律によって確立した。現在、社会内処遇として再犯防止の重要な施策となっている。また、多数の民間協力組織の存在により、更生保護制度が社会志向型⁹の特徴を有している。今後、公衆の参加及び民間協力組織における処遇技術を上げることは期待できると思われる。

第二節 保護観察

一 保護観察制度の沿革

犯罪者に対する処遇は、処遇場所によって、処遇方法も異なる。日本の現行制度については、施設内処遇は、刑務所の収容処遇であり、社会内処遇は保護観察処遇である。保護観察について、基本法である更生保護法第49条1項には、「保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、指導及び補導援護を行うことにより、実施するものとする。」と規定されている。保護観察という言葉は、英米で発達したパロール(parole)とプロベーション(probation)を統一した用語である。すなわち、「保護観察は、犯罪者または非行少年を施設に収容しないで、社会の中で通常生活を営ませながら、指導監督する、補導援護するとともに、対象者の社会復帰を実現される。¹⁰」という内容である。

現行の保護観察制度は、昭和24年の犯罪者予防更生法によって、保護観察処分、少年仮退院、仮出所により形成された。この段階では少年のみに対する処遇であり、成人に対する保護観察が欠けていた。昭和28年8月に、刑法と犯罪者予防更生法の一部改正に従って、執行猶予者に対し、保護観察ができるようになった。また、昭和29年7月に施行された執行猶予者保護観察法により、現行の保護観察付執行猶予制度が形成されていた。

実施組織から見ると、昭和 24 年の形成時には、少年と成人が個別の組織で、地方少年保護委員会・少年保護観察所と地方成人保護委員会・成人保護観察所の 2 種類となっている。昭和 27 年講和条約発効により、独立を回復するとともに、法務省が関連組織を整備した。その際に、この二つの組織を総合し、仮釈放審査機関の地方更生保護委員会と保護観察実施機関の保護観察所になる。その後の部分的改正はあったものの昭和 24 年から 29 年にかけて形成された保護観察の仕組みと組織が基本的形態として現在まで維持されている。

二 保護観察における処遇

(一) 保護観察の対象者

現行法の下で、保護観察対象者には、以下の 5 種類がある。

1 号観察は、少年に対する保護処分としての保護観察¹¹であり、保護期間は、対象者が 20 歳まで、または 20 歳まで 2 年に満たないときは 2 年である¹²。(保護観察処分少年)

2 号観察は、少年院仮退院者に対する保護観察¹³であり、期間は本来の収容期間の残期間である¹⁴。(少年院仮退院者)

3 号観察は、仮釈放者に対する保護観察¹⁵であり、期間は、本来の刑期の残期間である。(仮釈放者)

4 号観察は、執行猶予者に対する保護観察¹⁶であり、期間は、執行猶予期間と同一である。(保護観察付執行猶予者)

5 号観察は、婦人補導院からの仮退院を許される者である。(婦人補導院仮退院者)

平成 25 年に、約 8 万 5 千人が保護観察を受けている。そのうち、保護観察処分少年が約 4 万 1 千人、少年院仮退院者が約 8 千人、仮釈放者が約 2 万 1 千人、保護観察付執行猶予者が 1 万 5 千人である¹⁷。

保護観察期間中に、対象者全員が義務として、一般遵守事項と特別遵守事項を遵守しなければならない。

一般遵守事項としては、対象者の健全、安定な生活環境を守るため、設立する規則である。たとえば、保護観察官または保護司から面接に応じる時、健全な生活実態を明らかにする資料などを提供すること、保護観察を受ける時、住居を保護観察所に出すことや、転居と旅行する時、保護観察所の長の許可を受けることなどとなっている。

特別遵守事項を定めることについては、これに違反すれば、仮釈放の取消などの不良措置が執られることから、一般遵守事項に対応する生活上の規範を内容とする事項及び保護観察の実効性を確保する規範を内容と事項が求められる。たとえば、対象者は非行と結びつきやすい特定の行動をしてはならないこと、労働に従事するなど健全な生活態度を維持すること、旅行や離婚など、生活上や身分上の特定事項については、保護観察官に申告すること、特定の犯罪的傾向(性犯罪、覚せい剤事犯)を改善するために、法務大臣が定めた処遇を受けることなどとなっている。

一般遵守事項と特別遵守事項のほか、生活行動指針は、全員が守らなければならないものである。これは特別遵守事項からはずして新設された規則である。生活行動指針として、違反しても不良措置には結びつかないとなっている。そのほか、保護者および犯罪被害者に対する措置の申出があったときに、心情等を聴取し、伝達することができるという心情伝達制度がある。

(二) 保護観察の執行者と機関

更生法 49 条によって、保護観察は、保護観察官と保護司の協働態勢のもとに実施されることになっている。すなわち、常勤の国家公務員である保護観察官とボランティアである保護司の両者が共に、対象者に監督、指導などを行うことにしている。

保護観察は、保護観察対象者の居住地(住所がないか、または明らかでないときは、現在地または明らかである最後の居住地もしくは所在地)を管轄する保護観察所がつかさどることになっている。保護観察を担当する機関は、法務省保護局、中央保護審査会、地方保護審査会及び保護観察所である¹⁸。保護観察所は、保護観察を直接に執行する機関として、現在において、本庁 50 庁、支庁 3 庁のほか、29 か所に駐在官事務所が置かれている¹⁹。

保護観察官と保護司が共同で、保護観察を受ける者に対する指導監督、補導援助を行う。

1 指導監督

対象者が遵守事項を守るための指導である。具体的には、①面接の方法、②指示、③特定の犯罪的行動を改善するための専門的処遇である。遵守事項違反する対象者に対して、施設への収容という厳しい措置を設けた。すなわち、指導監督は対象者への心理的強制の性質を有する²⁰。

2 補導援助

補導援助は、対象者の自立した生活を営むことができるように支援をする。例えば、①適切な住居に帰住することを助けること、②医療及び療養を受けること、③職業を補導、就職を助けること、④訓練の手段を得ること、⑤生活環境を改善、調整すること、⑥必要な生活指導をすること、⑦必要な助言をすることである。すなわち、補導援助は非権利的、福祉的な性質を有する。

三 保護観察制度に関する特徴

(一) 保護観察官と保護司

保護観察官は、地方更生保護委員会の事務局及び保護観察所に配置されている一般の公務員である。また、保護観察官は保護観察制度の理論、方法を十分に理解した保護観察処遇の専門家である。現在、全国約 1,000 名の保護観察官がいる。一方、保護司は民間篤司家のうち、法務大臣の推薦の下で、保護司選考会による選抜されたボランティアである。保護司は保護観察制度の地域性、民間性に基づく役割がある。現在、全国約 4,8000 名の保護司がいる。

保護観察官は、保護観察開始の時点において、対象者との面接によって、処遇プランを作成し、保護司からの処遇報告書を検討し、必要である場合に対象者の所在地に訪問する。また、保護司は処遇プランに基づき、対象者に直接的な指導・援助を行う。

しかし、保護司について、①高齢化、②能力の個人差、③専門知識、処遇技術が欠けること等の欠点が指摘されている²¹。このような原因で、直接的に指導・援助を行う保護司が、処遇能力、技術によって、処遇の効果は左右されることになってしまう。

この状況を改善するために、保護観察官による直接的処遇の試みが開始された²²。一連の改革の結果として、1971年8月31日法務省の通達²³によって、保護観察官の直接的処遇を拡大する「保護観察分類処遇制度」が確立された。この制度において、保護観察対象者について、処遇難易度をA(処遇困難)、B(その他)に分類し、A種類に対して、保護観察官が計画的・積極的に直接処遇を行うことになった。

そのほか、保護観察官の直接的処遇とする「定期駐在制度」も実施された。これは、保護観察官は月間数回で担当する地域の公民館へ出向し、終日滞在して直接に対象者との面接、対象者の住所に訪問、保護司との協議、関係機関との調達などを行う。その結果、「2006年度(平成18年度)には、全国で5,903回の定期駐在が実施され、1回あたり平均7.2人に面接して、指導・助言が行われている。²⁴」

しかしながら、保護観察官の直接的処遇を設けることによって、根本的にこの問題は解決できない。なぜなら、①保護観察官の人員は不足しており、仕事負担は過剰である。保護観察官一人あたり平均事件負担量は約150件、大都市の保護観察官にいたっては300件に及ぶ場合もある²⁵。直接的処遇を設けることは、保護観察官の仕事の量を減少させるとは言えず、むしろ定期駐在などの仕事を増やした。②保護観察制度は社会における処遇であり、地域性、民間性を有する。この制度において、執行主体である保護司の地域性、民間性という特徴を活かすべきと思われる。このような社会志向性を強調するため、保護観察官と保護司の協働態勢には、まだ課題が残っている。

(二) 保護観察処遇の多様化

現行の保護観察制度における一つの特徴は「保護観察類型別処遇制度」である。この制度は1990年に保護局長通達「保護観察類型別処遇要領の制定について」によって確立された。その主旨は、保護観察対象者の特性及び問題性(例えば、犯行時の態様、環境、特殊性等)によって、それぞれを類型化させ、各種類に応じて処遇を行うことである。この制度によって、2003年までに、13種類のランクが認定された。すなわち、「①シンナー等乱用者、②覚せい剤事犯対象者、③暴力団関係対象者、④性犯罪等対象者、⑤中学生対象者、⑥無職等対象者、⑦家庭内暴力対象者、⑧校内暴力対象者、⑨暴走族対象者、⑩精神障害対象者、⑪問題飲酒対象者、⑫高齢対象者、⑬ギャンブル対象者等依存対象者である。²⁶」

さらに、2004年に薬物事犯対象者に対する簡易尿検査が保護観察処遇にも導入された。その後、2005年に、所在不明となった保護観察対象者の所在調査が警察官の活動内容とさ

れた²⁷。2006年に、法務省が性犯罪対象者に対して、認知行動療法の理論に基づく専門的な「性犯罪者プログラム」が策定された²⁸。この動きによって、「性犯罪者プログラム」に受講することが性犯罪対象者の特別遵守事項として義務化された。このような処遇技術の進歩とともに、2007年の「贖罪指導プログラム」、2008年の「覚せい剤事犯者処遇プログラム」と「暴力防止プログラム」など次々と処遇内容が更新された。

現在、保護観察対象者のうち、窃盗罪事犯が大きい割合を占めている現状²⁹では、このような専門的処遇の展開を期待できると考えられる。

(三) 判決前調査制度

「判決前調査制度が実施されていないわが国においては、自助の精神のある者を選択できず、保護観察に適格者を選定することができない。³⁰」という意見がある。これに関して、近年の保護観察期間中の再犯事件がある。平成17年2月4日に愛知県安城市の大型スーパー内で発生した幼児通り魔殺人事件がその一例である³¹。この事件の被疑者として検挙された男性は、仮釈放中に、更生保護施設から無断で出奔し、所在不明状態にあった者であると報道された。また、同年5月11日に逮捕された少女監禁事件の被疑者が、4号観察中であつたことが報道された³²。これらの事件をきっかけに、保護観察による再犯防止効果を疑問視する声が高まった。この問題は観察制度に適用される対象者の選択に関係しているので、判決前調査制度の必要性が問題となる。

これについて、まず、英米法系では、選択にあたり、プロベクションオフィサーによる判決前調査(Presentence investigation)がある。決定後にプロベクションオフィサーによるスーパービジョン(supervision)がある³³。日本では、少年の保護観察においては、家庭裁判所調査官の設置と、判決前調査が導入されているが、成人について判決前調査制度が実施されていない。

保護観察は、①選択された犯罪者に対し、②条件付けで、刑の執行(施設収容)を回避して、③指導監督、補導援護することである³⁴。すなわち、「選択された犯罪者」にどのような犯罪者を選択するかが問題である。しかし、現在の保護観察付執行の選択は、裁判時に、検察官、弁護士からの「状況」と資料によって判断するだけである。その結果は、司法的、片面的な選択方法である。比較的広い範囲で、意見を求める制度がないわけである。

これに対して、北澤信次教授は、「成人についても判決前調査制度の確立の時期が来ていると思われる。この執行猶予の取消率は一つの有効な根拠となる。」と述べている。調査機関は、司法的な機関、裁判所、検察官などだけでなく、民間組織(例えば、身元保証人、保護観察官、及び保護司)に拡大されるべきであると考え³⁵。

(四) 検察機関と矯正施設、保護観察所の連携

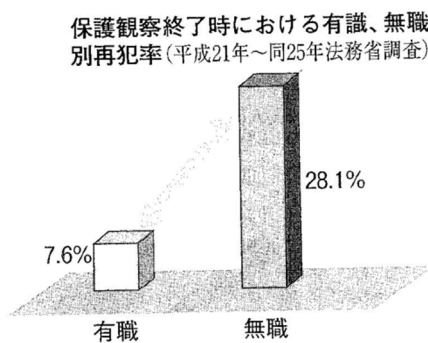
法務省は検察機関と矯正施設、保護観察所が、それぞれの持つ容疑者や入所者の情報を共有できるデータベースを構築している。

刑務所、少年刑務所などの矯正施設や保護観察所では、薬物・性犯罪など事件に応じた処遇プログラムや生活指導を実施している。また、検察機関では、事件の背景や本人の供述を問い合わせる対象者の情報を有している。このような共用データベースによって、出所者の過去に受けた処遇プログラムの実効性を検討した上で、個人の特性に応じて、保護観察官がその者の更生支援に活用できるようになる³⁶。

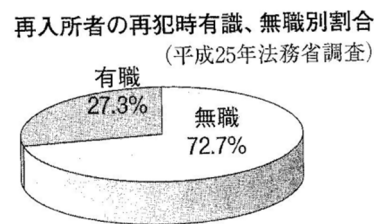
第三節 総合的な就労支援対策

一 刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省の資料によれば、2009年から2013年の五年間において、保護観察終了時に無職であった人の再犯率は有職者の再犯率の約4倍である(図1)。また、2013年に刑務所に再入所人数1万4千名のうち、約7割が再犯時に無職である(図2)。すなわち、刑務所出所者等の再犯を防止ために、その者の就労の確保は重要である。



(図1)³⁷



(図2)³⁸

2006年に、法務省は厚生労働省と連携して「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を展開している。この制度において、矯正施設又は保護観察所の所在地にある公共職業安定所は、支援事業の担当責任者を配置し、刑務所出所者に対する専門な就職ナビゲーターを設置した。また、保護観察所の担当者と公共職業安定所の担当者が共同にチームワークを結成することになる。このシステムにより、保護観察所は協力雇用主名簿を提供し、公共職業安定所に求人の開拓を依頼するとした。

出所者等を雇用する協力雇用主に対して、トライアル雇用制度を導入した。この制度によれば、公共職業安定所に登録した刑務所出所者等を試行的に雇用する企業に対して、厚生労働省は雇用開始3ヵ月までの期間で1ヵ月あたり最大4万円の奨励金を支給する。また、出所者等の職場体験について、5日から1ヵ月までの職場体験講習を提供する雇用主に、出所者一人あたり最大2万4千円の委託費が支給される。その他、身元保証できない出所者の雇用に対して、法務省は企業に出所者を雇用した日から最長一年間の身元保証制度を行う。すなわち、この期間内に、雇用主が損害を被った場合に、200万円を上限として、見舞金が支給される³⁹。

二 近年の新たな取り組み

(一) 国による取り組み

1 各戦略、目標の制定

2013年、閣議決定による『世界一安全な日本』創造戦略において、刑務所出所者等の再犯防止対策はその中身の一つになる。この中に、協力雇用主を拡大することは重要な位置に置かれる。拡大のやり方について、「協力雇用主に対する支援の推進」対策が発表された。また、支援の財政について、2014年の閣議決定による「保護司を支える基盤の強化」と「協力雇用主への支援を含む刑務所出所者等に対する就労支援」では、協力雇用主への支援は経済再生の進展と中長期の発展に向けた重要な課題と確認された⁴⁰。そのほか、2014年12月に、犯罪対策閣僚会議において、実際に刑務所出所者等を雇用する協力雇用主の数を現在の三倍にする数値目標が設定された⁴¹。

2 協力雇用主に対する支援

法務省が2013年から、協力雇用主に対する奨励制度である「職場定着協力者謝金制度」を設けた。この制度において、実際に刑務所出所者等を雇用し、継続雇用・職場定着の指導を提供する協力雇用主に対して、保護観察所への定期報告などを条件に対象者に一人あたり最大7万円の謝礼を支給することにした。年間最大72万円の上限が設けられた。⁴²

3 刑務所出所者を直接雇用

保護観察中の少年に対して、国は直接雇用制度を行った。2015年7月28日、法務省の発表により、保護観察中の少年を全国10の少年鑑別所で非常勤職員として雇用するとした。法務省によると、現在、仙台、名古屋、堺、高松の各市の少年鑑別所がこの制度を採用しており、年内に全国10施設での雇用を目指すという目標であった。雇用の内容について、雇用する期間は6カ月以内(週20時間が上限)とし、希望により延長に応じる。時給800～1000円で、事務の補助作業(パソコン入力など)や環境美化(花壇の手入れなど)の仕事にあたる⁴³。

(二) 地方公共団体における取り組み

地方公共団体における就労支援の取り組みは、主に1.公共工事等競争入札において協力雇用主に対する優遇措置、2.刑務所出所者等を臨時職員とする直接採用が挙げられる。

1 公共工事等競争入札について、地方公共団体が一定の審査基準によって企業の業務遂行能力を評価する。一般的に、この審査基準を点数化され、基準点を達する企業に対して入札の参加資格が認められる。刑務所出所者等を採用した協力雇用主に対して、「入札参加資格審査における優遇措置」が行われている。たとえば、宮崎県において、協力雇用主として保護観察所に登録された場合に、2点が加算される。さらに、保護観察又は更生緊急保護の対象者を雇用する場合に、3点が加算される⁴⁴。兵庫県では、協力雇用主が保護観察対象者、更生緊急保護対象者を3ヵ月以上雇用した場合に、6点が加算されることとし

ている⁴⁵。神戸市では、協力雇用主として登録されている場合、かつ保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を3ヵ月以上を雇用した実績があった時には、等級格付を決める総合点数のうち、主観点として10点加算とした⁴⁶。2014年11月末までに、全国で55の地方公共団体がこの優遇措置を導入している⁴⁷。

2 刑務所出所者等を臨時職員とする直接採用について、2010年8月から、大阪府吹田市が初めて保護観察対象者を臨時職員として直接雇用した。また、雇用された対象者等に対して、休暇を認めて、勤務状況が良好である場合には証明証の発行を行う。⁴⁸。現在、全国の32の地方公共団体において、実施又は実施が予定されている⁴⁹。

そのほか、兵庫県では、保護観察対象者を採用する協力雇用者に対して、人件費相当分として1社あたり最大4ヵ月分(91万円)を上限として補助する。また、佐賀県では、雇用企業に対して、最大6ヵ月、人件費と交通費として月2万4千円を助成する⁵⁰。

(三) 民間法人における取り組み

1 更生保護就労支援事業の拡大

刑務所出所者等のうち、就労が困難な者に対して、関係機関等と連携して矯正施設在所中から就職まで、継続的な支援を行う業務、及び協力雇用主の新規開拓や研修の企画・実施する業務を民間法人に委託する「更生保護就労支援事業」が全国で展開している。この事業において、専門的な知識を有する「就労支援員」が公共職業安定所で、就労困難者に就職活動の助言、面接情報の提供などを行い、また、協力雇用主のもとを訪問し、刑務所出所者等の雇用に関する不安、悩みに応じて相談を行う。

2011年から、全国3カ所で更生保護就労支援モデル事業が開始した。現在、2014年まで、モデル事業が札幌、盛岡、仙台、福島、宇都宮、千葉、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡の全国12カ所で実施されている。2015年から、さらに4カ所を拡大する予定がある⁵¹。

2 全国就労支援事業者機構

2009年に、一般社団法人日本経済団体連合会は発起人として、経済諸団体及び各大手企業と連携して、「治安の確保による恩恵は、社会全体にもたらされるものであり、刑務所出所者等の就労についても、ごく一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により支らるべきもので、企業の社会的責任でもある」と主張し、認定NPO法人全国就労支援事業者機構を設立した⁵²。

2012年まで、全国就労支援事業者機構に属する協力雇用主が1616人の刑務所出所者等を採用した実績があった⁵³。

三 各地方における就労支援対策の特徴

(一) 就労支援方法の進化

2002年から、静岡県におけるNPO法人青少年就労支援ネットワークは、静岡県内で、新たな就労支援の方法を展開している。この方法は市民ネットワークによる伴走型支援と呼

ばれる。すなわち、その原則は、①一般市民がボランティアとして、ネットワークを組むことにより、対象者の就職や生活の問題はボランティアが持つ情報で解決していること、②就労支援拠点を持たず、対象者と一緒に行動する伴走型支援を行うことにある。現在、ボランティアが300人を超えた⁵⁴。

2015年に、厚生労働省からの生活困窮者就労準備支援事業が当地のNPO法人に委託されたので、対象者の就労支援が行政によって予算化され、行政事業になった。その結果、①就労を支援する者はボランティアではなく、仕事として就労を支援する有償のスタッフを雇用し、フルタイムで就労支援を行う、②相談支援拠点を設置し、伴走型ではなく、相談型の支援をすることとした。これについて、「このように、行政事業を引き受けることは、静岡方式にとって大いなる矛盾をもたらしかねない」という意見があった⁵⁵。

その後、静岡方式の原則を尊重する上で、かつ行政事業の特質を生かすために、沼津市の東部青少年就労支援センターにおいてNPO法人が新たな展開を行っている。すなわち、①静岡県東部全域においてボランティアの徹底した開拓、②事業所を相談支援拠点から交流拠点へと転換、③東部各地におけるミニ交流拠点の開設などがあった。今後、このような市民をボランティアとする枠組みを活用し、伴走型の就労支援も重要であると思われる。

(二) 中間的な就労場所の設置

2014年、長野県における更生保護協力雇用主会は、地域の支援金制度を利用して、保護者に対する中間的な場所「ソーシャルファーム松本自立支援センター」を開設した⁵⁶。もともと、農地がなく農林業に従事したい者に対して、農業委員会の審査が必要である。それは、農林業に従事したい人に対して、覚悟を求めることにある。長野県では、農林業が地元の主な産業であり、ソーシャルファーム松本自立支援センターのような中間的場所は農林業の入り口として、農林業の魅力を保護対象者に伝えることができる。

このセンターにおいて、保護者に対して、技術講習会、農林業実習などを行う。指導の目的は正しく安全な作業を学ぶ、農林業に役に立つ技術や資格を取得することとした。また、技術レベルと実習期間について、地元の現有の農林業の資源を活用して充実されていた。

(三) 協力雇用主の開拓

就労支援の重要な一環として、協力雇用主の拡大が不可欠である。これに関して、民間組織の自主的な応募が大切であるが、保護観察所などにおける積極的な施策も重要である。

1 各種業界の民間企業団体との連携

岐阜県の子守町保護区保護司会は、当該区における商工会議所等の団体に協力雇用主を拡大することを依頼した。その依頼の方法について、保護司は子守町商工会議所等の団体に常に出向、個別訪問して、各役員、団体要員との面談及び説明会を行う。また、各種のメディア方法により、パンフレット、イラスト、スライド等の視覚的な資料によって、わかりやすい宣伝効果を求める。その他、地域の新聞社の協力を得て、新聞報道、取材など

によって、PR 宣伝効果が求められた。さらに、保護観察所長名で各事業所に協力要請文書を提出し、全員の協力雇用主を誘って、団体説明会を行うことに至った。開拓の結果として、訪問した事業所数は 69 件であり、そのうち、協力雇用主加入数は 36 件であった⁵⁷。

2 事業主に対する施設見学会の開催

埼玉県川越少年刑務所はハローワークとの連携で、施設内で「就労支援フェスタ」を導入した。その内容は、事業主に向けた施設見学会の開催と、事業主による受刑者に対する企業情報提供会の開催であった。

事業主に向けた施設見学会について、事業主に受刑者の職業訓練及び就労支援の実際に触れるチャンスを提供し、出所者雇用に係る不安を低減することを目的とした。2015 年 10 月 24 日に開催された施設見学会において、参加した 11 の事業主には、電子機械、土木造園、土木建設、解体、金属加工、介護、電気設備、塗装業までの職種があった。また、以前、施設見学会を参加した理容店の事業主は、刑事施設内で理容科職業訓練に関する職業講話を行った。このような講話を受けて、出所後、地元で理容店に就職した出所者がいた。

受刑者に対する企業情報提供会は、出所予定者に対する在所中の就職内定を確定するチャンスを提供することを目的とした。2015 年 10 月に開催した結果、ハローワークで求人登録及び刑事施設で面接を実施したい事業主の職種は、施設見学会を参加した分を加えて、ハウスクリーニング、運送、飲食業などに及んでいる⁵⁸。

(四) 直接雇用に関する動き

刑務所出所者等に対する直接雇用は国、地方公共団体において行われているが、現在、民間法人も取り込んでいる。2015 年 4 月、仕事を見つけるのが難しい出所者を雇う居酒屋「新宿駆け込み餃子」が東京の宿の歌舞伎町にオープンした。出所者に対して、試用期間の数カ月間は皿洗いや料理の配膳を担当させ、慣れてくれば調理や店舗管理なども任せる。採用者のうち、薬物事件で服役していた男性は、「一生懸命働いて、こんな自分でも世の中の役に立てると思えば」と意気込んで述べた。また、一般社団法人「再チャレンジ支援機構」は、窃盗や傷害などで服役した経験がある男性出所者 3 人を採用する予定がある⁵⁹。

また、2013 年 2 月に、日本財団と関西の企業 7 社が、少年院出院者や刑務所出所者の再犯防止を目指して、「職親プロジェクト」を結成した。職親プロジェクトの結成主旨は、少年院出院者や刑務所出所者に就労体験の機会を提供することで、円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯率低下の実現を目指すこととした。採用する対象者は、殺人、薬物、性犯罪などを除き、初めての入所者に限定された。また、日本財団は一人につき 1 ヶ月 8 万円を企業に支援する。発足の目標は、5 年で 100 人を雇用するとした⁶⁰。

最初、元受刑者を採用する経験があった大阪の好み焼きチェーン飲食店「千房」を中心とする関西 7 社はこのプロジェクトに参加した。現在、参加した会社は 19 社(関西 10 社、関東 9 社)⁶¹まで広がった。また、採用実績について、「この 2 年間で 157 人の応募者に対し、26 人が雇用を前提に就労した。しかし、6 カ月の就労体験(日本財団が毎月 8 万円の支援)

を経て職場に定着したのは、わずか3人にとどまる。」⁶²。

出所者等の直接採用について、日本財団会長である笹川陽平は、以下のような問題を提出した。すなわち、「①基礎教育の不足。(加減乗除の計算ができない者もいる)②働くことに対する意識の欠如。③少年院、刑務所の中の社会復帰プログラムが不十分で、今でもクリーニング、木工、建設現場の作業等、実社会とかけ離れた指導が行われている。④社会の多様性の中で、本来教育刑である少年院、刑務所での社会復帰プログラムが未整備である。」⁶³などの問題が現れた。

四 まとめ

以上によれば、刑務所出所者等の再犯原因について、就労の確保ができないことが再犯の主要原因である。刑務所出所者等の就労支援について、国、地方公共団体、民間組織における各種な支援対策を行った。この中に、支援内容の充実、出所者等の直接採用のほか、協力雇用主の拡大が課題である。

(一) 支援内容の充実について、静岡県におけるボランティアによる伴走型就労支援が新しい視点になった。この方法は、従来の行政事業化された就労支援事業より、民間のボランティアの力を活用し、広域の中で、柔軟かつ有効的に、出所者の就職を支援することができた。今後、就労支援について、行政事業の特質を生かしつつ、民間のボランティアの自主性を尊重できる方法を検討すべきと思われる。

また、刑務所出所者等が安定を職に就くために、職業に対する認知、職場体験などは重要である。出所者等が社会から離れる期間がそれぞれであるが、規律正しく生活や社会的人間関係の中で感覚を錆びつかせないことが大切である。安定を職に就くために、中間的な体験場所の設置が必要である。しかしながら、農林業のような産業について、従事した者に対して、農業委員会の審査が必要である。これに関して、出所者等の起業につき、このような産業審査は障碍にならない方法を検討すべきと思われる。

(二) 出所者等の直接採用について、国及び地方公共団体において、臨時職員のとす採用が多かった。民間企業等への安定的な採用を目指して、出所者等の勤務状況を証明できる証書の作成などの配慮が必要である。

また、民間企業の直接雇用に現れた問題は、刑事施設における処遇の不足であった。刑務所出所者等の就労に関して、刑事施設における職業訓練、教科教育などが一層に充実されるべきと思われる。

(三) 協力雇用主の拡大について、協力雇用主に対する優遇措置が多く使われていた。これに関して、まだ課題が残っている。法務省によると、現在、登録された協力雇用主は約1万2千社であるが、実際に刑務所出所者や保護観察対象者を雇用している企業は、そのうちの4%だけであった。また、建設業などの中小・零細企業が多かった。これについて、「大企業は雇用に消極的だ」などの指摘がされている⁶⁴。

協力雇用主に対する就労支援の必要性を深く理解させるため、刑事施設における企業説明会、企業経営者の講話、施設見学会などの開催が必要である。

-
- ¹出獄人保護会社設立趣意書による。
- ²藤本哲也『刑事政策概論（全訂第6版）』青林書院（2010年）318頁。
- ³松本 勝『更生保護入門（第3版）』成文堂（2012年）143～144頁。
- ⁴第18回早稲田矯正保護展「刑務所出所者の再起を支える社会の輪～更生保護施設を中心に～」第18回早稲田矯正保護展実行委員会（2013年11月）4～5頁。
- ⁵小長井賀興著『犯罪者の再統合とコミュニティー司法福祉の視点から犯罪を考える一』成文堂（2013年3月）134～135頁。
- ⁶松岡千恵「自力更生促進センター等の現在」『刑政』126巻10号（2015年10月）58～68頁。
- ⁷朝日新聞（2006年04月22日）朝刊 静岡 1地方。
- ⁸法務省ホームページによる。（http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo04.html）
- ⁹深谷 裕「戦後における更生保護制度の変遷—就労支援の位置づけを中心に—」『社会学論集』Vol.7（2006年3月）168～183頁。
- ¹⁰北澤信次『犯罪者処遇の展開—保護観察を焦点として』成文堂（2003年）6頁。
- ¹¹少年法24条1項、更生保護法48条1号。
- ¹²更生保護法66条。
- ¹³更生保護法48条2号。
- ¹⁴更生保護法71条。
- ¹⁵更生保護40条。
- ¹⁶刑法25条の2第1項。
- ¹⁷法務省ホームページ。
（http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00040.html）
- ¹⁸大谷 實『刑事司法講義（新版）』弘文堂（2009年）292頁。
- ¹⁹藤本哲也『刑事政策概論（全訂第6版）』青林書院（2010年）303頁。
- ²⁰大谷・前掲（注18）290頁。
- ²¹黒岩知子「保護観察における協働態勢」『変わらぬなら変えてしまおう刑事司法』（2000年度）立教大学法学部 荒木・中島2年ゼミナール 研究論文集 11頁。
- ²²鈴木一久「保護観察運用の諸形式」朝倉京一＝佐藤司＝佐藤晴夫＝森下忠＝八木国之編『日本の矯正と保護（第3巻・保護編）』有斐閣（1981年）56～68頁。「昭和36年から37年にかけて、東京・横浜の2庁で行われた保護観察官の直接担当および取り扱い件数の軽減による保護観察事件処理の実験がそれであり、この実験を契機として、昭和44年には、保護観察官直接担当計画のための増員が実現し、東京・大阪・名古屋の3庁において、青少年保護観察対象者に対するいわゆる『初期直担』の計画が実現した。その実験はさらに昭和46年には、『処遇態様別保護観察』の実験に発展し、この実験が終了した昭和49年には、初期直担の計画を廃止して、代わりに東京・大阪の両庁における処遇技法の研究を主眼とした『直接処遇班』の計画へ移行し、今日に至っている。」
- ²³昭和46年法務省保護観察甲228号。
- ²⁴藤本哲也・前掲（注2）311頁。
- ²⁵黒岩知子・前掲（注21）12頁。
- ²⁶藤本哲也・前掲（注2）311頁。
- ²⁷野田哲之「所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の所在調査に関する保護観察所に対する協力について」『警察学論集』立花書房 第59巻7号（2006年）警察の所在不明者調査については、観察法13条1項、更生保護では30条の規定に基づき、通常の警察活動範囲内で発見するという方法がとられている。
- ²⁸名執雅子・鈴木美香子「法務省における性犯罪処遇プログラムの策定経緯とその基本的枠組について」『犯罪と非行』日立みらい財団149巻（2006年）。

²⁹富田彰乃「保護観察における窃盗事犯の処遇」『法律のひろば』(2015年1月)45～52頁。
「平成25年の保護観察の開始事件における窃盗事件の割合は約4割で最も高く、ここ20年間の推移をみても、少年と成人を合わせて、常に罪名・非行名のトップを占めている。」

³⁰菊田幸一『犯罪学(7訂版)』成文堂(2009年)560頁。

³¹日本経済新聞(2005年2月26日)朝刊43頁。

³²日本経済新聞(2005年5月18日)名古屋夕刊社会面36頁。

³³北澤・前掲(注10)230頁。

³⁴佐藤 裕(訳)『プロベーションとこれに関係のある諸制度』(保護資料第7号)法務省保護局(1955年)。

³⁵北澤・前掲(注10)232頁。

³⁶日本経済新聞(2014年9月22日)。

(http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG2202M_S4A920C1CR8000/)

³⁷法務省保護局社会復帰支援室「刑務所出所者の就労支援について—協力雇用主のもとの就労を拡大するために—」『更生保護』平成27年3月号(2015年3月)7頁。

³⁸法務省保護局社会復帰支援室・前掲(注37)7頁。

³⁹法務省保護局更生保護振興課『刑務所出所者等に対する就労支援について』更生保護60巻5号(2009年)9～10頁、235頁。

⁴⁰法務省保護局社会復帰支援室・前掲(注37)8～9頁。

⁴¹日本経済新聞(2014年12月16日)。

(http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG16H2R_W4A211C1CR0000/)

⁴²伊藤一郎「協力雇用主：出所者雇用、登録企業1万社 再犯防止、謝金制度で支援—法務省」毎日新聞(2013年6月15日)東京夕刊1頁。

⁴³日本経済新聞(2015年7月28日)。

(http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG27H9B_Y5A720C1CR0000/)

⁴⁴宮崎県都城市ホームページ「入札制度 保護観察対象者等協力雇用主制度の導入について」。

(<http://cms.city.miyakonojo.miyazaki.jp/display.php?cont=121010224744>)

⁴⁵高橋誠「兵庫県の入札・契約制度における協力雇用主の評価について」更生保護62巻8号(2011年)16頁。

⁴⁶神戸市ホームページ「協力雇用主への入札参加価格格付け優遇制度」。

(<http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/2015/09/20150907130202.html>)

⁴⁷法務省保護局社会復帰支援室・前掲(注37)10～11頁。

⁴⁸奥田幸生「更生保護における住居・就労支援」『法律のひろば』66巻6号(2013年)28頁。

⁴⁹全国就労支援事業者機構「全国就労支援事業者機構ニュース」25号 平成27年10月(2015年)リストが以下である。

「平成24年(2012年)以前から開始」(大阪府)吹田市、東大阪市、枚方市、大阪市、八尾市

「平成24年(2012年)から開始」静岡県掛川市、大阪府松原市

「平成25年(2013年)から開始」奈良県、京都府、千葉県勝浦市、石川県白山市、三重県名張市、大阪府大阪狭山市

「平成26年(2014年)から開始」長野県、東京都大田市、岐阜県岐阜市、土岐市、山梨市、三重県松阪市、和歌山市、秋田市、千葉県千葉市、四街道市、佐倉市

「平成27年(2015年)から開始」千葉県酒々井町、成田市、銚子市、長野県松本市、岐

岐阜県関市、美濃市、佐賀市、宇部市

⁵⁰全国就労支援事業者機構「全国就労支援事業者機構ニュース」10号 平成25年6月(2013年6月)。

⁵¹第18回早稲田矯正保護展・前掲(注4)14頁。

⁵²全国就労支援事業者機構ホームページ「設立趣意」。

(<http://www.sienasha-kiko.net/shui.html>)

⁵³奥田幸生・前掲(注48)29頁。

⁵⁴津富宏『若者就労支援「静岡方式」で行こう!』クリエイツかもがわ(2011年)1頁以下。

⁵⁵津富宏＝米山世紀『若者就労支援「静岡方式」を進化させる』『更生保護』平成27年3月号(2015年3月)12～17頁。

⁵⁶伊藤かおる「ソーシャルファーム松本自立支援センター—農林業の入り口をつくろう」『更生保護』平成27年3月号(2015年3月)35～40頁。

⁵⁷飯田好明「協力雇用主開拓への取組」『更生保護』平成27年3月号(2015年3月)30～34頁。

⁵⁸内田裕也『ハローワーク川越と連携した刑務所出所者就労支援事業に係る新たな取組～「川越少刑 就労支援フェスタ」の概要等～』『刑政』126巻5号(2015年5月)90～100頁。

⁵⁹日本経済新聞「出所者の再出発、居酒屋から支援 新宿に24日開業」(2015年4月21日)。

(http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG21H01_R20C15A4CR0000/)

⁶⁰朝日新聞(2013年10月21日)夕刊2総合 朝日新聞掲載「キーワード」の解説。

⁶¹参加する企業のリストは以下である。

「発足時の企業」は千房 株式会社、株式会社 一門会、株式会社 牛心、株式会社 信濃路、カンサイ建装工業 株式会社、株式会社 プラス思考、株式会社 プロGRESS。

「発足後に参加した企業」は株式会社 藤岡工務店、株式会社 菜花野。

「新たに参加する企業」は株式会社 アイエスエフネット、S・TEC 株式会社、セリエコーポレーション、ビ・ボーン 株式会社、株式会社 藤巻製作所、株式会社 T 2 f a c t o r y、株式会社 SHIROコーポレーション、北洋建設 株式会社、株式会社 ヒューマンハーバー。(日本財団ホームページ)

(<http://www.nippon-foundation.or.jp/news/pr/2013/59.html>)

⁶²笹川陽平『「再犯防止について」—職親プロジェクト—』(2015年6月17日)。

(<http://blogos.com/article/117280/>)

⁶³笹川陽平・前掲(注62)。

⁶⁴日本経済新聞・前掲(注43)。

第五章 中国における再犯防止の沿革

第一節 古代の刑罰体系における再犯防止

一 肉刑・死刑を中心とする刑罰体系

中国における最初に整備された刑罰体系は商王朝¹の「奴隸制五刑」を中心とする刑罰体系であった。具体的な内容は墨(刺青)、劓(鼻切り)、剕(足切り)、宮(生殖器の破壊)、辟(首切り)であった。この中では、人の身体および器官を破壊することによって肉刑が登場した。肉刑について、これは身体刑の一部と解する²。また、「辟(首切り)」は人の生命を奪う死刑となる。すなわち、「奴隸制五刑」は肉刑と死刑の刑罰体系であった。商王朝の支配者は「受命於天」(天から政権が与えられた)と自称して、「天罰」を強調し、このような「奴隸制五刑」を利用して、社会秩序を維持していた。

このような刑罰体系は商王朝から周および秦王朝まで続いていたが、周王朝が「奴隸制五刑」に対して、多少の改革を行った。まず、「明德慎罰」(道徳を顕彰し、刑罰を慎む)の思想が現れた。これは、国を治めるために、刑罰の威嚇力より社会道徳および社会秩序が国民を拘束するという力を重んずる思想と解する³。刑罰の具体的な運用として、年寄りあるいは児童および行動障害者の犯罪者に対して、刑を免除あるいは減刑できること、犯罪行為が故意と過失によって、刑を加重あるいは減輕すること、連座刑⁴を緩和することであった。また、周王朝では、最初の自由刑が現れ、「圜土之制」と「嘉石之制」と呼ばれた⁵。すなわち、「圜土」とは牢屋であり、「圜土之制」とは牢屋で受刑者を拘束して強制的に労役させることを意味する。また、「嘉石」とは石製の刑具であり、「嘉石之制」とは犯罪者を石製の刑具で拘束して定期的に労役されることを意味する。そのほか、周王朝では、罰金刑も導入された。周穆王の統治時期では、一部肉刑の代替として、受刑者が国へお金を支払う贖罪制度が設けられた。しかし、このような改革が肉刑と死刑を中心とする刑罰体系を変えなかった。

春秋戦国時代に入って、各種学問、思想が現れていたが、その中に、刑罰に影響を与え、そして対立する思想が「儒家」と「法家」であった。「儒家」は刑罰より礼および道徳が重要であると主張し、重い刑罰に反対していた⁶。一方、「法家」は法律が善悪を判定する唯一の標準であり、厳重な刑罰を以って犯罪を無くすと主張していた⁷。その結果、秦始皇帝は「法家」を支持し、「法家」の代表人物商鞅を起用して、「秦律」を制定した。「秦律」では、「以法為本、嚴刑峻法」(法を基本として、厳酷な刑罰を維持する)の法家思想を表現し、道徳より刑罰の地位を強調していた。そのため、「秦律」における刑罰体系は「奴隸制五刑」を維持し、さらに、周王朝より刑罰の威嚇力をより重視している体系であった。

二 自由刑の冒頭

漢王朝では、秦王朝の法制を受け継ぎながら、一方、刑罰体系に対して、改革を行った。漢王朝の支配者は「道家」の「無為而治」という思想の影響で⁸、刑罰の改革が主に「約法省刑」⁹(法律を簡約させ、刑罰も緩和させる)の方針に沿って展開された。漢文帝の統治によると、肉刑の一部が廃止された。肉刑に代わった刑罰としては、「完城旦舂」(城旦のような築城刑)という労役刑、および笞三百、笞五百の「笞刑」であった。また罰金刑と名誉刑も導入された。しかし、笞三百、笞五百の「笞刑」について、受刑者は途中で命を失う事例が多かった。これに対して、漢景帝の統治時期では、「笞刑」が緩和された。すなわち、笞三百、笞五百の「笞刑」の笞つ回数を減らすこと、笞を加える場所を限定すること、笞刑を執行する人の力を限定することなどであった¹⁰。

また、秦王朝で受刑者を北方や南方の国境に追放したような刑罰が、漢王朝では徙・謫徙¹¹とする名称で展開していた。すなわち、受刑者を北の方、朔方五原の辺りや西の方、敦煌の辺りに追放して、遠隔地で受刑者を軍隊に入れさせ、あるいは、各種の労役に課すことによって、死刑の減輕または代替刑罰として行った刑罰であった。内容から見ると、この種の刑罰は、流刑的・労役刑的性質を兼有する刑罰であった。

このような刑罰について、ただちに自由刑であると理解することができないと思われる。現代における自由刑と比べ、このような刑罰は矯正的な理念を有してないと理解すべきと思われる¹²。秦漢時代の刑罰体系は刑罰本来の残酷さを重視するため、刑罰の一般予防の目的を有すると理解できる。遠隔地で労役刑を課すことによって、刑事施設のように受刑者を正常社会から隔離する目的は達成されるが、統治者が受刑者の価値を摂取することになってしまう。しかし、これは自由刑の萌芽と理解してもよいのではないかと思われる。

三 身体刑・自由刑・死刑を中心とする刑罰体系

西漢における漢武帝の統治の下で、「儒家」の思想が法律の運用に採り入れられた。儒家学者董仲舒が漢武帝に「百家を廃し、独りに儒学を尊ぶ」という理論を提唱した。その結果、漢武帝がこの思想を受け入れて、法律の革新に取り組んだのである。その理論の核心は、「儒家と法家を合流させ、道徳を中心に、刑罰を補助的なものにする」ものであった。すなわち、刑罰と道徳を対等ではなく、「支配者が天道に従い、徳礼による教化を主に、刑罰による懲罰を補助的なものとし、道徳と刑罰を併用し、礼と法を融合させる」「徳主刑補」という理論体系を唱えた¹³。そのため、道徳の違反行為に対して刑罰が重く処罰される傾向があり、儒家の道徳典型例が司法裁判の量刑の根拠になっていた。また、刑罰の執行も秋と冬の時期に限定し、天道の記念日に大赦も行うことになった。

その後、魏、晋、南北朝においても、「徳主刑補」の影響で、刑罰体系の緩和が続いていた。魏文帝の統治時期において、肉刑の執行がほとんどなかったが、特殊の犯罪行為に対してのみ行われた。曹魏の時期における「新律」では、初めて新たな五刑制度が打ち出された。すなわち、「杖」、「鞭」、「徙」、「流」、「死」という刑罰体系であった。また、各種の

刑罰に五等のレベルもそれぞれ規定された。この新しい刑罰体系が発展し、徐々に身体刑、自由刑、死刑を主とする刑罰体系に定着するようになって、北周朝までに比較的完備された刑罰体系が形成された。

隋・唐王朝における「道徳」、「礼儀」が法的運用に盛んでいた。まず、隋文帝の統治時代では「開皇律」が公布された。また、五刑制度についても、更に詳しく規定された。たとえば、五刑の内容が簡潔に規定されたこと、二重刑罰を避けて単一刑の執行を保障することなどに及んだのである。

また、唐王朝の建国支配者である唐太宗李世民は以前の歴朝歴代の法思想を参考にし、「徳礼為政教之本、刑罰為政教之用」¹⁴(道徳礼儀は政治教化の根本であり、刑罰は政治教化の道具である)の法思想を提起した。このような思想の下で、唐王朝の刑罰原則は「立法寛簡、慎獄恤刑」と規定された。その意味について、熊達雲先生が次のように説明していた。すなわち、「第一に、罪名、刑期、法律の適用に関する原則、基準及び具体的な内容について、立法は緩やかで、刑の適用は適切でなければならない。第二に、法律や法規の制定にあたり、法の条文を簡潔化させ、分かり易く書かなければならない。第三に、法律の条文から厳しい法条項を廃止し、法を執行する時に、厳格に法に従い、有罪を無罪に言い渡し、無罪を有罪に言い渡したりすることなく、そして、刑罰の使用を慎重にしなければならないというのである。」¹⁵

唐王朝の刑罰体系は伝統の「杖」、「鞭」、「徙」、「流」、「死」という五刑の制度を引き継いだ。死刑が「絞刑」、「首切り」に限定されることであり、容疑犯罪者に軽い刑罰が課されることであり、死刑を執行する者に対して、「三複奏」、「五複奏」などの再三確認制度を新設した。唐王朝における法律の儒家化は中国の歴史において最高潮に達した。その結果、貞観四年(紀元 630 年)、全国の範囲で死刑を執行される人数は 29 人しかなかった¹⁶。

しかし、「安史之乱」の後、統治王朝の交代が頻繁になり、「杖」、「鞭」、「徙」、「流」、「死」の刑罰体系も乱れた。また、残酷な肉刑も再現され、昔の秦王朝で使った「車裂」(人間の頭、手、足を馬車に固定して、馬車を各方向へ駆けて、最後に頭、手、足が完全に体から離される死刑方法である)さえも復活させた。

唐王朝の後、宋、明、元、及び清王朝の初期において、刑罰体系は奴隷社会に戻るように残酷さと嚴重さを重視する体系になった。この時期において、唐王朝でようやく確立した五刑制度が破壊されて、各種の残酷な刑罰¹⁷が現れた。清王朝の後期に至って、近代的な刑事政策思想が登場した。

四 まとめ

以上によれば、上述した歴代の統治において、再犯防止対策は一般予防を中心とした展開された。商王朝において、肉刑と死刑を以って犯罪防止、社会防衛の目的されるに至った。周王朝に入って、肉刑と死刑を中心とする刑罰体系は変えられなかったが、「明徳慎罰」

の影響の下で、刑罰の一部が緩和された。例えば、自由刑の原型、罰金刑で贖罪制度などが導入された。その後、秦王朝における嚴刑の制度は、「儒家」の思想によって、徐々に緩和され、唐王朝までに、自由刑も含まれる「五刑」の刑罰体系に変化していった。すなわち、社会の秩序を守る又は犯罪を防止するため、「儒家」思想に基づいて、道徳、礼儀は刑罰より強調された。このような犯罪防止の思想は古代の刑罰に大きな影響を与えた。

第二節 近代の刑事政策における再犯防止

一 近代的な刑罰体系の設立

清王朝の末期には、近代的な国家を建設するために、清王朝の統治者が西洋文化を取り入れようとする「洋務運動」を行っていた。特にアヘン戦争後、政府が海外へ多数の使節を派遣した。また、外国の法律、特に日本の法律および日本法に関する書籍が大量中国語に翻訳された¹⁸。海外へ派遣された使節の中では、光緒三年(1887年)日本に赴き黄遵憲が日本法を学ぶことを主張した。黄遵憲は「治罪法」と「刑法」(1880年公布)を中国語に翻訳して、さらに注釈も加えた。また、黄遵憲が日本法律を翻訳だけではなく、日本の監獄制度、警察制度及び議院、国債、税金等諸制度も研究した。

黄遵憲の著書『日本国志』では、日本の法律に関する現状について、「泰西各国は、みな日本の法律は不完全・不備と言ひ、その笞・杖・斬殺の刑は国人治めるに足りないと言ふ。そして、日本政府はついにひたすら西洋法を用いるに改め、元老院に命じ、フランス法を擬するに依り、国制を概略参考にし、諸律を纂定し、十四年二月に頒行を告げたのが、治罪法、刑法である¹⁹。」という述べている。また、黄遵憲が『日本雜事詩』では、維新後の監獄について、「監獄は極めて清潔であり、飲食起居はいずれも定まったきまりがあり、病人には或いは原酒を与える。但し、拘禁を加えるには、二度と犯人に刑具を用いることはしない。一切の苦痛は身に受けないのである。罪が定まり、絞に処する者といえども、行刑の時は、宣教師及び神官・僧侶を連れてきて刑死者のために経を読ませ、過ちを悟って改心させ、なお来世は天国に生まれ得るようにと祈らせるという²⁰。」と紹介している。

このような研究内容が、国内で多数の学者に影響を与えた。黄遵憲の訪日後、董康、麦秩巖、王守恂などの法学者が日本に殺到した²¹。また、日本法律を学ぶブームの中では、政府が日本へ学者を派遣することだけではなく、日本人の法律顧問と講師も招聘した。優秀な日本の学者の到来が、法律案の起草及び法学の教育に携わり、当時の中国の法的改革に力になった。中国政府により招聘された学者が、岡田朝太郎、松岡義正、志田鉀太郎、小河滋次郎、川島浪速、岩井尊文、中村襄諸氏であった²²。

日本の法律を学ぶべきであると主張する中国側の学者である沈家本が、清政府の支持を得て、法学を専攻とする大学「京師法律学堂」が創立された。その後、各地で法律専科の学堂も設けられた。当時、日本法の教習が法学教育をほぼ独占していた。

このように日本法を大幅に参考とした結果、沈家本が朝廷から命じられて新しい刑法の編纂を始め、新たな法律「大清新刑律」が1910年に完成することになった。この法律では、西洋近代の刑法原則と刑法制度が取り入れられた。たとえば、類推制度の廃止、罪刑法定主義の導入、刑事責任年齢の明確、特権法律の廃止などの規定が挙げられる。また、行刑制度においては以下のような改革があった。

第一に、昔の五刑制度が廃止された。すなわち、「笞」、「鞭」、「徙」、「流」、「死」五刑制度の中に、「笞」「杖」が罰金刑に、また、「徙」、「流」が懲役、拘留の自由刑に改められ、死刑の執行方式も絞首に限られた。沈家本が岡田博士の死刑に関する観点を受け入れ、野蛮な「凌遲」、「梟首」、「戮屍」などの刑の執行を廃止すべきと主張した²³。この改革により、刑罰体系が罰金刑、自由刑、死刑を中心とする近代的な制度が設立された。

第二に、感化教育思想が行刑に影響した。小河滋次郎博士が中国の監獄制度について、苦辱主義から文明的な感化主義へ転換すべきと主張していた。『寄篋文存』巻六の中に、このような記載があった。すなわち、「小河滋次郎は日本の監獄研究者として傑出した人物であり、もともとその常々研究するところが、中国にとって忠告となり」、「建築のしかた、待遇のしかた、監督のしかたのすべてにおいて、理を斟酌し、情に依拠しないものはなく、区画は周到で、主旨は感化を帰結としている。……苦辱では刑政を全うし得ぬと覺らせ、感化こそポイントだと思させた。²⁴」と。新刑法では、このような思想も一部を受け入れ、「罪犯習芸所」が新設された。

二 沈家本の思想

清末、法律改革の主導者である沈家本は、小河滋次郎の感化思想を受け入れて、また、当時の実際状況を考察した上で、「監獄の趣旨は感化である」という監獄改革の主旨を指摘した。

沈家本氏が西欧諸国の監獄について、「初期において、監獄は受刑者に苦痛を与え、侮辱するだけの場所であった。その後、仁愛を提唱した者が監獄の残酷な状況を見て、同じ人間なのに、そのような処遇が受刑者たちに受けすべきかという問題を提起し、受刑者を感化すべきと主張した。まもなく、欧州でこのような思想が承認されて、広げられた。さらに、優れた学者が現れて、このような思想を研究して、最後に体系的な理論に定着した²⁵」と述べている。

このような思想に基づき沈家本は受刑者を感化教育できると主張した。まず、監獄の機能について、次のように述べた。すなわち、「監獄は受刑者を苦痛する、侮辱することではなく受刑者を感化するこそであった²⁶」。また、受刑者の処遇について、厳酷な刑罰だけで再犯防止の効果が望ましくいと重罰を反対していた。すなわち、「厳刑は過去の罪を懲罰できるが、将来の再犯を防止することに期待できない。監獄という場所における教化を施すことしかない。²⁷」。そのほか、感化教育について、施策が継続できれば、厳刑より効果が

期待できる²⁸と主張した。

また、沈家本が監獄の立法を非常に重視していた。監獄法と刑法の関係について、昔のような監獄法の補助的地位を否定し、両方は独立した法律であると主張した。すなわち、刑法が表であり、監獄法が裏である²⁹。また、刑務官は職務の規律に従って仕事する一方、受刑者は遵守事項(奨励・懲罰から日常の飲食まで)に従い服役べきと提唱した。このような規則を作成しなければならないとした³⁰。このような一連の主張が沈家本が中心となって編纂した『大清監獄律草案』に反映された。

しかし、『大清監獄律』が実施された後、ハードウェアとする監獄では、新式と旧式の施設が共存し、管理が難しく、新規の実施が一層に難しくなった。また、清朝政府が改革を徹底的に行う決心を示していなかったため、このような法律がただ形式的なものに流れてしまった。しかし、沈家本氏が提唱した感化教育の思想と監獄立法の見解は、それ以降の時代に大きな影響を与えた。

三 感化教育思想の発展

感化教育思想の発展として、19世紀20～30年代に、中華民国の学者及び実務家が沈家本の刑事政策をさらに進展させた。

中華民国における時任京師第一監獄典獄長である王元増が、刑罰の目的について、「犯罪者を矯正し、その者の自分自身が改悛させることは改善主義(特別予防)であり、犯罪を減少し、国民が平和させることは防衛主義(一般予防)である。³¹」という見解を述べた。

また、受刑者の感化教育について、以下のような見解を提唱した。まず、受刑者の教化を根本にすることによって犯罪を予防できる。すなわち、「教化が刑罰の補助するものであるが、犯罪を防止するために、教化が根本の地位になければならない。³²」ということであった。感化教育が適用される対象者は16歳未満の少年に限定されるとした。

その他、再犯防止のために、王元増が出獄人を保護すべきとの視点から、国家は出獄人の社会復帰の環境を整えなければならぬと主張した。すなわち、「科刑及び行刑は、国家の権利であり、国家の機関に頼ることになる。刑期が終わったら、出獄人を再犯させず社会復帰させるのは社会の任務である。しかし、出獄人を再犯防止することは国家にも責任がある。そのため、国家がこの任務に対して、助力者である。その助力の内容は、第一に、社会からの嫌がれることを解除すること；第二に、出獄人の生計を用意すること；第三に、出獄人の生活環境を選べること。³³」という内容であった。また、王元増が監獄の改革について、出獄人を保護する事業の必要性も述べた。

このような出獄人の保護の見解は当時において、立派な考え方であると思われる。その後、南京政府首都高等法院院長である趙琛が著書『監獄学』³⁴で、出獄人を保護する事業について、さらに十項目以上の注意事項を論述した。当時、趙琛の時代では、教育刑論が主流の学説となった。趙琛が王元増の思想を受け入れたうえ、出獄人の保護に関する学説

を發展されたといえる。

その後、南京政府司法部獄務研究所で勤めている芮佳瑞が執筆した『監獄法論』³⁵が出版された。芮佳瑞は明確に監獄が刑罰を執行する機関であると指摘した。すなわち、監獄は国家刑罰権を行使し、自由刑を執行する場所である。監獄の任務は、法律によって受刑者を一定の場所に拘束して、その者の自由を制限し、社会から離脱させる。それに、その者に教育感化を施し、改悛させて、犯罪者の犯罪性を解消することにある。

また、芮佳瑞が受刑者の社会復帰について、監獄のみの施策ではなく、監獄外でも連続の施策を制定しなければならないとした。すなわち、監獄内において、受刑者を矯正して、監獄外において、出獄人の生活職業を保護して、最後に受刑者の社会復帰を実現させるという全体的な行刑観念を主張した。

また、受刑者を矯正する方法について、芮佳瑞が個別処遇とした基本に賛成していた。すなわち、監獄における処遇が「個人的な待遇」を一貫すべきで、必ず受刑者の性格、罪質、職業、家庭、身分によって行うべきと主張した。その他、芮佳瑞が再犯の原因を分析し、再犯防止のため、処遇内容を提唱した。すなわち、「犯罪の原因は、①道徳を欠けること、②知識を欠けること、③職業を欠けることにある。それに対応して、監獄の処遇内容は、受刑者に道徳を教誨して、知識を教え、技能を授けることにある。そのため、受刑者の矯正において、教誨、教育及び労役が要素である」。芮佳瑞が執筆した『監獄法論』で、受刑者の権利に及ぶこともあった。しかし、受刑者の法的地位というレベルの論述にならなかった。

四 まとめ

清末、近代的な国家を建設するため、統治者は西洋文化を取り入れようとする「洋務運動」を行っていた。その中に、法律の分野について、「日本法を学ぶ」を提唱した黄遵憲は、日本法律に関する全般なこと（監獄制度、警察制度及び議院、国債、税金等諸制度）を研究した。研究の成果は当時大きな影響があつて、法律の改革についても、中日の交流が盛んであった。

その後、日本法を学ぶと主張したもう一人の学者沈家本は、政府の支持を得て、「大清新刑律」の起草を始めた。この法律の編纂について、たくさんの日本学者からの協力を得た。日本法を大幅に参考した結果として、中国における近代的な刑事法の制度が確立された。また、法の改革により、刑罰体系が罰金刑、自由刑、死刑を中心とする近代的な制度も設立できた。

その他、監獄制度について、沈家本は日本の監獄研究者である小河滋次郎の思想を受け入れて、中国における獄政の改革も行っていた。この中に、監獄法を刑罰執行の独立の法律とする立法思想、及び受刑者に対する感化教育の処遇を実施すべき行刑思想がその後の行刑制度における重要な位置に置かれた。

¹商王朝は中国歴史上において、最初の文字記録を残っている奴隷制王朝である。

²仁井田陸『補訂 中国法制史研究 刑法』東京大学出版会（1981年）131頁。仁井田陸先生は、「肉刑（身體刑の一種、身體の一部を毀損する刑）」という指摘であった。

³『尚書・康誥』の記載により、「明德慎罰」は周王朝の支配者「周公（姫旦）」が提起された。

⁴商王朝では、一人が犯した罪は、犯罪者の一家族で負うこと（連座）と規定した。

⁵盧建平『刑事政策与刑法変革』中国人民公安大学出版社（2011年）202頁以下。（また、仁井田陸先生が著書『補訂 中国法制史研究 刑法』80頁では、「圜土之制」と「嘉石之制」について詳しい説明もあった。）

⁶熊達雲『現代中国の法制と政治』明石書店（2004年3月）24頁参照。「儒家」の代表人物は孔子と孟子であった。孔子は「為政以德」（政治を為すには道德を頼りにしなければならない）という徳治思想と「為政在人」（政治を為すには人にあり）の人治思想を主張していた。その後、孟子は孔子の思想を発展し、「仁政」の学説を唱えた。すなわち、「施仁政於民、省刑罰、薄税斂」（仁政を民に施し、刑罰を省き、租税を減輕する）という主張であった。

⁷石墨（訳・注）『商君書』中華書局（2009年10月）1頁以下参照。「法家」の代表人物は商鞅、韓非子であった。商鞅は「縁法而治」（法による支配）、「以法為本」（法を以って本を為す）の「法治」思想を主張していた。また、商鞅が軽い犯罪でも厳しい刑罰で施す、重い刑罰を通じて犯罪を無くすなどの「重刑輕罪」、「以刑去刑」を指摘した。たとえば、「去奸之本、莫深於嚴刑。」（『商君書・開塞』）「以刑去刑、国治。以刑致刑、国乱。」（『商君書・去強』）、「禁奸止過、莫若重刑、刑重而必得、則民不敢試。民不敢試、故国無刑民。」（『商君書・賞刑』）などの名言である。その後、韓非子も「刑過不避大夫、賞善不遺匹夫」（過ちを処罰するには地位の高い人を避けず、善行を奨励するには一般の庶民を遺さない）、「法不阿貴」（法は地位高い人を庇わない）などの法の平等に適用も主張していた。

⁸老子（春秋）黄朴民（訳・注）『道德經講解』岳麓書社（2005年）1頁以下参照。「道家」は春秋後期の老子と戦国時代の莊子による創設した。道家は「我無為而民自化」（支配者は何にもせず、国民は自ら進化している）の「無為の治」を唱えた。すなわち、形式的な法律や道德規範に根本的に反対して、自然の進化を尊重する理論であった。

⁹趙増祥、徐世虹『漢書・刑法志』注釈』法律出版社（1983年1月）1頁以下参照。東漢・史学学者である班固は『漢書・刑法志』で、「漢興、高祖初入関、約法三章、殺人者死、傷人及盜抵罪、鑕削煩苛。」と記載していた。

¹⁰趙増祥、徐世虹・前掲（注9）1頁以下。

¹¹班固『漢書・宣元六王伝』

¹²仁井田陸・前掲（注2）92頁。仁井田陸先生はこの観点についてこのような主張を示していた。すなわち、「私はこのような勞役刑に刑囚懲治の意味がないとはいわないし、周禮にみえたような教化的觀念を権力把持者が全然もってなかったとはいわないが、刑要因のあったことに注意せざるを得ない」とした。

¹³熊達雲・前掲（注6）28頁。このような理論体系は董仲舒の文章「挙賢良対策」から抜粋したものであった。「挙賢良対策」は班固の著書『漢書・董仲舒伝』で記載されている。

¹⁴長孫無忌『唐律疏議』による。（『唐律疏議』は『唐律』と呼び。アジアで最初の成文法といえる。）

¹⁵熊達雲・前掲（注6）29頁。

¹⁶宋祁、歐陽修、範鎮、呂夏卿『新唐書・刑法誌』。

¹⁷たとえば、「凌遲刑」であった。清王朝で行われた処刑の方法の一つである。生身の人間の肉を少しずつ切り落とし、長時間にわたって激しい苦痛を与えたうえで死に至らす刑。歴代中国王朝が科した刑罰の中でも最も重い刑とされ、反乱の首謀者などの者に科される刑であった。

¹⁸張培田「清末の刑事制度改革に対する日本からの影響」（喜多三佳訳）『日中文化交流史業書 第2巻法律制度』大修館書店(1997年)306～308頁。

当時出版されていた日本法に関する書籍は以下の通りである。

| 番号 | 書名 | 著者 | 訳者 | 出版社 | 発行年 |
|----|----------|-------|--------|-----------|---------|
| 1 | 日本明治法制史 | 清浦奎吾 | 上海商務 | 上海商務 | 一九〇三 |
| 2 | 監獄学 | 小河滋次郎 | 劉銘 | 東京湖北法政編輯社 | 一九〇五 |
| 3 | 漢訳監獄学 | 小河滋次郎 | 明志学社 | 明志学社 | 一九〇六 |
| 4 | 日本刑法 | 日本政府 | 章宗祥・董康 | 修訂法律館 | 一九〇五 |
| 5 | 日本改正刑法草案 | 日本政府 | 西田龍太 | 不詳 | 一九〇七 |
| 6 | 日本法制史 | 三浦菊太郎 | 李銘文 | 上海開明書店 | 一九〇三 |
| 7 | 日本法規大全詳本 | 不詳 | 上海商務 | 上海商務 | 一九一一年以前 |
| 8 | 日本陸海軍刑法 | 日本政府 | 章橋駿・董康 | 修訂法律館 | 一九〇七 |
| 9 | 日本監獄法 | 佐藤信安 | 国民叢書社 | 上海商務 | 一九〇三 |
| 10 | 日本警察法令提要 | 不詳 | 唐宝鏐 | 東京訳書編社 | 一九〇三 |
| 11 | 日本警察新法 | 日本政府 | 小幡巖太郎 | 東京善隣訳書館 | 一八九九 |
| 12 | 犯罪捜査法 | 南波奎三郎 | 徐祖中 | 北京法学社 | 一九一一年以前 |
| 13 | 刑法各論 | 岡田朝太郎 | 李碧 | 東京湖北法政編輯社 | 一九〇六 |
| 14 | 刑法各論 | 岡田朝太郎 | 袁永廉 | 丙午社 | 一九〇五 |
| 15 | 刑法通義 | 牧野英一 | 陳承沢 | 上海商務 | 一九一〇 |
| 16 | 刑事訴訟法 | 板倉松太郎 | 鄒麟書 | 東京湖北法政編輯社 | 一九〇五 |
| 17 | 刑事訴訟法 | 板倉松太郎 | 張一鵬 | 丙午社 | 一九〇七 |
| 18 | 刑事訴訟法論 | 松室 至 | 陳時夏 | 上海商務 | 一九一〇 |
| 19 | 刑法過失論 | S・P・C | 鄭宇中 | 北京法学社 | 一九一一年以前 |
| 20 | 刑法総論 | 岡田朝太郎 | 瞿宗鋒 | 東京湖北法政編輯社 | 一九〇六 |

| | | | | | |
|----|---------------|---------------------|-----------------|-----------|-------------|
| 21 | 刑法総論 | 岡田朝太郎 | 李維柱 | 丙午社 | 一九〇五 |
| 22 | 裁判所構成法 | 岩田一郎 | 呉柏年 | 東京湖北法政編輯社 | 一九〇五 |
| 23 | 新訳日本法規 大全 | 日本政府 | 劉崇傑 等 | 上海商務 | 一九〇七 |
| 24 | 漢訳日本法令 類纂 | 日本政府 | 法院研究社 | 上海商務 | 一九一一年以 前 |
| 25 | 漢訳日本警察 法述義 | 渡辺清太 郎・ 鮫島東四郎 | 項沢潘・楊宝 書・梅祖培 | 東京清国留学生会館 | 一九〇六 |
| 26 | 独逸監獄法 | 小河滋次郎 口述 | 劉大謐 | 丙午社 | 一九〇七 |

¹⁹黄遵憲『日本国志(刑法志)』(1895年)1頁以下。

²⁰黄遵憲『日本雜事詩(牢獄)』同文館(1879年)。

²¹李貴連「近代中国法の変革と日本の影響」(松田恵美子訳)『日中文化交流史業書 第2巻法律制度』大修館書店(1997年)257頁。この本により、黄遵憲が日本近代的な法律を研究し、それを学ぶ中国初めての人間であると認識された。黄遵憲の著書『日本刑法志序』は日本法に対する深く認識される典型的な代表作であった。

²²熊達雲・前掲(注6)59～61頁参照。

²³張培田・前掲(注18)310頁。岡田博士が死刑唯一説を主張していた。すなわち、世界の各国が死刑を廃止する国が多数にある。もし死刑を廃止しない場合に、死刑の執行方法は一種のみ限定すべきである。このような岡田説は沈家本の著書『寄篋文存』(最新版は商務印書館で2015年に出版された)巻三で記載されていた。岡田説によると、中国の修律は伝統の頑固なやり方、古い思想を捨てなければならない。すなわち、もし中国が世界と変わり通じを望めれば、過去のような残酷な刑の執行方法を放棄すべきである。そうでないと、修律の法律効果が期待できず、治外法権の回収にも難しい。

²⁴沈家本『寄篋文存・監獄訪問録序』巻六(1907年)。

²⁵沈家本・前掲(注24)。「泰西監獄、初亦未得感化之宗旨、而惟以苦人、辱人為事。迨後有仁慈者出、目睹大慘毒之方、慘刻之状、同為人類、何獨受此、于是倡為感化之説、播于欧州。更有学人輩出、相互研究、定厥宗旨。」

²⁶沈家本・前掲(注24)。「監獄者、感化人而非苦人、辱人者也。」

²⁷『「清末籌備立憲档案史料」下冊』故宮博物館档案部編中華書局(1979年7月第一版)。沈家本の『奏実行改良監獄宜注意四事折』では、「嚴刑歴法可懲肅于既往、難望滄苒于将来、顧籍監獄之地、施教誨之方。」と記載していた。

²⁸沈家本・前掲(注24)。「縱不能尽人而感化之、第使十人而得六、七人、或四、五人、或二、三人、則人之有害風俗有害治安者、必日見其少。積漸既久、風俗自日進于良、而治安可以長保焉。」

²⁹沈家本・前掲(注24)。「刑罰与監獄相為表裏」

³⁰沈家本『奏実行改良監獄宜注意四事折』による。「上而官吏有服從之職務、下而囚徒有遵守之事項、大而懲罰賞譽、小而日用飲食、举凡建築之法、待遇之法、監督之法、酌理準情、区画周至。」

³¹王元増『監獄学』(1924年版)1頁以下。「一面以矯正犯人、使自知改悔、是為改善主義；一面以減少犯罪、使人各相安、是為防衛主義。」

³²王元增・前掲(注 31)1 頁以下。「刑罰者、所以輔教化之不足、如欲預防犯罪、當以教化為本。」

³³王元增・前掲(注 31)1 頁以下。

³⁴趙琛『監獄學』(1932 年版)1 頁以下。

³⁵芮佳瑞『監獄法論』(1934 年版) 1 頁以下。

第六章 新中国の刑事政策における再犯防止

第一節 刑事政策思想の沿革

一 労働改造

1949年10月1日に中華人民共和国が成立した。新政府は旧来の南京国民政府の法及び法体系をすべて廃棄した。建国初期において、ソ連などの社会主義国家の憲法を参考にした『五四年憲法』が存在していたが、それ以外の法律がなかった。1979年刑法の公布までに、中国が30年間ぐらい法律の模索時期を送った。

それにしても、中国が犯罪者の改造に関して、独自な方法を模索していた。これは労働改造という方法である。最初の運用事例に遡ると、共産党が統治している根拠地では、犯罪者を教育・改造とする目的¹で、処罰とする方法が実践された。この方法はマルクス主義における刑事思想から生み出されたものであった。マルクスが当時のアメリカ、フランス等国の刑罰制度に対して、死刑制度に断固反対し、犯罪者に労働改造を施すべきと主張した²。新政府がこのような思想を受けられて、強制労働を犯罪者の改造方法として使用していた。

労働改造に関して、最初の法律根拠は1949年9月29日の臨時憲法である「中国人民政治協商会議共同綱領」であった。この臨時憲法では、「すべての反革命犯およびその他の刑事犯を懲罰するとともに、これらの者を強制して労働を通じて自己を改造させ、新しい人間とする」³と規定した。その後、1954年に「中華人民共和国労働改造条例」⁴では、労働改造の方法について、正式に承認された⁵。このような条例の下で、犯罪者の矯正につき「改造第一、労働第二」という刑罰執行の観念が形成された。

この条例が交付された次第、学者による労働改造に関する立法の完備及び体系の研究が進んでいった。たとえば、1957年3月中央公安学院西安分院労改(労働改造の省略、以下も同じ)業務教研室が編作した「労働改造工作講授提綱」や、1959年北京政法学院が編作した「中華人民共和国労働改造講義」及び1962年中国人民大學が編作した「中華人民共和国労働改造法学講義」である。このような書籍が、体系的に労働改造を法律レベルで論述する最初の研究であり、当時の法律専門大学で教科書として使われていた。

労働改造の典型例として、抚顺戦犯管理所が数多くの戦犯を改造した経験が挙げられる。国民党の戦犯、蒙古戦犯、満洲国の戦犯を主な対象として改造する経験があった。具体例として、満洲国皇帝愛新覺羅・溥儀を改造する経過、原国民党戦犯曾伝坦を改造する経過に関する記載が今も保存されている⁶。

二 「懲罰と寛大を結びつける」政策

「懲罰と寛大を結びつける」政策は1956年9月の中共第八回全国大会において初めて基

本的刑事政策として提出された。当時、反革命犯及びその他の刑事犯を改造することにつき、適用された。その後、この政策にめぐって、具体的な政策が派生した。たとえば、「白状すれば寛大に、抵抗すればより厳しく」、「過去の過ちを後ろの戒めとし、病を治して、人を救う」などの政策があった。また、死刑について、「死刑を言い渡し、2年先延ばしにし、労働を強制して、その後を観察する」という死刑の執行延期制度も現れた⁷。

1979年に、中国はじめての法の整備として、「中華人民共和国刑法」（以下「79年刑法」という）⁸が公布された。刑法の公布と共に、このような「懲罰と寛大を結びつける」政策が正式に規定された。その政策の具体化として、すでに刑罰を処せられた者に対して、執行猶予、仮釈放、減刑に関する規定、死刑執行猶予制度の採用などが法律で明確に規定された。79年刑法について、階級闘争的色彩を帯びるという批判があった⁹が、最初の法の整備によって、現代の刑罰体系を整備できることは成果ではないかと思われる。

79年刑法では、刑の設置について、主刑を管制、拘役、有期懲役、無期懲役、死刑とし（第28条）、付加刑を罰金、政治的権利の剥奪、財産の没収として規定していた（第29条）。

① 管制

管制とは、犯罪者を拘禁することなく一定の自由を制限し、公安機関の管理と人民大衆の監督の下で、労働改造をおこなう刑罰方法である。管制の期間は三か月以上二年以下とする（第33条）。

② 拘役

拘役とは、人民法院が犯罪者にたいし短期間自由を剥奪する判決を下し、労働改造をおこなうという刑罰方法である。主に罪状の比較軽い犯罪者に適用される。拘役の期間は十五日以上六か月以下とする（第37条）

③ 有期懲役

有期懲役とは、一定期限の間、犯罪者の人身の自由を剥奪し、労働改造をおこなうという刑罰方法である。有期懲役の期間は、六か月以上十五年以下とする（第40条）。

④ 無期懲役

無期懲役とは、犯罪者の人身の自由を終身剥奪し、労働改造をおこなうという刑罰方法である。主に罪状が悪質であって、死刑の判決を下す必要はないが、社会から永久に隔離しておく必要のある犯罪者に適用される（第28条）。

⑤ 死刑

死刑は極刑ともいう。犯罪者の生命を剥奪する刑罰方法であり、刑罰のなかで最も重いものである（第28条）。

このような刑罰に関する規定を検討すると、自由刑と死刑を中心とする刑罰体系が確立されたことが分かる。この中で、自由刑とする刑罰、すなわち、管制、拘役、有期懲役、無期懲役において労働改造が再犯防止の主な手段である。刑罰執行法が欠ける時期では、労働改造につき、79年刑法が直接の法的根拠であった。

三 「厳打」時期

80年代に入ると、改革開放政策と共に、社会情勢が激変していた。当時においては、凶悪犯罪及び新型の犯罪が多発していた。たとえば、1979年の上海控江路事件、1981年の北京の北海公園で起きた女子学生集団強姦事件、1983年に瀋陽で起きた奪った銃器による強盗、殺人事件¹⁰などが発生した。

こうした状況の下で、政府が「刑事犯罪活動に厳しい打撃を加えることに関する決定」を公表し、このような凶悪重大刑事犯に対して重罰を科すとする方針が示された。また、立法機関が特別刑法を制定し、一部の犯罪の法定刑の上限を引き上げた。たとえば、「重大社会治安事犯を厳しく懲罰することに関する決定」¹¹では、一部の犯罪行為に対して、「刑法が定める最高刑以上死刑までの刑を処する」とした。その後、全国各地で、「厳打」を行った。

第1次「厳打」により、一時的に凶悪犯罪の発生件数が減少した。その結果として、1985年の全国刑事事件認知件数は54.2万件、全国の人口では、1万人当たり事件発生率は5.26%であった。ちなみに、1981年の数字が8.9%、1982年が7.4%、1983年が6%であり、刑事事件の件数が減少傾向にあった¹²。

しかし、1988年全国における統計データを見ると、殺人事件の受理件数は1986年より9.1%増加、強盗事件は43.1%増加、重大窃盗事件は63.8%増加した¹³。このような高い犯罪率に対して、政府が第2次、第3次の「厳打」活動を広範囲が、長期間にわたり展開していった。2000年に、広東、北京、天津、上海、河北など全国の14省・市まで「厳打」が行われ、同年12月まで、全国すべての省に展開されていた。

「厳打」の結果として、1993年から1997年までの5年間で、各裁判所は第1審事件を243万7426件結審しており、法的効力の生じた判決の言渡人員は274万2133人である。そして、5年以上の有期懲役、無期懲役、死刑(執行延期付死刑を含む)の言渡人員は全体の40.08%であった¹⁴。また、1996年、第2次「厳打」の間では、各裁判所は第1審事件57万334件を結審し、1995年より14.97%増加があった。法的効力の生じた判決の言渡人員61万4323人のうち、5年以上の有期懲役、無期懲役、死刑(執行延期付死刑を含む)を言渡された人員は26万5293人であり、全体の43.18%、1994年より2.84%の増加があった¹⁵。2001年の第3次「厳打」には重大刑事犯罪事件34万571件を結審し、そのうち、5年以上の有期懲役、無期懲役、死刑を言い渡された人員は15万913人であり、2000年より15.07%増であった¹⁶。

このようなデータにより、「厳打」によって、犯罪率の上昇、刑罰重罰化の傾向がわかった。「厳打」活動が頻繁に行い、司法資源を加重に投入する結果は、予期の再犯防止の効果を生み出ばかりか、犯罪率と刑罰裁定量が逆に増加していた。政府は「厳打」政策の理性性、科学性について反省を始めた。

刑罰の威嚇力はあるが、その機能に限界がある。刑罰は再犯防止の重要手段であるが、唯一の方法ではなかった。「厳打」時期は、中国の社会情勢が大きく変わった時期であった。社会の転換期において、犯罪の発生および犯罪性質の凶悪化が平穩期より深刻となることは必然的なものであらうと思われる。これに対して、理性的な再犯防止する方法を検討すべきであると思われる。

四 「寛厳相濟」の政策

「寛厳相濟」は、2006年に中国共産党の第十六回六中全会議における「中共中央關於构建社会主义和諧社会若干問題的決定」で提起された¹⁷。司法に関する分野では、この規定は主に「厳打」時期の刑事政策に対する修正であった。

「寛厳相濟」という単語の意味に関して、歴史上、孔子が国を治まることについて、「寛猛相濟」を主張した¹⁸。「寛」は仁政という意味であり、「猛」は厳刑という意味であり、国を治まるために、伝統の徳礼と厳格な法と併用すべきという主張である。「寛厳相濟」では、刑罰を執行する過程で、受刑者に対する寛大さと厳しさの兼備を要求する。このような考え方は、古くからあるが、歴史の経験を土台として、徐々に発展されてきた。

2007年3月第十回全国人民大会五回會議では、「兩高」（最高人民法院、最高人民檢察院）の報告の中で、「寛厳相濟」刑事政策の適用対象について、「輕微犯罪（未成年犯罪）に対して、適正に軽く刑罰を、主に教育・感化を施すことになった。重大犯罪者に対し、法手続きに沿って、厳格な対応を一貫することである。」¹⁹と述べられている。また、この會議では、最高人民法院院長肖楊と最高人民檢察院院長賈春旺が、以下のような指摘をしていた。すなわち、「寛厳相濟」は「懲罰と寛大を結びつける」原則を完全に引き続くことではなく、「懲罰と寛大を結びつける」原則への修正といえる。両者は「寛」と「厳」の組み合わせであるが、肝心なところが異なる。「懲罰と寛大を結びつける」原則が犯罪化、重刑化及び監禁化を強調しているが、「寛厳相濟」原則が非犯罪化、刑の輕微化及び非監禁化と理解すべきである²⁰。

また、2010年2月に、最高人民法院が「寛厳相濟刑事政策の徹底に関する若干の意見」を公表した²¹。この意見では、寛厳相濟刑事政策の運用について、具体的な内容を示していた。すなわち、凶悪犯罪を厳しく懲罰することを主張する一方、死刑について慎重に判断し、執行猶予制度を優先的に考慮するとした。また、犯罪者が未成年、高齢者である場合、その犯罪の動機、目的、結果、犯罪後の改悛態度、再犯の可能性などを総合的に考えた上で、なるべく減刑を適用するとしていた²²。

このような刑事政策は「中華人民共和國刑法修正案（八）」²³で反映される。たとえば、文物密輸罪、貴金属密輸罪、珍奇動物密輸罪、珍奇動物製品密輸罪²⁴、輸出・輸入・禁止貨物・物品等密輸罪²⁵、貨物普通物品密輸罪²⁶等經濟犯罪に対して、死刑を廢止した。また、高齢者の場合、刑罰を減輕することも規定された²⁷。その他、未成年に対して、五年以下

の懲役を処せられた場合に、前科報告の義務を免除すること²⁸とした。

このような刑事政策を執行する結果として、2004年に判決の確定した者767951名のうち、5年以上の有期懲役、無期懲役、死刑に処せられた者の比率が19%、2005年に判決の確定した者84417名うち、その比率が16%、2006年に判決の確定した者889042名のうち、その比率が17%、2008年に判決の確定した者1007304名のうち、その比率が16%であった²⁹。このようなデータにより、5年以上の有期懲役を処せられた者が減少する一方、5年以下の有期懲役を処せられた者が増加していて、「両極化」の結果になっている。

このような「両極化」の結果について、「現代の特徴として『刑事政策の両極化』がいわれ、確かに一方では、重大な犯罪に対して施設内収容を原則とする厳しい対応が支持されてはいるが、他方、歴史的にみると、自由剥奪に対する慎重な姿勢は確実に広がっている。³⁰」という見解があった。この見解によれば、現在、中国における刑事政策は現代の刑事施策の流れに従うものであると考えられる。今後の再犯防止について、①凶悪犯罪者に対して、重罰化とともに、最後の改悛チャンスを与えるべき、②施設内で個別的処遇を基本として、教育刑を徹底する同時に、社会の資源を十分に活用すべき、③比較的短期の自由刑の受刑者に対して、社会内処遇を有効的に展開すべきと考えられる。

五 刑事政策に関する検討

79年刑法が施行した後、労働改造における再犯防止対策が一定の成果を得た。司法部の統計データによれば、建国30年以来、中国における800万以上の受刑者を改造した³¹。また、「労働改造条例」について、1981年に公安部が主催した「全国第八次労改工作会议」では、受刑者に対して、「医者が患者に接するようにまたは親が子供に接するように、および先生が学生さんに接するように³²」取り扱うべきという方針が示された。翌年に、公安部が「監獄、労改隊管教工作細則」を公布した。この「細則」は1954年の「労働改造条例」に対する法律的な補充と修正である。このような法改正によって、行刑の目的について、昔の政治イデオロギーを捨てて、受刑者を社会に有用な人間に改造するという声が高まった。しかし、専門の刑罰執行法律が欠けるため、「労働改造条例」の機能の限界が現れた。

専門の刑罰執行の法律の制定を求めるため、学界の動きが始まった。1984年に教育部が全国の高等法律専門大学で「労働改造法学部」を開設した。その後、労働改造を主な研究対象とする教材、著作、論文などがたくさん出版された。たとえば、西南政法学院の『労働改造学』³³、北京政法学院の『労働改造学』³⁴などがあった。また、先進国における監獄の実態について、『監獄管理』³⁵、『エディンバラ監獄』³⁶、『アメリカ監獄の裏側』³⁷などの研究も翻訳された。公安部が1983年に労改専門教材編集部を設立して、総合的に労働改造を論述した教科書として『中国労改学研究』³⁸を出版した。司法部が全国的な法学研究団体「犯罪予防と犯罪者改造研究所」（「犯罪予防研究所」）を設立した。

上述した一連の活動によって、この段階において、以下のような成果が取得されたと考

えられる。

第一に、監獄法の性質を確認した。当時の「労働改造条例」は政務院が公布した条例であり、立法機関の性質から見ると、この条例は行政法規とするだけであった。1982年公安部が公表した「監獄、労改隊管教工作細則」は各地への通達として執行される規則であるが、厳格的に言えば、ただの行政法規であった。その後1979年、「刑法」と「刑事訴訟法」が公布されたが、刑罰の執行について、「刑事訴訟法」の後篇「執行」とする名前で付属していた。これについて、監獄法の性質が争点になった。

その中で、監獄法は刑法と刑事訴訟法の付属法である³⁹とする見解に対して、楊殿昇が「監獄法はわが国の法律体系で独立な部門法であり、刑法と刑事訴訟法と同様に、刑事法律体系に属すべきである。⁴⁰」という反論を述べた。この考え方は、1994年「中華人民共和国監獄法」により立法的判断として承認された。

第二に、監獄の機能および目的についての再確認を行った。監獄を「特殊な学校」への建設の過程では、監獄が経済的な生産任務を有するかどうかは争点になった。当時の「監獄を特殊な学校、工場と見られる」の考え方について、余叔通が「このような言い方が限定的な立場で監獄の機能を理解するに限るものであって、刑罰の執行場所の機能と及ばない」と批判し、「監獄の主要任務が犯罪者を懲罰することであった。⁴¹」と指摘した。

また、余叔通の主張に対して、楊殿昇が「わが国における刑罰の執行が、単純に犯罪者を懲罰することではなく、応報ではなく、犯罪者を改造することにある。⁴²」と補充説明していた。

すなわち、このような考え方は、当時の監獄における生産機能より受刑者の改造機能を疎かにする現象について批判し、監獄が正確に刑罰の執行を保障しなければならないとする主張であった。

第三に、労働改造の具体的内容を明確した。建国初期から、中国における受刑者を改造する方針が数多くマルクス、毛沢東の言論を引用した。典型的な論述として、「労働改造学の研究は、マルクス主義、毛沢東思想の指導思想を前提としなければならない。⁴³」などがあった。しかし、このような表現では、労働改造の実質が不明確であった。

楊殿昇が当時の労働改造について、「①三つの「ため」方針(犯罪者を改造するため、監獄の経済困難を解決するため、犯罪者の価値を利用するため)、②二つの「結びつけ」方針(懲罰管制と思想改造と結びつけ、労働生産と政治教育と結びつけ)、③「改造第一、生産第二」の方針、④「懲罰と改造と結びつけ、人を改造することを中心とする。⁴⁴」と指摘した。このような労働改造についての実質的な検討が、統治者の言論を引用する表現を変えて、まもなく主流の研究になった。たとえば、許章潤の著書『監獄学』⁴⁵、楊世雲、竇希琨の著書『比較監獄学』⁴⁶、金鑒の著書『監獄学総論』⁴⁷などの研究では、伝統的な表現を捨てた。

当時における労働改造を中心とする刑事政策について、筆者は王雲海先生の見解に賛同

する。すなわち、「労働改造の基本内容は次のようなものである。まず、行刑の最大の目的は受刑者を労働者階級の一員に改造させることにある。次に、受刑者を改造するための基本手段は強制労働と思想教育である。最後に、強制・懲罰と説得・助言とを結合して受刑者を改造すべきである。⁴⁸⁾」ということであった。

この時期における主流研究によれば、その対象は、監獄法学の研究対象、範囲、監獄法の法的地位、監獄の性質、機能などであった。すなわち、学界において、刑罰執行に関する立法の要請が高まった。このような一連の研究成果では、「労働改造条例」から「監獄法」への過渡的な特徴がある。

1980年8月25日に、中国が初めてカラカスで開催された犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第6回国連会議に出席した。国際社会との交流が深くなるとともに、海外の立法経験と行刑思想を翻訳、紹介された著作が数多く現れた。たとえば、1982年に出版された『労働改造法学参考資料』⁴⁹⁾では、ソ連、日本、ドイツ、フランス、アメリカ、スウェーデン、フィリピン、ルーマニア、オーストリア、スリランカなどの国における監獄立法を論述している。また、1988年～1989年において、群衆出版社は出版した『外国監獄法規匯編』(第1-4集)、『外国監獄法規条文分解』(上、下集)、『外国監獄資料選編』(上、下集)、『劳改立法参関文件選編』(上、下集)では、たくさんの外国の立法資料を翻訳している。その他、国際連合で公布した規則、規範などの国際法律を研究した作品もあった。たとえば、『国連被拘禁者処遇最低基準規則一詳解』⁵⁰⁾、『国連監獄管理規範概述』⁵¹⁾などがあつた。

一方、比較研究として、受刑者の法的権利に関して、『中外監獄法比較研究』⁵²⁾、『中国犯罪人權研究』⁵³⁾などの研究があつた。特に、『比較監獄学』では、西欧の近代監獄の沿革における行刑理論、すなわち、応報刑論、教育刑論、総合刑論(折衷的理論)について研究した上で、ソ連及び中国における行刑理論は以上の3つ理論に属さず、社会主義国家行刑理論と主張した⁵⁴⁾。著者の一人楊世雲は、教育刑論について、教育刑論が伝統の刑罰理論と別の斬新な理念と評価したが、教育が行刑の唯一の目的であることに対して、不完備と指摘した⁵⁵⁾。

西欧行刑制度への研究とともに、先進国の行刑制度及び監獄制度が中国に適用するかどうか争点になった。この問題について、楊殿昇は批判的な立場から、西欧の監獄制度の短所を指摘した。すなわち、①行刑の理想と効果が背離している。行刑の目的は受刑者を矯正し、その人格を修正し、最後に社会に復帰させることである。しかし、受刑者を監獄のような不正常、封閉の環境において、その環境における「教育」によって社会復帰させることは想像がつかないとした。②刑罰の威嚇力が喪失している。一般予防の見地から見ると、刑罰は国民に対して、威嚇力を有する。しかし、近年、西欧において犯罪が多発の現実では、刑罰の威嚇力がなくなっていく。この矛盾において、自由刑の合理性への疑問

が出てくる。結論として、教育刑論は中国における行刑においてそのまま適用できないと主張した⁵⁶。

このような比較研究によって、学者が中国における行刑制度をどのように展開すべきかを模索していた。

(一)「改造」への反省と再度認識の声が高まった。国際的司法交流により、矯正、更生、社会復帰などの言葉が学者の視野に入った。これにより、伝統の「改造」の方法に対して、学者たちが一定の修正を求めた。その中では、小規模の学会でその要望を反映できた⁵⁷。学者である張紹彦氏が「改造」について、以下のような批判を述べた。すなわち、「我が国における『改造』の対象が人の思想である。しかし、思想が自由のものであるため、強制的に人の思想を『改造』することは不可能である。『改造』という言葉は中国において、政治的な意味を有している。我々は人の思想に対して、強制的に『改造』する権利があるかどうかについて、検討の余地がある。⁵⁸」とした。このような反省の下で、その後、犯罪者の更生についての文章では、改造の言葉が徐々に減っていき、矯正及び教育などに変わっていた。

(二)社会復帰論への展開の土台が生まれた。近年、社会復帰論が国際社会で広がるとともに、受刑者を社会復帰させることが刑罰執行の主要な目的の一つとなった。従来、行刑目的についての論述では、「改造」あるいは「懲罰と改造を結びつけ、人を改造することを中心とする」という言い方が基本的なものであった⁵⁹。これに対する批判として、「刑罰執行の目的は、犯罪者を改造することだけではなく、犯罪者に対する懲罰、犯罪能力の剥奪及び社会復帰などが全部含まれる。⁶⁰」という主張が強くなった。

六 まとめ

中華人民共和国の建国初期において、日本法を大幅に参考にした刑事法制度、監獄法制度が一時的に中断された。この時期では、刑罰執行について、マルクス主義における刑事思想を参考にした上で、労働改造の方法を導入した。また、「中華人民共和国労働改造条例」により、この方法は制度化された。これは中国における特有な刑罰執行方法になった。しかしながら、刑法の欠如、犯罪者構成の変化という状況により、このような方法には時代に遅れる部分が現れた。

「懲罰と寛大を結びつける」政策では、法的な整備として、刑法が公布された。これにより、一時中断された近代的な刑罰体系が再び確立され、さらに整備された。例えば、死刑執行猶予制度の導入などが挙げられた。刑罰執行について、法的な整備がなかったが、労働改造は処遇として使われていた。

改革開放政策と共に、社会情勢が激変していった。このような社会の転換期において、犯罪の頻繁および犯罪性質の凶悪化を阻止するために、激しい打撃を行った。しかし、こ

の中に、刑罰の威嚇力を過度に使用、不合理的なやり方が存在した。

近年、中国における人権問題が国際社会からたびたび批判された。しかしながら、経済の急速な発展に伴い、人権状況の改善および人権擁護の強化の動きもあった。たとえば、1998年に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に署名した。また、中国が2004年の憲法には「国は人権を尊重し保障しなければならない」という原則を確立した⁶¹。刑事政策に関して、「寛厳相済」の刑事政策が実践された。このような刑事政策では、再犯防止に関する、学者の見解は、その具体的内容を行刑社会化、行刑人道化及び行刑個別化することにあるとしている⁶²。このような見解は、中国の国内情勢に相応し、社会復帰論の実践になると考えられる。今後、この三つの内容に関して、具体的な運用およびその結果の検討を注目すべきと思われる。

第二節 現代刑務所への歩み

一 労働改造条例における再犯防止

1954年に「労働改造条例」⁶³が制定された後、労働改造による行刑の方法が確立された。この条例では、労働改造の目的、機能、対象者、労働改造の機関、内容、方法、予算などが決められて、受刑者の遵守事項、仮釈放(監外執行)、賞罰など細則も含めて規定されていた。

労働改造の機関は看守所、監獄、労働改造管教隊及び少年犯管教所となった。看守所は中央、省、市、専区、県を各単位として設置され、各級の人民公安機関が管轄する⁶⁴。主に拘禁された者は未決犯であるが、二年以下の懲役に処せられ、労働改造管教隊に送って執行するには不適當な犯罪者についても、拘禁することができる⁶⁵。

監獄は省、市の実際の必要に応じて設置されて、省、市人民公安機関の管轄に属する⁶⁶。監獄外の労働に適しないすでに死刑執行猶予または無期懲役の判決を受けた反革命犯及びその他の重要刑事犯を拘束する⁶⁷。

労働改造管教隊は省、市の実際の必要に応じて設置される施設である⁶⁸。収容対象者が3年以上の有期懲役に処された反革命者およびその他の刑事犯である。

少年犯管教所は省及び市の必要に応じて設置される施設である⁶⁹。十三歳以上十八歳未満の少年犯を拘禁する⁷⁰。

具体的な改造方法として、すべての受刑者に対して、懲罰を行うとともに、これらの者を強制的な労働に参加させることであった。『労働改造条例』によると、すべての労働改造の機関で拘束された受刑者が健康状態、年齢によって労働に参加することを強いられた。少年犯の場合、政治教育、新道徳教育及び基礎的な文化と生産技術教育を受けると同時に、軽労働に参加しなければならない⁷¹。

労働改造管教隊における労働改造の生産任務は、国家の生産建設計画の中に組み入れる

ことを要求された。そのため、各地の生産要求に応じて、労働改造管教隊が農場、工場、鉱山を拠点として労働改造の生産を進め。また、労働改造管教隊が受刑者の人数に応じて小隊、大隊、支隊及び総隊を設置することができた⁷²。

また、強制労働とともに、政治教育と思想改造も同時に施した。たとえば、労働改造管教隊が計画的に指定文献の学習、討論会の開催などを行い、遵法教育、生産労働教育及び文化教育も行った。これによって、受刑者に犯罪の本質を暴露させ、犯罪思想を消滅させ、新しい道徳観念を立てさせるようにするのである⁷³。

また、受刑者の賞罰と仮釈放について、受刑者の改悛状況記録カード制度によって、実施していた。すなわち、受刑者の改悛状況が記録カードで日頃のその者の紀律遵守状況、勤労及び学習の態度を記録して、ファイルの形で保存していた。労働改造管教隊が定期的に考課を行った。積極的に改悛している受刑者に対して、奨励、功績記録などを行い、特に完全に改悛している者に対して、当地の公安機関の承認を経て、裁判所に減刑または仮釈放の勧告を行う。

満期釈放者は労働改造の参加地における農場、工場で就職できる。また、出身地に戻りたくない満期釈放者に対して、人口が少ない地域で定住させることもできる。このような労働習慣を身につけさせて、満期釈放後に就職できる制度は、再犯防止に比較的效果があるといえる⁷⁴。

労働改造条例における再犯防止の仕組みについて、次のような問題があると思われる。

建国初期における経費の調達が難しかったので、労働改造に財政的な問題があったと思われる。「労働改造条例」では、労働改造の予算について、一部を国家予算から出して、一部を労働改造の生産収入から引くという形で規定されていた⁷⁵。監獄の運営を維持するために、政府が監獄と監獄の生産部門との予算から管理におけるすべてを合体することを要求していた。これは「監獄と企業の一体化」と呼ばれる。

当時の計画経済の時期において、監獄の機能は刑罰を執行することだけでなく、企業としての生産力も要求された。監獄自身の生産任務を達するため、労働改造以外の文化教育、法律教育などの改造方法を無視される場合もあった。そうして、刑罰と改造の行刑目的が薄くなっていった。

また、受刑者の法的権利が保障できなかった。人身安全を顧慮せず危険な生産環境に受刑者が置かれる事件も発生してしまった。たとえば、福建省の鷹夏鉄道を建設する時、監獄が早めに建設任務を完成するため、実際の状況を考慮せず、受刑者を危険な自然環境に置いて、人身事故が頻繁に発生する結果に至った⁷⁶。

労働改造に関して、上述の問題以外にも、他の問題があると思われる。しかし、再犯防止について、受刑者に勤労の習慣をつけられる方法は、その者の社会復帰に効果があると考えられる。また、満期釈放者に対して、職場を提供することが可能なことである。このような監獄の労役と就職とのつながり政策は今後の再犯防止に良い模索であろうと思われ

る。

二 監獄を「特殊学校」への模索

1980年に入ると、犯罪者の構成が激しく変化していった。反革命犯の人数が減っている一方、普通の刑事犯が増加しつつあった。監獄で拘禁する受刑者の年齢構成が若くなる傾向が見られた。

このような背景では、上述したように1981年に公安部が、全国第八回労働改造工作会議で「労働改造の場所は単純な刑罰機関でも、生産機関でもなく、受刑者を教育し、改造する特殊な学校である」⁷⁷と指摘した。監獄の改革について、本格的な始動は1982年に公安部が「労働改造条例」を修正する「監獄、労改隊官管教工作細則」を制定した。また、1983年に、監獄は公安機関の管轄から司法部の管轄に移された。その後、司法部と教育部が協力して、監獄における受刑者の文化知識教育、法律思想教育、職業訓練などに関する一連の規定⁷⁸を制定した。このような動きにより、労改場所及び監獄を、受刑者を改造し、新しい人間を育成する「特殊学校」の試みが始まった。

監獄を「特殊学校」へ建設する過程には、強制労働より受刑者に文化知識、法律意識を授けること、及び生産技術を教えることが注目された。この改革について、王平教授⁷⁹がこのように指摘していた。すなわち、「監獄を学校として建設することは一般の意義上の学校としてではなく、厳しい監督管理を前提にする総合的、多機能的な特別学校としての意義がある。⁸⁰」ということであった。また、熊達雲教授が王平氏の観点について、以下のように述べた。すなわち、「①受刑者たちに不健康な思想観念を変えさせ、自身の悪習を矯正する原動力を与えること、②受刑者の改造、生産、及び監獄での生活秩序を安定させること、③受刑者に知識を増長させ、愚昧さを脱却させ、文明の具合を向上させること、④受刑者が技能を身に付け、社会に復帰した場合、有用な人材として社会に役に立つこと、⑤受刑者が監獄から釈放された後の再犯罪の防止、またはその減少に寄与すること」という指摘であった⁸¹。

このような改革について、再犯防止の有効性を検討すると、二つの方法が受刑者の社会復帰に効果があると思われる。

第一に、受刑者が監獄内に拘束されても、各種の文化、資格試験に参加できるようになった。文化知識課程、技術教育課程を監獄に開設するとともに、受刑者に対して、監獄内で特殊な各種の試験を行うことになった。1995年まで、各種の文化証書を取得した人数が165.4万名になり、各種の資格試験に合格した人数が143.5万人に至った。また、受刑者による監獄規則に遵守状況を見ると、監獄内の事件発生率が0.04%になり、脱所事件の発生率が0.23%と低い水準にあった。その他、受刑者を励ますために、文化証書の取得、資格試験の合格、規則の遵守状況が減刑と仮釈放の参考条件になった。このような政策を実施する結果を見ると、1995年までに、減刑と仮釈放を受けた受刑者が30万7,352名であ

って、当時、全体の収容者の23%を占めていた⁸²。

第二に、受刑者の改造に対して、社会の力を借りた。これは1987年、中央政府が「三つの延長」⁸³という方針を打ち出し、社会全体から受刑者への関心を引き起こした。

その具体的な内容は、「前向き延長、外向き延長、後ろ向き延長」ということである。すなわち、「前向き延長」とは、訴訟する過程において、警察、検察及び裁判所などの機関が予め犯罪容疑者へ「罪を認める」教育を行うことである。また、監獄にその者を移送する際に、刑事判決書を送るだけでなく、犯罪事件の事実、犯罪者の動機、訴訟過程において犯罪者の弁解などをすべて監獄に提出することになった。

「外向き延長」とは、受刑者の親族、所属勤務先、所在地の役所などに受刑者の改造状況を伝え、社会の力を動員し、受刑者の関心を寄せることである。たとえば、監獄は受刑者の親族、所属勤務先、所在地の役所と「受刑者に対する援助と教育に協力書」⁸⁴を結び、受刑者の社会復帰にそれぞれの責任を負うとした。

「後ろ向き延長」とは、監獄が満期釈放者に対して、出獄後の現地の警察機関などに受刑者の改造状況を報告し、また、地元の就職関連機関に受刑者の改造成果を伝える。その者の再就職について、地元の警察機関と就職関連機関が協力して、当地の企業へ満期釈放者を推薦することである。

このような社会の力を利用して、受刑者の改造成果を生かす方法が再犯防止に一定の効果をもたらしたと評価されている。しかし、この模索に対して、問題があると思われる。まず、「前向き延長」の過程では、容疑者の有罪判決が言い渡されていない前に、容疑者に「罪を認める」教育を行うことが妥当ではない。有罪判決を下す前に、すでに容疑者が犯罪者と決めることは刑法の原則に違反するものではないかと思われる⁸⁵。

また、「外向き延長」にも問題が存在していると思われる。社会が犯罪者の改造に対し援助する気持ちはあるが、その反面、抵抗的な感情も持っている。軽微犯罪者に対して、その者の情報をすべて公開していると、もし社会の批判的な感情を引き出すれば、逆にその者の社会復帰に障害になると思われる。このような事情を避けるために、罪別で犯罪者の危険性による処遇のレベルを作るべきであると考えられる。

三 監獄法における再犯防止

19世紀80年代に入ると、改革開放政策の執行と共に、国内情勢が激変していった。犯罪者の構成が大きく変わり、監獄における受刑者を管理する業務にも大きな影響があった。国際社会の各種の交流が盛んになり、司法の分野まで影響が広がった。この国際化の流れに乗って、中国は国連の『受刑者待遇の最低限基準規則』及び『残酷刑、残忍、非人道、人格を辱める待遇及び処罰に対する禁止条約』に加盟することになった。

1954年の『労働改造条件』及び1982年の『監獄、労働改造隊の管教業務の細則』における監獄の運営、経費、受刑者の矯正項目、及び人権保護の方面について、時代遅れの部

分が表れてきた。また、建国以来、刑罰を執行する法律に関して、完備された立法がなかった。上述の二つの条例を通じて、受刑者の矯正に関する重ねた経験及び成果などについて、正式な立法が必要であった。

80年代に入ると、中国では、法整備の事業が進行している。たとえば、国务院が相次ぎ「刑法」、「刑事訴訟法」案を公表して、刑事法律制度の整備を目指して努力していた。このような背景の下で、司法部が1986年3月に、監獄法の起草に着手し。その結果、ようやく1994年に、国务院が『監獄法』を制定した。『監獄法』は、総則、監獄、刑罰の執行、監獄の行政管理、受刑者に対する教育改造、未成年受刑者に対する教育改造、附則の7章78条から構成される法律である。これにより、中国では、実体法とする『刑法』、手続法とする『刑事訴訟法』、刑罰執行法とする『監獄法』の刑事法律制度が確立したと言える。

1994年に制定された『監獄法』は以下のような特徴がある。

(一) 監獄の性質、機能、任務等の明示

これに関して、「監獄法」の第1条が「刑罰を正確に執行し、受刑者を懲罰及び改造し、かつ、犯罪を予防し、減少させるため」という監獄法の主旨を定めしている。また、第2条は、「監獄は国家の刑罰を執行する機関である」という監獄の性質を規定している。

1954年の「労働改造条例」と比べて、「反革命」、「階級」などの言葉がなくなり、イデオロギー的な意味が薄められて、法による支配の意味が強調された。また、新しい財政保障制度について、第8条で「国は監獄の受刑者改造に必要な経費を保障する。監獄の人民警察経費、受刑者の改造経費、受刑者の生活費、監獄の行刑施設経費その他の専門経費は国家予算に計上される」と規定された。これによって、計画経済体制の監獄の生産任務が消滅し、正確に刑罰を執行することが保障できる。

(二) 受刑者の法定権利の拡大

第7条は「受刑者の人格は侮辱を受けない。その人身の安全、適法な財産及び弁護、不服申立て、告訴、告発及び法により剥奪されず、また制限されないその他の権利は侵害を受けない」と規定した。

受刑者の労働報酬について、「監獄は労働に参加する受刑者に対して、関係規定に従って報酬を支給し、かつ、国の労働保護に関する規定を執行しなければならない」（第72条）と規定し、受刑者の労働に応じて報酬が支給されている。

なお、「監獄法」では、受刑者の通信、会見の権利(第48条)も規定されていて、一定の条件を満たす受刑者に対して、監獄を離れ親族を訪問できる権利も規定された。また、受刑者の医療保健及び教育を受ける権利について、監獄所在地の地方政府の衛生及び教育計画に属することになった。

(三) 全社会の力の動員

監獄法では、受刑者の改造に関して、社会全体の力の協力を要求することが規定された。たとえば、第37条では満期釈放者に対して、当該地方政府がその者の就業を担当する責任

を有するとした。また、労働能力を失う、親族がない、生計が立たない満期釈放者に対し、当該地方政府も救済の責任があると規定した。その他、第 44 条により、監獄所在地の社会団体、企業及び組織は監獄の安全警戒に協力する義務、第 68 条により上述の主体が受刑者の教育改造について援助しなければならないと規定されている。

監獄法が公布された間もなく、司法部が近代の文明監獄を建設する方針を打ち出した。この方針によって、ハードウェアの監獄、並びにソフトウェアの刑罰執行に関する細則について両方の改革が行われている。このような改革に通じて、監獄における行刑に一定の成果が見られた⁸⁶。

四 2003 年監獄の改革

監獄法が公布された十年後に、監獄管理について新たな問題が現れた。これらの問題は直接に再犯防止にマイナスの影響を与えた。

(一) 監獄管理体制に生まれた腐敗事件⁸⁷

2001 年に、大連監獄における監獄長の汚職事件が発覚し。大連市出身の鄒顕衛は 1979 年に、16 歳の時に故意傷害罪で労働教養 2 年の処分を受け、さらに 1983 年に、「猥褻罪」で 2 年有期懲役を受けた人物であった。彼は満期釈放された後に、大連市で娯楽施設を経営し、同時にヤクザ団体を率いて、膨大な金を集めていた。地方で「虎豹」の綽号を与えられたという。1994 年に、彼はヤクザ団体の殺し合い事件で、相手の一人に発砲して殺害したことで逮捕された。その後、裁判所が受刑者を死刑、死刑の執行を二年間猶予の刑罰に処した。

しかし、鄒顕衛受刑者が知り合いを通じて、時任大連監獄の監獄長である謝紅軍に現金を渡した。謝紅軍がその賄賂の答えとして、大連市以外の監獄で処刑された鄒顕衛を自分の管轄する監獄での服役に替えた。これをきっかけとして、鄒顕衛受刑者は現金及び不動産の形式で謝紅軍に賄賂を続けていた。監獄長の庇護の下で、鄒顕衛受刑者の監獄生活は自由自在であった。謝紅軍は法外の優待措置を与え、監獄外で鄒顕衛に豪華な住宅を提供し、2 人の使用人付きの服役生活および高級車による外出を保障した。鄒顕衛受刑者は獄内では妻と同居、友人を奢り、買春さえもできて、その前の監獄外の暮らし以上の自由な生活を有していることになった。しかし、彼はそれだけでは満足できず、自分の減刑及び出獄の動きをしていた。

鄒顕衛受刑者から何度も賄賂を受けた謝紅軍は、他の賄賂を受けた共謀者と鄒顕衛の監獄内の改造状況を偽造して、鄒顕衛の減刑活動を斡旋していた。その結果、死刑・執行猶予 2 年の刑罰を 17 年の有期懲役に減刑し、さらに、15 年の有期懲役までの減刑に成功した。また、鄒顕衛の偽りの精神病を簡単に認定して、彼の「保証付き監獄外通院」も許可した。

しかし、鄒顯衛受刑者がある監獄外の通院を利用して、再びヤクザ団体の殺し合いに参戦し、一人を殺害、一人を重傷されるに至った。事件が発生した10か月後、警察が再び鄒顯衛受刑者を逮捕して、上述の一連の大連監獄における汚職事件が発覚した。

このような司法要員による「私利を貪るため汚職し、不正減刑、仮釈放または監獄外執行罪」⁸⁸は、司法要員が受刑者の改悛に役に立つ行刑の減刑及び仮釈放に対して、審査の過程では、手続きが定められおらず、その許可を下す際に、公開による監督が欠けていたためであろう。この事件後、司法部が受刑者の減刑、仮釈放を規範的に、公開的に行うことを図り、2003年に『監獄が減刑、仮釈放を提起、申請する手続きに関する規定』⁸⁹を制定した。

この規定により、受刑者の減刑および仮釈放につき、監獄内の「減刑、仮釈放の提起・申請評議審査委員会」が、監獄の刑罰執行部門から該当する者の「減刑、仮釈放の建議」に対して審査を行う。審査過程の会議では、参加する全員の署名及び会議過程を記録する書面的な記録を作成しなければならないと規定されている(第7条)。このような審査によって、当該する者の「減刑、仮釈放の建議」が可決された場合に、可決結果が監獄内で5日間公示されることになった。公示期間中、警察官及び他の受刑者が異議を提起する場合に、「減刑、仮釈放の提起・申請評議審査委員会」が再審査を行うことになる(第11条)。

このような公示が終わった際、「減刑、仮釈放の提起・申請評議審査委員会」が当該する者の審議報告書である「犯罪者減刑(仮釈放)審査表」を監獄長業務会議に提出して、刑罰執行する機関の最終決定を求める。監獄長がその者の減刑、仮釈放を肯定する場合に、「犯罪者減刑(仮釈放)審査表」に意見を書き込み、官印を押さなければならない。その後、獄政管理部門が法的規定に基づき「減刑(仮釈放)提起建議書」を作成し、すべての関連資料と一緒に、人民法院の最後の裁定を請求することになる(第13条)。

また、規定では、受刑者の減刑及び仮釈放を提起する際、監獄全体の刑務官の公開の会議を開催することが必要である。刑務官全員がその者の改悛状況に対する、討論を経て、減刑及び仮釈放の勧告を行う。また、その勧告を行う場合に、その者の①「犯罪者減刑(仮釈放)審査表」、②刑務官の集団討論記録、③終審裁判所の判決書、減刑裁定書、④犯罪者の点数考課明細票、奨励・処罰審査許可表、犯罪者評議考課表などの書類を添付することとなっている(規定第8条)。

このような詳しい手続きと公開による監督規定などの規則によって、受刑者の減刑、仮釈放に関して、一定の不正な手続きを避けることができると思われる。

(二) 監獄と企業の一体化が刑罰の執行に影響

監獄と企業の一体化は計画経済時期において提起された方針であった。上述のように、中国の建国初期において、政府が監獄の財政、生産任務などを要求していた。改革開放政策の推進とともに、このような監獄体制は市場経済時期に適応できなかった。1997年に、全国31省の内、16省の監獄が運営の赤字が出て、最大の赤字は九千万人民幣(現在約1.7

億円)に至った。1998年に、14省の監獄では、赤字の状況が継続し、全国の監獄の運営を合算すると負債比率が84%に上った⁹⁰。

その後、監獄が正しく刑罰を執行することを保証するために、監獄法の下で、監獄の運営は国の財政で全額保障されることになった。それを前提として、監獄と企業一体化体制を打破することが必要である。2003年、国務院が『司法部關於監獄体制改革試点工作指導意見』⁹¹を發表し、重慶市を含む14省の監獄を改革の試み拠点と指定して、監獄改革の意図を表明した。この「指導意見」の中では、重慶市監獄で行う改革は「重慶模式」と呼ばれ、注目されることになった⁹²。

「重慶模式」

2003年に、重慶市の各監獄における生産経営管理部門が監獄の管理から分離されて、渝劍集団有限会社が設立された。重慶市内の各監獄内では渝劍集団有限会社の子会社が設立され、重慶市人民政府が渝劍有限会社の経営権を有していることになった。監獄で正しく刑罰執行するために、この改革では以下のような方法が取られた。

(1) 監獄と企業の協力

監獄で協力委員会が設立されて、監獄と企業間の各事項を調達するために働くことになった。また、財務、受刑者の技能教育、企業の生産に関する各専門チームを結成して、細かい事項さえも、スムーズに進行できると保障していた。生産現場の秩序は監獄側の警察官の責任で維持することになる。

監獄と企業との間で、監督体制を形成していた。監獄局と親会社が各監獄と子会社に対する考課制度及び各監獄と子会社の相互考課制度が監督体制の内容となっていた。監獄における刑罰執行に対して、監獄局の考課が85%の比率であり、生産現場の秩序管理に対して、子会社の考課が15%を占めていた。また、子会社における生産任務の完成に対して、親会社の考課が85%の比率であり、労働職場の提供に対して、監獄の考課が15%を占めている。このような制度によって、監獄と企業と相互に監督ができて、両方の仕事が促進できた。

その他、2004年3月までに、重慶市各監獄が各子会社と生産目標を決めて、生産合同を結んでいた。

(2) 財務管理の方法

子会社の決算が各監獄の財政から独立することになった。そして、決算は厳格に企業の会計制度によって行う。自主的に経営を保障するために、子会社が社長、人事部、生産部、市場部、財務部を設立して、原則的には、一つの銀行アカウントを保有する。

子会社の支出に対して、市財政部が一定の範囲と標準を示した上、子会社が必ず厳格に会計制度で明確な項目を作成する。また、収入に対して、必要な支出を引いた後、主に受刑者への労働報酬、労働保険を支給するために行う。さらに残った分は、子会社自身の発

展資金として貯めたり、使ったりすることもできる。

子会社が監獄関連企業の特殊性質を有しているため、地方財政は一定の経済的な支援を行っていた。たとえば、資金の注入、税金の優待などであった。各監獄側の運営資金は監獄法によって、国家予算から全額に保障されている。

重慶市における監獄と企業の改革の結果として、2004年末に、全市各監獄が生産ラインで20個の生産項目を取得して、受刑者に数多くの働くチャンスを提供して、生産現場の秩序を維持できた。それと同時に、各子会社の決算により、2003年の生産総量が2002年より6%上がり、2004年1月～6月半年の生産量が2003年より13.3%を超えていた。このような改革は、重慶市以外、黒龍江省、上海市、江西省、湖北省、陝西省で同時で実験された。半年で一定の成果が見られたので、全国に拡大し、監獄が受刑者の改造の目的を離れ、単純な経済利益を追求する状況を是正されることになった。

このような改革によって、単なる監獄の刑罰執行機能が保証されることではなく、再犯防止にも、一定の役に立つことがあると思われる。①監獄内において、受刑者が一定の技能教育を受けて、その技能を実践するチャンスがある。②さらに、受刑者がこのチャンスを利用して、労働報酬を取得できることによって、勤労習慣を養成することができる。③また、生産現場で実践した経験は、普通会社で職場の体験として、今後の社会復帰に活用できる。④監獄外において、この成果を一般企業に拡大される。すなわち、一般企業が監獄企業のような形で、地方財政で優待措置を受け、受刑者に構外作業のチャンスを提供することができる。⑤また、満期釈放者に対して、仕事チャンスも提供できる。これらの方法を通じて、受刑者に対して、出獄後、再就職の障害を最小限に減少することができると思われる。

五 まとめ

以上によれば、犯罪を防止するために、中国における監獄の建設について、以下のような改革が行われていた。

(一) 労働改造条例の下で、監獄は刑罰執行機関の性質を有するだけでなく、生産任務も要求されていた。そのため、監獄の運営と刑罰の執行、受刑者の矯正とのバランスが崩れることは容易であった。この時期では、受刑者に関して、労働改造以外の文化教育、法律教育が無視される問題が発生し、受刑者の権利を保障できない問題も起こってしまった。

(二) 監獄を「特殊学校」とする建設過程では、受刑者の矯正について、強制労働より受刑者に文化知識、法律意識を授けること、及び生産技術を教えることが重要な位置に置かれた。すなわち、このような建設は、労働改造条例における監獄の性質、機能を是正する改革であると思われる。それと同時に、監獄における処遇方法は受刑者の社会復帰に着目して、一層拡大された。

(三) 1994年に、刑罰執行法である「監獄法」が制定された。この法律の制定によって、監獄に関する性質、機能、目的などが明確にされて、監獄の運営に関する経費は国家予算に含まれた。そのため、刑罰を正しく執行することが保障できた。しかし、「監獄法」が制定された後、監獄管理者の腐敗問題、監獄運営の財政問題は新たな課題となった。

(四) 2003年監獄の改革は主に監獄の運営に関する赤字問題を解決に着目する改革であった。1994の監獄法により監獄の経費は国家の予算になったが、2002年まで、全国各地の監獄では、赤字の問題は深刻であった。このような問題を解決するために、労働改造条例における監獄と企業一体化体制を改革しなければならない。ここで注目されるのは「重慶模式」であった。「重慶模式」では、監獄関連企業の独立運営が実現された。このような改革によって、単なる監獄の刑罰執行機能が保証されることではなく、特に受刑者に対して、生産技能の実践、刑務作業の報酬金、職場体験チャンスの提供、構外作業の提供などが実践された。このような監獄関連企業の運営方法は、再犯防止に関して、特に受刑者出所後の就労に一定の役に立つことがあると思われる。

¹徐益初(日吉尚子訳)「中国刑事法の発展」徐益初+井戸田侃 編著『現代中国刑事法論』法律文化社(1992年)2頁。1949年華北人民政府が公布した「重大訴訟事件量刑基準に関する通報」では、犯罪の定義と刑罰の目的等々の問題について、「犯罪の処罰は、報復や人格を傷つけること、身体的苦痛を与えることを目的とするのではなく、教育・改造をその目的とする」と指摘している。

²『馬克思恩格斯全集』第4巻(1972年版)25頁、第19巻(1972年版)35頁。マルクスが1875年に「ゴータ綱領批判」の著作で、ドイツ労働党綱領における犯罪者の監獄労働について、このように述べた。すなわち、「競争心のために普通の犯罪者が牛馬のように取り扱われることを望むものでもなく、とくに犯罪者の唯一の改善手段である生産労働を彼らから奪おうとするものでないことを、明言しなければならない」。(日本語著書：マルクス・レーニン主義研究所編「ドイツ労働者党綱領批判」『マルクス・エンゲルス選集』第12巻大月書店(1945年版)260頁)また、マルクス主義における刑事思想の形成について、李光燦の文章「マルクス主義刑法学に対する毛沢東の重要な発展—毛沢東同志の刑事戦術思想をめぐる弁証法—」(鈴木敬夫編訳『アジア法叢書11:現代中国の法思想』成文堂(1989年)198~210頁)を参照した。

³1949年9月29日『中国人民政治協商会議共同綱領』第7条による。

⁴1954年9月7日に、政務院により『中華人民共和国労働改造条例』が頒布された。

⁵平野龍一 浅井敦 編『中国の刑法と刑事訴訟法』東京大学出版会(1982年)326頁。
『中華人民共和国労働改造条例』第一条 中華人民政治協商会議共同綱領第七条の規定に基づき、すべての反革命犯及びその他の刑事犯を懲罰するとともに、これらの者を強制して労働を通じて自己を改造させ、新しい人間とするために、特に本条例を定める。

⁶労改専門教材編集部『中国労改学研究』社会科学文献出版社(1992年)40頁。

⁷盧建平(坂口一成訳)「現代中国における刑罰政策の発展と変革」『北大法学論集』第58巻第5号(2008年)106頁に参照。

⁸1979年7月1日に全国人民代表大会により公表した。

⁹小口彦太 木間正道 田中信行 國谷知史共著『中国法入門』三省堂(1991年)126頁。
「そこには文革の清算という政治課題を達成するにあたって、文革派を政治的に肅清するのではなく、刑法と刑事訴訟法にもとづいて裁判により反革命集団として処罰することで、法治主義への転換を内外に強烈に宣言するという、きわめて政治的な意図も含まれていた。」

¹⁰康樹華、王岱、馮樹梁編『犯罪学大辞書』甘肅人民出版社(1995年4月)1頁以下。

¹¹全国人民代表大会常務委員会「重大社会治安事犯を厳しく懲罰することに関する決定」主席令6届第3号(1983年9月2日)。

¹²第6期全国人大第4回会議の「最高人民法院工作報告」による(1986年4月8日)。

¹³第7期全国人大第2回会議の「最高人民法院工作報告」による(1989年3月29日)。

¹⁴第9期全国人大第1回会議の「最高人民法院工作報告」による(1998年3月10日)。

¹⁵第8期全国人大第5回会議の「最高人民法院工作報告」による(1997年3月11日)。

¹⁶第9期全国人大第5回会議の「最高人民法院工作報告」による(2002年3月11日)。

¹⁷この『規定』では、「寛嚴相濟の刑事司法政策を実施し、未成年者の司法制度を改革し、積極的にコミュニティ矯正を導入すべきである」と指摘した。

¹⁸孔子は『論語・為政第二』で以下のように述べた。すなわち、「善哉!政寛則慢、慢則糾之以猛;猛則民残、残則施之以寛。寛以濟猛、猛以濟寛、政是以和。」という指摘であった。

¹⁹2007年の「両高」(最高人民法院、最高人民検察院)報告では、中国における「寛嚴相濟」の刑事政策が現段階で基本的刑事政策となった。

²⁰「両高」報告・前掲(注19)。

²¹最高人民法院『關於貫徹寛嚴相濟刑事政策的若干意見』(法発「2010」9号)。

²²周振傑「中国における社会内矯正制度」『早稲田大学高等研究所紀要』第5号(2013年)

60 頁。

²³2011年5月1日より施行された。本稿で引用した『中華人民共和国刑法修正案(八)』は、全理其「中華人民共和国刑法改正法(七)・(八)について一訳文と解説一」『大阪学院大学院法学研究科第四一卷第一号』(2014年9月30日)による。

²⁴(文物密輸罪、貴金属密輸罪、珍奇動物密輸罪、珍奇動物製品密輸罪)国が輸出を禁止する文物・金貨・銀貨およびその他の貴金属、もしくは国が輸出・輸入を禁止する珍奇動物およびその製品を密輸するものは、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重いものは、十年以上の有期懲役または無期懲役に処し、財産の没収を併科する。情状が比較的軽いものは、五年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

²⁵(輸出・輸入・禁止貨物・物品等密輸罪)国が輸出・輸入を禁止する珍奇植物およびその製品もしくはその他の貨物、物品を密輸するものは、五年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科または単科する。情状が重いのは、五年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。(二〇〇九年二月二十八日刑法改正法七の第一条により本項改正)

²⁶(普通貨物物品密輸罪)刑法の第一百五十三条第一項を次のように改正する。
本法第一百五十一条、第一百五十二条、第三百四十七条に期待される貨物、物品以外のものは、その情状の軽重に基づいて、以下の規定により処罰する。

(一) 密輸された貨物、物品において、脱税の金額は比較的大きい場合、もしくは一年以内に密輸のため二回の行政処分を受けた後、再び密輸を行った場合は、三年以下の有期懲役または拘役に処し、脱税額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。

(二) 密輸された貨物、物品において、脱税の金額は巨大もしくはその他の重大な情状がある者は、三年以上十年以下の有期懲役に処し、脱税金額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。

(三) 密輸された貨物・物品において、脱税の金額は特に巨大もしくはその他の特に重大な情状がある者は、十年以上の有期懲役または無期懲役に処し、脱税金額の一倍以上五倍以下の罰金または財産の没収を併科する。

²⁷(高齢者の刑罰の軽減)刑法の第十七条の後に一条を追加し、第十七条の一とする。
満七十五歳以上の者が、故意犯罪を犯した場合、処罰を軽くまたは軽減することができる。
過失犯罪を犯した場合、処罰を軽くまたは軽減しなければならない。

²⁸(前科報告の義務)刑法の第百条の後に一項を追加し、第百条の第二項とする。

²⁹『最高人民法院年度工作报告』(2005年度、2006年度、2007年度、2009年度)。

³⁰石原明＝藤岡一郎＝土井政和＝荒川雅行『現代刑事政策』青林書院(2001年)249頁。

³¹趙国玲「二十世紀の中国監獄法学」『中外法学』1998年第3期(総第57期)84頁。

³²『人民日報』1981年9月10日号。

³³楊頭光 夏宗素 編『労働改造学』西南政法学院(1982年10月)。

³⁴邵名正統編『労働改造学』群衆出版社(1983年2月)。

³⁵(アメリカ)E・Eugen・Miller 著 武曉嵐 陳忠林 全理其 馮陵 訳『監獄管理』西南政法学院外国法学研究室(1985年6月)1頁以下。

³⁶(イギリス)W・Scott 著 陳兆林訳『エディンバラ監獄』吉林人民出版社(1980年)。

³⁷(アメリカ)Jessica Mitford 著 鐘大能訳『アメリカ監獄の裏側』法律出版社(1985年9月)。

³⁸労改專業教材編輯部中国労改学研究編書組 編『中国労改学研究』社会科学文献出版社(1992年8月)。

³⁹趙国玲・前掲(注31)85頁。

⁴⁰楊殿昇『監獄法学』北京大学出版社(1997年)17頁。

⁴¹余叔通『労働改造法学』法律出版社(1987年)15～16頁。

⁴²楊殿昇・前掲(注40)55頁。

⁴³楊頭光『労働改造学』西南政法学院(1982年10月)第二節に参照。

⁴⁴楊殿昇・前掲(注40)68頁。

- ⁴⁵許章潤『監獄学』中国政法大学出版社（1991年2月）1頁以下。
- ⁴⁶楊世雲、竇希琨『比較監獄学』中国人民公安大学出版社（1991年）1頁以下。
- ⁴⁷金鑒『監獄学総論』法律出版社（1997年）1頁以下。
- ⁴⁸王雲海「刑務作業」菊田幸一・西村春夫・宮澤節生編『社会のなかの刑事司法と犯罪者』日本評論社（2007年）497頁。
- ⁴⁹北京政法学院編『労働改造法学参考資料(第二輯)』（1982年）1頁以下。
- ⁵⁰于南（訳）郭建安（校正）『国連被拘禁者処遇最低基準規則一詳解』法律出版社（1998年4月）。
- ⁵¹郭建安『国連監獄管理規範概述』法律出版社（2001年9月）。
- ⁵²武延平『中外監獄法比較研究』中国政法大学出版社（1999年5月）。
- ⁵³魯加倫『中国犯罪人権研究』法律出版社（1998年9月1日）。
- ⁵⁴楊世雲、竇希琨『比較監獄学』中国人民公安大学出版社（1991年）1頁以下。
- ⁵⁵楊世雲、竇希琨・前掲（注54）15頁。
- ⁵⁶楊殿昇・前掲（注40）97頁。
- ⁵⁷『犯罪と改造研究』2000年9月期「北戴河会議紀要」等による。
- ⁵⁸儲槐植、陳興良、張紹彦編『理性と秩序:中国労働教養制度』法律出版社（2002年8月）494頁。
- ⁵⁹郭明「中国監獄学史研究—清末以来の中国監獄学術述論」中国政法大学博士学位論文（2005年3月）245頁。
- ⁶⁰翟中東「法学層面上の刑罰執行依拠」『中国監獄学刊』2002年第4期39頁
- ⁶¹周振傑・前掲（注22）60頁。
- ⁶²江献軍「寬嚴相濟刑事執行政策研究」『中国犯罪研究会第16回學術研討會論文集(上冊)』（2007年）428頁。
- ⁶³本稿で引用した1954年の『中華人民共和国労働改造条例』は平野龍一、浅井敦が共著する『中国の刑法と刑事訴訟法』（前掲・注5）の「第四部法令」に付属するものである。
- ⁶⁴第十一条 看守所は、中央、省、市、専区、県を各单位として設置し、各級の人民公安機関が管轄する。
- ⁶⁵第八条 看守所は、主として未決囚を拘禁留置する。
二年以下の懲役に処せられ、労働改造管教隊に送って執行するには不適当な犯罪人は、看守所に移して監督官吏することができる。
- ⁶⁶第十五条 省、市は、実際の必要にもとづいて監獄を設置し、省、市人民公安機関が管轄する。
- ⁶⁷第十三条 監獄は、主として監外労働に適しないすでに死刑執行猶予または無期懲役の判決を受けた反革命犯およびその他の重要刑事犯を監督管理する。
- ⁶⁸第十九条 省、市は、実際の必要にもとづき、労働改造管教隊を設置し、省、市人民公安機関が管轄する。
- ⁶⁹第二十三条 少年犯管教所は、省、市を単位として、必要にもとづいて設置し、省、市人民公安機関が管轄する。
- ⁷⁰第二十一条 少年犯管教所は、満十三歳以上十八歳未満の少年犯を管理教育する。
- ⁷¹第二十二条 少年犯管教所は、少年犯に対し、政治教育、新道徳教育および基礎的な文化と生産技術教育をおこなうことに重点をおくとともに、これらの者の肉体的發育の状況を考慮しながら、軽い労働に従事させなければならない。
- ⁷²第三十条 労働改造による生産は、国家の經濟建設に奉仕しなければならない。国家の生産建設基本計画の中に組み入れなければならない。
- ⁷³第二十条 労働改造管教隊は、囚人の多少および背さんの必要に基づき、小隊、大隊、支隊および総隊を設置することができる。隊には、隊長一名、副隊長若干名を置き、管理教育および生産活動の実際の必要に照らして、業務機構を設置することができる。
- ⁷⁴熊達雲『現代中国の法制と法治』明石書店（2004年）189頁

⁷⁵第七十四条 労働改造機関の経費は以下の各号に記載する財源によるものとする。

(一) 国家予算からの支出

(二) 労働改造機関の生産収入

⁷⁶梅森『我が国行刑思想の演進と実践研究』蘭州大学公共管理学科修士論文（2007年）14頁。

⁷⁷1981年の公安部『第八次全国劳改工作会议纪要』による。

⁷⁸1985年に司法部、教育部及び人事部が連合に『劳改、劳教人員の文化技術教育に重点を置かれることに関する通知』を公表していた。また、1988年に司法部が『劳改場所という特殊学校における高等教育活動を実施する意見』を発表した。

⁷⁹中国政法大学刑事司法学院教授。

⁸⁰王平『中国監獄改革及び現代化』中国方正出版社（1997年）83頁。

⁸¹熊達雲・前掲（注74）190頁。

⁸²この一連のデータが熊達雲・前掲（注74）190頁以下によるものである。

⁸³1987年の『全国政法工作会议纪要』で明確に提起された。

⁸⁴中国語の翻訳は「帮教協議」である。

⁸⁵熊達雲・前掲（注74）191頁。これについて、熊達雲先生は以下のように示していた。すなわち、「前向き延長」は「無罪推定」の原則に照らして見れば、有罪判決がまだ言い渡されていない前に、犯罪容疑者または被告人を犯罪者と決め込み、「罪を認めさせ、法による処罰に従う」教育を行うことはさらに検討すべき余地があるものではないかと考えられる」と指摘した。

⁸⁶張宝義「我が国監獄法制建設の新里程碑—『中華人民共和国監獄法』の頒布執行に関する」『法学』1995年第6期18頁。

⁸⁷謝紅軍事件が沈陽市中等人民法院(裁判所)の判決による。

⁸⁸翻訳者 全理其 監訳者 木村峻郎『中華人民共和国刑法』早稲田経営出版社（1997年）149頁。

『中華人民共和国刑法』第四百一条 司法要員が私利を貪るため汚職し、刑罰の減輕、仮釈放、暫定的な監獄外での執行の条件を満たさない犯罪者に対して、刑罰の減輕、仮釈放、暫定的な監獄外での執行を与える場合は、三年以上の有期懲役または拘役に処する。情状が重いものは、三年以上十年以下の有期懲役に処する。

⁸⁹2003年4月2日司法部令第77号。

⁹⁰楊彤丹「アメリカのミネソタ州におけるコミュニティ矯正法律制度に関する」『中国監獄学刊』2004年2月号。

⁹¹『司法部關於監獄体制改革試点工作指導意見』国函(2003)15号。

⁹²楊書「我が国新型監獄体制改革に関する思考及び探索」『西南政法大学学報』2007年第9卷第4期81頁。

第七章 中国における刑事施設内の処遇

第一節 刑務作業

一 刑務作業に関する報酬金制度

中国では、監獄における受刑者の強制労働に対して、労働の有償制度を行う。1954年の「労働改造条例」の下では、労働報酬について規定されていなかったが、実際、受刑者の労働について、「仮定給与制度」¹を実施していた。すなわち、「受刑者の労働報酬は本人の食事代、被服代、小遣い、雑費支出、医薬代、技術の手当て、及び図書、テキスト、文房用具の購入など受刑者の教育に使われる費用として均等に受刑者に充てられていた²」。しかし、「仮定給与制度」によって、受刑者に支給される報酬がお金ではなく、受刑者と労働報酬の法律関係が明確ではなかった。

1994年に改正された監獄法第72条で、初めて受刑者に対して刑務作業の報酬金を支給する規定が設けられた。旧来の均等的に受刑者に報酬を支給する方法が廃止され、「労働に参加する受刑者に対して、関係規定に従って報酬を支給し、かつ、国の労働保障に関する規定を執行しなければならない。³」とされた。この規定によって、受刑者の労働に対し貨幣で報酬を支給することが保障された。

監獄法の下で、受刑者の労働報酬関係が明確されたが、報酬金の実施に関する細則がないため、各地の監獄が状況に応じて、各自に実施した。統一の執行細則がないため、実施過程では、一部の問題が発生した。たとえば、一部の監獄は受刑者のため、刑務作業過程で発生した死亡、傷害事故に対して労働法に従い、受刑者またはその親族に一定の賠償金を支給することにした。しかし、監獄はこのような予算がないので、その費用の全額を負担することができなかった。そのため、一部の監獄は受刑者の刑務作業で得た収入から不足の費用を補填することにした。これに対して、制度上合理性がないという批判があった⁴。このような法律の不備を補充するため、2001年に、司法部が「受刑者に刑務作業の負傷事故に対する補償方法(試行)」（「罪犯工傷補償办法(試行)」)⁵を制定した。この規定では、受刑者が刑務作業で負傷した場合、監獄は積極的な医療を提供しなければならない。また、労働報酬制度が執行された者に対して、治療期間においても、労働報酬金を支給しなければならないとした。

2003年、監獄改革が全国で行われ、監獄運営に関する費用は、国家予算から全額負担とされた。その改革によって、監獄関連企業の役割は受刑者に刑務作業の条件を提供することに限定された⁶。受刑者の労働報酬について、2003年に司法部と財政部の共同で制定された「監獄体制改革試点単位財務管理暫行規定」⁷では、「受刑者の労働報酬は、法律により監獄関連企業が受刑者の労働成果に対して支給された労働収入である。」とした。また、「監獄関連企業は監獄との契約によって監獄に労働報酬を支給する。監獄が各受刑者の改

俊態度、労働成果及び考課状況によって定期的に受刑者に支給する。監獄が各受刑者を代理し、銀行口座を管理する。」と詳しく規定された。その後、各地の監獄が受刑者の労働報酬制度を展開している。現在、中国の19の省(市)において、受刑者に対する刑務作業での報酬金の支給が実現されている⁸。

二 北京の監獄における実行規則

北京の監獄ではかねてより報酬金の支給に関する規則を模索していた。2002年1月1日に制定された「受刑者の刑務作業報酬金の支給に関する暫時規定」(「关于给予罪犯劳动报酬的暂行規定」)が報酬金の給付対象、給付方法および給付に関する累進制度など明確な細則を規定した。

(一) 対象者

すべての受刑者に対して、刑務作業報酬金を支給することができる。しかしこの規定では、次のような制限が設けられた。すなわち、i 生産労働に参加する受刑者、ii 生産が正確に進むことを保障するための管理、設備の修理、現場秩序を維持する受刑者、iii 炊事、清掃に従事する受刑者に限定される。また受刑者に対する労働報酬の給付条件がこの規定に明記されている。例えば、就労に関する資格を取得すること、刑務作業をする時間内で規定に違反しないこと、安全生産規定を守り、生産事故を起こさないこと、生産任務を果たし、質を保障することである。

(二) 計算方法

刑務作業に関する報酬金は、生産件数、労働技術のレベル、定額を超えた分、作業の分野などにより算出される。これに関して各監獄の計算方法は異なっている。

(三) 「累進」による報酬金の支給

受刑者の累進処遇と同様に、刑務作業での報酬金の給付も「累進」という制度がある。これについて、北京監獄では、刑務作業の安全と生産品の質を保証する前提で、i 品物の件数、ii 技能の資格、iii 定額を超えることによって、報酬金を給付している。

そのほか、最大限に受刑者の自立性を高めるため、受刑者に対しての奨励制度が実行された。例えば、

- 1 刑務作業をする受刑者は、6元(約110円)の小遣いを得ることができる。
- 2 刑務作業で得たすべての収入は受刑者が自由に使用することができる。
- 3 積極的に刑務作業をする受刑者は、120元～200元(2,200円～3,700円)の日常生活品とお菓子を買うことが許可される⁹。

(四) 効果と評価

このような労働報酬の制度によって、2002年の第一期決算により、北京市での報酬金給付は18万元を超えて、一人の受刑者に対して最大400元(約7,400円)を支給する例があった¹⁰。ちなみに、同年度、北京市一人月当たりの収入は1,038.7元(約18,518.85円)

であった¹¹。

北京市第二監獄の王金亮監獄長は、現在試行されている報酬金制度に対して、以下のよう
に評価していた。すなわち、「監獄で受刑者を処遇する目的は、受刑者の積極的な社会復
帰であり、報酬金制度はこれに役に立つ。」という評価である。また、王所長は、監獄の生
産収益の一部を報酬金として受刑者に給付する立法措置も必要であると主張した¹²。

また、王順安教授は、「中国において受刑者に報奨金を付与することは、再犯防止に有効
な手段である¹³」と述べている。中国では、監獄改革後、受刑者の生活費はすべて国家保
障になっている。しかし、中国の監獄での生活費とは、受刑者の食事、服など衣食に必要
な費用であり、日常生活品については、受刑者の自費負担となっている。王教授の意見に
よれば、報酬金は受刑者の生活費として十分であり、これによって受刑者が刑務作業を通
じて、自立することができる。そのため、受刑者の労働意欲を喚起する手段として活用す
ることができる。

2012 年、北京市監獄局はこのような労働報酬制度を更に拡大している¹⁴。すなわち、受
刑者の労働報酬の 30%を貯金として、受刑者が満期釈放となる時、一斉に返還することにな
った。また、北京市全体の受刑者の労働報酬の金額が予定通り、徐々に上がっている。

三 広東省の監獄における報酬金贖罪制度

広東省北江監獄では、受刑者の 70%が広東省以外の出身者である。その中の 60%の受
刑者が田舎出身で、家族からの見舞い、送金、通信などはほとんどないのが実情である。
2002 年 6 月に同監獄では「受刑者労働定額管理と労働報酬金支給審査方法」（「罪犯労働
定額管理与労働報酬發放考核實施方法」）が実施された。その規定によって受刑者に対して
報酬金を支給するようになった。具体的には、受刑者の能力と熟練度によりレベルを決め、
8 時間の労働時間内での定数以上の作業により報酬金を支給する。その報酬金が月一回受
刑者の銀行口座に振り込まれる。結果として、この制度により一年間で数千元の報酬金を
得る受刑者もいた。また、親族から送金がない受刑者はこの金を使って、受刑期間の生活
を改善することが可能になり、出所後の生活に資することもできる¹⁵。

受刑者が給付される報酬金を被害者へ賠償することは、広東省における監獄の改善教育
方法の一部である。これに関して、佛山監獄は、報酬金の 442 制度を施行している¹⁶。442
制度とは、報酬金の分配に関する制度である。同制度は、受刑者の刑務作業報酬金を就業
保証金、生活金、賠償金として、4、4、2 の割合で分け、40%を就業保証金として貯蓄し、
40%を生活費として使用し、20%を賠償金として被害者へ振り込む制度である。受刑者は
入所後でも、刑事罰金と民事賠償金を支払い、被害者に贖罪する責任がある。この制度は
被害者に対して、経済賠償を実現し、受刑者と被害者の対立を緩和することに役立ってい
ると考える。

例えば、佛山監獄の受刑者王氏は、危険運転致死傷罪で被害者に 20 万元(約 370 万円)

賠償することを命じられた。被害者の母が王氏による事故で死亡し、被害者の姉は大学に通うことが困難となり退学し、弟の学業を支えるために働いている。王氏は2006年より毎年、刑務作業報酬金から1,000元(約18,500円)を被害者へ送金し、贖罪賠償をしてきた。

佛山監獄の統計によると、2006年から監獄内99%の受刑者に労働報酬を支給した。また、2006年、労働報酬が支給された総額が240万元(約4500万円)であり、2007年この総額が389万元(7200万円)であり、2008年この総額が340万元(約6300万円)であった。442制度の開始以来、被害者の贖罪賠償金として、毎年100回以上にも及ぶ刑務作業の報酬金を支給し、現在、その総額は10万元(約185万円)を超えている¹⁷。

広東省の監獄における報酬金贖罪制度のような制度が全国の監獄で推進されている。これと同様に、福建省の監獄で、受刑者の労働報酬をその者の家族への送金する制度もあった。2003年4月、福建省の監獄で受刑者の報酬金制度が施行された。それ以来8ヶ月の間、福建省の監獄では毎月受刑者に支給された報酬金の額は200万元(3,700万円)に上った。福建省監獄管理局の調査によると、受刑者の家族から受刑者に対する送金額は一ヶ月一人当たり200元(約3,700円)であった。それにより、受刑者への報酬金の支給により受刑者の家族は年間2,000万元(約3.7億円)という莫大な送金の負担から解放された¹⁸。

四 まとめ

以上によれば、中国における受刑者の報酬金制度は、受刑者の社会復帰を実現するために積極的な意味を有すると思われる。すなわち、受刑者に対して、

- (一) 勤労習慣の養成に役に立つ。
- (二) 受刑者の日常生活を保障し、受刑者家族の経済的な負担を軽減することもできる。
- (三) 被害者への贖罪は実現できて、受刑者と被害者の対立を緩和できる。
- (四) 出所後の「再犯に陥る危険期」において、住所もなく、職業もなく、身元保証人もない釈放者にとって、必要な援助である。

しかし、中国における受刑者の労働報酬制度は充実されているとは言えない。このような労働報酬制度が継続的に執行されるために、執行方法に関する細則の設定¹⁹、公平的な標準の作成²⁰が喫緊の課題になり、また、労働報酬の使用について、受刑者を正しい道へ導くことも必要であると考えられる。

第二節 矯正的処遇

一 教科教育

1994年に頒布された「中華人民共和国監獄法」第5章では、受刑者の教育処遇について、詳しく規定されている。教科教育について、監獄は、受刑者に対して、識字教育、中等教育を実施しなければならない。また、認定試験の合格後、教育部が相応の認定証書を発給

しなければならない。

1998年2月13日、司法部と教育部が連携して、受刑者を対象とした専用のテキスト「育新教育教材」を編成し、全国の監獄で使用されることになった²¹。監獄改革の下、教科教育及び教育施設の資金は、国家予算に含まれ、監獄の教育計画は、現地の教育局の教育計画にも反映された。

司法部は、各地の監獄に対して、数値目標をきめて、教科教育の効果を要求している。それにより、教科教育の入学率は90%になり²²、合格率は入学者数の75%に達した²³。司法部の統計によると、1998年までに、全国で264万人が終業し、卒業証書を取得した²⁴。

しかし、社会進歩のとともに、受刑者の教育レベルが上がる傾向があり、監獄内での教育は徐々に困難である。また、単に目標の数値に達することによって、受刑者の自主性を喚起できなくなった。この問題に対して、2003年司法部が頒布された「監獄教育改造工作規定」²⁵では、「監獄が受刑者の自学自習を励む同時に、受刑者が中、高等教育自学試験に参加させ、一定の受験条件を提供する責任がある」とした。この規定の下で、受刑者が社会普通の高等教育自学試験に参加できて、監獄内で大学の課程で単位を取ることが実現された。

第一に、受刑者は監獄内で登校できた。一部の監獄内での中・高等教育分校の設置も実現された。例えば、2009年に、雲南省第十四技術学校は雲南省楊林監獄に分校を設置した。これにより、楊林監獄の受刑者は二年制の中等教科教育を受けることができ、合格証書を取得できるようになった²⁶。また、2011年、北京市女子監獄は北京印刷学院と契約を締結した。この契約によると、受刑者は刑務官の監督の下、定期的にこの大学で勉強することができ、また、この大学の講師が監獄まで赴き、講義することも可能になった²⁷。

現代のネットワーク時代に応じて、受刑者が監獄内で登校方法が変わった。重慶市涪陵監獄が地元の短期大学涪陵電大の協力の下で、監獄におけるネットワークで短期大学を創立した。2009年、涪陵電大は57名の高等自学試験合格者に対して、涪陵監獄における大学の課程を開設した。受刑者の週一日の勉強日(涪陵監獄が一週間の7日に対して、5日が労働、1日が勉強、1日が休憩という制度を設けた)に対して、課程の時間割を設置していた。また、監獄で57名受刑者ごとに一台パソコンが整備された場所を教室として、教師が涪陵電大に移動せず、パソコンに通じて、授業を行う。教室の秩序は警察官で維持することにした。監獄の規定より、パソコンで設置されたネットが教師と受刑者との間で通信された。このネットより、受刑者が学年試験などに参加できることになった。

2011年、重慶市涪陵監獄の150名以上の受刑者が涪陵電大の課程に参加した。2009年以来、102名受刑者がこの課程によって、涪陵電大の学位を取得した²⁸。

第二に、卒業証書を取得することが減刑と仮釈放の根拠になった。2014年10月に、西南大学通信教育学部の協力を得て、四川省漢王監獄が専科大学を開設した²⁹。漢王監獄が教学ビルを建設し、定期的に西南大学通信教育学部の教師を委託し、最初入学試験に合格

した 60 名受刑者になる大学のクラスを展開している。この課程によって、受刑者が単位をすべて取った場合に、西南大学通信教育学部からの国家承認された大学学位証書が貰える。当該受刑者の減刑または仮釈放につき、この学位証書がその者の減刑と仮釈放の根拠になる。

このような優遇措置も全国の各監獄で行われている。たとえば、北京市監獄で死刑執行猶予を処せられた宋受刑者が、高等教育自学試験を通じて、工業経済管理の大学学位証書を取得し、3 回の減刑を経て、現在、社会に戻ってきた³⁰。また、2010 年に福州女子監獄で服役した王受刑者は、福建省教育部からの「福建省自学試験優勝賞」に受賞し、仮釈放の条件を満たし、社会に復帰した³¹。

第三に、受刑者の間に「模範生」が立てられて、良い影響をもたらした。「監獄教育改造工作規定」では、「各監獄で改悛効果が良い、文化知識が優れた受刑者を選んで、当該の監獄教科教育の援助に携わる」と規定された。高等教育自学試験によって、文化知識が優れた者が現れる。このような受刑者がほかの者に対して「模範生」として、影響をもたらすことができる。たとえば、重慶市永川監獄で 36 歳の王受刑者は今年の高学学試験までに 7 科目を合格した。同じ監獄で服役している向受刑者は、王受刑者からの援助で、2015 年の高学学試験も参加し、4 科目を合格した³²。

二 改善教育

監獄における改善教育は、受刑者家族の力を最大限に活用することに重点を置いている。そこには、「家族の気持ちを理解することは、受刑者の教育に大きな意味がある。³³」という学者の意見がある。

(一) 家族との面会

監獄での改善教育において、受刑者の家族を誘い、受刑者と面会させる処遇方法は、受刑者の改善教育に有効な手段である。これに関し、各地の監獄における家族面会制度は多様化している。例えば、北京市は少年監獄と女子監獄で以下のような改善教育を実施している。受刑者全員がベッドに家族の写真を一枚貼り、その生活態度に応じて、「家族と宿泊する」、「家族と食事する」、「個室で面会する」、「電話で会話する」など家族と共に過ごすことができるようになる。このような活動を通じて、受刑者の改善教育への姿勢が積極的になった。その結果、2009 年から 2011 年まで、約 200 名の受刑者が家族と面会することができた³⁴。また、貴州省(閩西)監獄は 2001 年正月に「受刑者と家族の面会専用施設」を設けた。最初にこれを利用した三名の受刑者は面会に来た妻と一緒にこの施設で 24 時間を過ごした³⁵。そのほか、海南省新康監獄は毎年定期的に受刑者と家族とのグループ面会を開催している。その結果、多数の受刑者の規則違反率が低下した³⁶。

(二) 受刑者の帰宅制度

この制度により、一部の受刑者は、正月など祭日や祝日の帰宅が許される。例えば北京

市では、2003年の正月に約200名の受刑者に帰宅が許可された³⁷。また、2008年の正月に、四川省内42の監獄の受刑者274名の帰宅が許可された³⁸。

この制度に対して、最初に帰宅した受刑者が監獄に戻るかという心配があったが、結果として、決められた期間内に受刑者全員が監獄に戻った。以前、四川省がこの制度の実施を試みたが、適用対象者は軽犯罪事犯と短期刑の受刑者に限定されていた。しかし、2008年以降、受刑者の帰宅制度は、重大事犯と長期刑、無期刑の受刑者にまで適用の範囲を拡大した。2008年の274名の受刑者の中には短期刑の他、長期刑と無期刑の受刑者もいた。四川省監獄局の劉志誠局長は、四川省でこの制度を採用したことについて、「小さな一歩に見えるが、監獄の行刑理念の突破口となっている。³⁹」と評価していた。

(三) 受刑者の家族に対する援助制度

受刑者の家族に対する援助制度は、経済的に非常に困難な状況におかれている受刑者の家庭を対象とした取り組みである。監獄は受刑者の家族の援助を通じて受刑者の改悔が喚起され、犯罪心理が除去されると考えている。

たとえば、江蘇省の監獄は受刑者の日常生活を保障した上で、「受刑者家族への援助基金」を作った。これは受刑者の家族が困窮した時に使う専用の基金である。2000年前半、南京市龍潭監獄はこの基金から1.15万元(約14.375万円)を使用し、110名の受刑者とその家族を援助した。この制度の運用実績について、受刑者の離婚率の減少に係る調査があった。これに関して江蘇省南京市の調査では、従来の81.3%の受刑者の離婚率から2000年には25%まで低下していた⁴⁰。

また、重慶市永川監獄は2013年に、子女が大学入学試験に受験する予定がある受刑者に対して、「大学入学試験の援助活動」を行った⁴¹。この活動を開催する月間、受刑者が受験生である子女と毎日電話で話すことができる。多数の受刑者は自分の子供の受験失敗を心配しているため、永川監獄が心理治療師などの専門家の協力を得て、受刑者に対して心理的指導及び子供との交流方法を指導していた。また、経済的な問題を抱えている受刑者に対して、永川監獄が警察官を受験生の家に定期的に派遣し、この者の子女に入試文房具、復習資料を提供している。

三 職業教育

(一) 監獄における職業教育保障制度

中国の受刑者に対する職業教育については、その制度と資金の保障に関して以下のような規定がある。

受刑者の教育問題については、1994年12月29日に制定された「中華人民共和國監獄法」第5章に規定されている。同法第64条によると、監獄は受刑者に対して、釈放後の就職に必要な職業教育を実施しなければならない。また、受刑者の資格試験合格後、労働部門は相応の資格免許を発給しなければならない。その職業教育の目的は、「生産意欲を高め、就

職への積極性を養い、社会に貢献すること」とされている。

職業教育に要する経費に関しては、2003年3月9日、中国の財政部と司法部が「監獄基本支出経費標準」を制定した。これにより、受刑者の教育経費については、以下のように規定されている。すなわち、受刑者一人に対して、中国東部地方には年間220元(約2,750円)、中部および西部地方には年間120元(約1,500円)の職業教育経費を支出することが出来る⁴²。これにより、受刑者の職業教育は経費面から保障される。この予算を活用することにより、多くの受刑者が認定試験を受けることができるようになった。例えば、河南省第一監獄は1994年から監獄内に大学卒業認定試験(高等教育自学試験)所を設置したことにより、のべ1,300人の受刑者が29回の試験に参加した。その中から7人が大学卒業証書を取得し、44人が専門学校卒業証書を取得した⁴³。また、北京市監獄局の統計によると、1986年以来、北京市各監獄で開催した各種の資格試験、高等自学試験は42回であり、受刑者の参加人数は8832人に達した。その中で、2859人は各試験に合格し、合格率が20%を超えた⁴⁴。

(二) 監獄における職業教育数値目標の策定

監獄管理制度の中、監獄における職業教育数値目標の策定が毎年行われている。1995年9月14日司法部『現代的な文明監獄創立についての基準と実施意見』において、監獄管理部門より監獄に対して職業教育の数値目標が要求されていた。例えば、職業訓練の入学率が80%、資格取得率が20%に達するなど、特に刑期3年以上の受刑者には実用的な技術を身につけることが求められた⁴⁵。その結果、2003年には、全国の受刑者のうち877,288人が職業教育試験に参加し、288,667人が資格を取得した。職業に関する資格証書の取得率は33.1%に達し、その成果は顕著なものであった⁴⁶。

近年、高等自学試験の開催とともに、監獄における職業教育が受刑者の興味によって行われ傾向が現れた。このような受刑者の自主性の下で開催される矯正処遇の今後が期待されている。

(三) 職業教育機関の協力

経済発展に伴う企業の人材需要に向けて、中国では職業教育機関の協力により、受刑者全員に職業教育が実施されている。たとえば、貴州省の監獄では地域の学校と積極的に連携し、さまざまな職業教育が実施されてきた。例えば、黔南川専門学校、黔南川テレビ大学(放送大学)無線技術学校、電気情報技術学校と協力し、料理、パソコン、家畜の養殖、ガーデニング、アーク溶接、家電修理などの短期教育を行った。2007年、貴州省電子技術学院の協力により、受刑者に対して2年制の家庭用電気製品のメンテナンスと修理に関する専門教育が行われた。その結果、参加した38名の受刑者全員が卒業し、釈放後は全員の就職が決定した⁴⁷。

四 就労支援

(一) 釈放者の就業に対する援助

2013年から、全国の監獄が入所者、釈放者に対する矯正指導を開催している。その中には、釈放者に対して、予め社会情勢、就業状況などの指導を行う。たとえば、雲南省監獄において、監獄が地元の職業紹介所と協力して、定期的に指導活動を行い、98.9%の釈放者が就業指導を受けた⁴⁸。

釈放者の就業と起業を実現するため、監獄と社会との対話を円滑に進めなければならない。それは、単に受刑者が実用的な技術を身につけるだけではなく、釈放者と求人企業間に信頼関係を作り、釈放者と求人企業の双方、特に雇用側にメリットを感じさせることが重要である。釈放者と求人企業の橋渡しをすることも監獄管理者の責務である。

(二) 監獄内での就職説明会の開催

2005年6月17日、中国山東省済南市監獄は、第1回受刑者技術成果推薦会を開催した。この推薦会には、済鋼鉄総会社、重慶自動車グループなど56の国営、集団、民営企業が参加した。監獄側は、3年以下の服役期を残しながらも、専門技術を持ち、服役期間中の素行が良好な800名あまりの受刑者を選定し、推薦会に参加させた。済南監獄はこの推薦会での協議および面接を通じて、済南鋼鉄総公司、山東大学工事訓練センターなど4つの企業および職業教育訓練基地との契約を締結した。この契約により、企業側と就職協定書を締結した満期釈放前の受刑者210名がおよんだ⁴⁹。

また、雲南省監獄局の調査によると、2013年度、雲南省各監獄が44回の就職説明会を開催した。1万余りの受刑者が参加し、企業側と就職協定書を結んだ人数は1733名であった⁵⁰

(三) 監獄外での中間処遇施設の設置

2010年5月12日、南宁市青秀区に満期釈放者の中間的安置施設と職業教育施設が設立された。この施設は地方政府が60万元(約750万円)を支出し、地元の紡績会社の協力を得て設立された。この基地では、満期釈放者が月1,200元~1,500元(約1.5万円~1.875万円)の給料を得ることができる上、基本生活が保障されている。その後の数ヶ月の間で、この施設から職業の提供を受けた者は300人に達し、そのうち60名の満期釈放者が就職することができた。現在、この施設は満期釈放者の社会復帰において重要な拠点となっている⁵¹。

五 まとめ

以上によれば、中国の刑事施設における受刑者の処遇は、以下の特徴があると思われる。

(一) 教科教育について、強い国家権力の下で、教育的な処遇制度を強化する傾向が窺える。監獄内の教科教育について、国は予算、計画などを保障し、各地の監獄に対して目標も設定している。これにより、効果があった一方、国家権力における干渉について、検討する余地がある。強制的な制度は、受刑者の自主性を阻害するという懸念があると考えら

れる。

近年、中国における各監獄で高等教育自学試験を行うことがブームになっている。これは中国の「学位社会」の社会背景と関係がある。特に受刑者の出所後につき、学位の取得が一定の程度で就業に役に立つことがあると思われる。また、高等教育自学試験によって、受刑者は自主的に興味がある科目を選択できる。これは伝統の強制的な教育より、受刑者の改悛意欲を喚起できると考えられる。

(二) 改善教育について、受刑者の家族の協力を頼るという特徴がある。家族の面会、受刑者の帰宅制度および受刑者の家族に対する援助制度は、受刑者と受刑者の家族の関係を配慮した制度である。これは受刑者の社会復帰に向けた生活の再建に役立っている。

(三) 職業訓練については、社会と緊密な関係を持つ方策が多い。監獄内で、受刑者に対する各種の認定試験を行い、就職口の拡大に尽力している。特に、企業の協力を得た刑事施設内での就職説明会の開催と、刑事施設外での中間処遇基地の設置は、雇用企業を優遇することより、さらに受刑者の就職チャンスの拡大を期待できる対策と考えられる。

- ¹余蕊娅「浅議罪犯労働報酬問題」『法制と社会』2008年6月号106～107頁。
- ²熊達雲『現代中国の法制と法治』明石書店（2004年）193頁。熊達雲先生がこの制度について、「一種の「親方日の丸」的な労務報酬制度である」と指摘した。
- ³監獄法第72条。
- ⁴江蘇省監獄局專題調研組「監企分離的理論与江蘇改革的实践」于愛榮編『監獄評論. 1』法律出版社（2006年）329～339頁。
- ⁵「罪犯工傷補償办法（試行）」司發〔2001〕013号。
- ⁶国务院「国务院批轉司法部關於監獄体制改革試点工作指導意見的通知」2003年1月31日。
- ⁷「監獄体制改革試点單位財務管理暫行規定」（2003年11月10日 財政部、司法部）財行〔2003〕165号。
- ⁸『法制時報』2010年7月30日号。
- ⁹『月刊中国NEWS』日中通信社2007年12月号。
- ¹⁰『北京青年報』2002年7月9号。
- ¹¹中国国家统计局『2002年統計年鑑』による。
- ¹²『北京青年報』・前掲（注10）。
- ¹³王順安『コミュニティ処遇研究』山東人民出版社（2008年）29頁。
- ¹⁴『北京日報』2012年8月3日号。
- ¹⁵『羊城晚報』2004年6月18日号。
- ¹⁶黄守洲「佛山監獄創新服刑「贖罪」機制」『民主与法制時報』2009年10月19日第A07版。
- ¹⁷黄守洲・前掲（注16）。
- ¹⁸『人民日報』2003年12月1日号。
- ¹⁹唐永莉「關於服刑人員労働報酬鼎的思考」『中州學刊』2011年1月第1期（總第181期）112～114頁。
- ²⁰顧健「罪犯労働報酬制度刍議」『法制与社会』2011年5月号（上）35～39頁。
- ²¹郭建安 魯蘭『中国監獄行刑实践研究（上）』北京大学出版社（2007年）129頁。
- ²²司法部勞改局編『勞改工作手冊（1987—1993）』法律出版社（1993年）202頁。
- ²³司法部監獄管理局編『監獄工作手冊（1993—1997）』法律出版社（1999年）142頁。
- ²⁴王明迪 郭建安主編『歲月銘記—新中国監獄工作50年』法律出版社（2000年）24頁。
- ²⁵「監獄教育改造工作規定」（司發〔2003〕79号）。
- ²⁶『中国經濟報』2009年3月2日号。
- ²⁷『法制日報』2011年7月19日号。
- ²⁸張正武「為特殊人群提供學習服務的模式探討—以涪陵電大在監獄办学的实践為例」『中国遠程教育』2012年4月6日号79～82頁。
- ²⁹「服刑人員獄中上“大学”修滿学分作減刑仮釈依拠」四川新聞ネット（2015年4月27日）。
<http://scnews.newssc.org/system/20150427/000559133.html>
- ³⁰柴歲「在京服刑人員刑期變“学期”」『中国教育報』2006年12月17日第001版1頁。
- ³¹「高牆内園了大学夢 3名女服刑人員拿到大專文凭」福州政法ネット（2014年2月21日）。
<http://edu.people.com.cn/n/2014/0221/c1053-24432567.html>
- ³²「17名服刑人員参加成考 很多專業課程一次考過」『重慶晨報』2014年5月23号。
- ³³路永泉 趙軍「生存問題是刑積（解教）人員重新犯罪的最直接原因」『中国監獄學刊』2007年第5期67～70頁。
- ³⁴『光明日報』2011年9月29日号。
- ³⁵『閩西日報』2001年2月6日号。
- ³⁶『法制時報』2011年9月19日号。
- ³⁷『北京晨報』2003年2月17日号。（何頤兵がこの制度について、監獄における開放的な処遇の一つとして、各地へ推進すべきと評価した。何頤兵『社区刑罰研究』群衆出版社（2005

年) 313~316 頁。)

³⁸ 『法制日報』2008年2月27日号。

³⁹ 『法制日報』・前掲(注38)。

⁴⁰ 『華人時刊』2000年第23期。

⁴¹ 『重慶晨報』2013年6月4日号。

⁴² 郭建安 魯蘭・前掲(注21) 135頁。

⁴³ 滕敏「監獄實施職業技術教育之我見」『中国監獄學刊』2009年第2期 112~114頁。

⁴⁴ 柴崑・前掲(注30)。

⁴⁵ 司法部勞改局・前掲(注22) 202頁。

⁴⁶ 魯蘭『中日矯正理念と実務比較研究』北京大学出版社(2005年) 119~120頁。

⁴⁷ 閻志江「走近貴州省部級現代化文明監獄都勻監獄」中国司法部監獄管理局ネット(2010年3月29日)。

http://www.moj.gov.cn/jyglj/content/2010-03/29/content_2097885.htm?node=246

⁴⁸ 周菲娅「服刑人員教育改造質量不斷提高」『雲南法制報』2014年5月9日第003版。

⁴⁹ シュウ淑萍「山東省監禁罪犯矯正的社會參與實踐初探」『犯罪與改造研究』2009年第6期 32~34頁。

⁵⁰ 周菲娅・前掲(注48)。

⁵¹ 王健揚 韋壽華「獄內行刑社會化模式初探」『犯罪與改造研究』2011年第2期 57~42頁。

第八章 中国における社会内の処遇

第一節 社会における処遇制度の確立

一 コミュニティ処遇の沿革

コミュニティは英語で「共同体」の意味である。1887年、ドイツの社会学者フェルディナント・テンニースの著書¹の中で初めてその概念が用いられた。その意味は、同じ地域に居住し、利害を共有にし、政治、経済、風俗などにおいて深く結びついている社会のことである。

これに対して、コミュニティ処遇²とは、受刑者の社会復帰を目指して、社会内で処遇するという意味を有している。これについて、日本において、世界初の実践は1841年にアメリカ人のジョン・オーガスタス(John Augustus)が設立したプロベーションであると一般的認識されている³が、中国においては、イギリスのプロベーションがアメリカのそれより歴史が長いと解されている⁴。コミュニティ処遇は国によって、表現が異なるが、実質的な内容が社会共同体を主体とし、受刑者に対して非監禁刑を以って刑罰を執行する重要な制度である。

中国における紀元前1046年の周王朝に、非監禁刑及び執行猶予の制度が現れた。『周礼・士師』では、「国家が飢饉の時期に逢える場合、被害地の国民に対して、移送、援助などの方策を行い、その地域における犯罪者に対して、執行猶予を優先する」⁵という制度があった。また、漢王朝において、高齢者、未成年及び妊娠中の婦人の犯罪に対して、「頌系」という刑罰が適用されていた。すなわち、「頌系」は受刑者に刑具を使わず、牢屋に監禁せず、社会内で刑罰を執行する制度であった⁶。これについて、学者は中国における非監禁刑の原形と解している⁷。

近代的な意味の非監禁刑について、多数の学者が、現代的な意味での仮釈放制度は、清王朝が1910年から実施した「大清新刑律」によって成立したと考えている。これはコミュニティ処遇に関する最初の法的根拠である⁸。また、「中華民国刑法」にも清王朝の仮釈放と執行猶予の制度が取り入れられた。特に、監獄外で医療処置を施される者について規定された。しかし、戦争が勃発したため、この制度が用いられることはなかった。

1949年、中華人民共和国建国後は刑法典が存在しなかったが、仮釈放と執行猶予が関連する単行法規によって執行されていた。1950年には、公務員汚職事件の対象者に初めて仮釈放制度が適用され、さらに常習賭博罪、重婚罪、覚せい剤、遺棄罪、名誉毀損罪などにも適用された。その後、1979年に制定された中国刑法典に仮釈放制度が規定された。

非監禁刑の最初の実践は、1950年代から、非行少年に対して、コミュニティ処遇が適用された。たとえば、非行少年に対して、コミュニティ内の家庭や学校と協力して、地元の住民からの指導や監督など、社会の力によるその者の更生を求めている⁹。しかし、非行少

年を対象とする処遇は、刑事刑罰ではなく、教育の一環としての処遇であった。康樹華先生は「この意味での非行少年に対する社会内処遇を考えると、成人向きのコミュニティ処遇制度でも参考にできる点があるだろう。¹⁰⁾」との認識を示していた。

二 コミュニティ処遇の必要性

(一) 監獄の過剰収容

中国監獄学会の調査によると、2002年までに監獄が収容した人数は154万人に上り、最大収容総数より28万人を超えた。そのため、受刑者一人当りの居住面積が5平方メートル以上ある者はわずか13.1%であった¹¹⁾。ちなみに、1982年から2002年まで監獄に収容した人数は62万人から151万人まで増加し、その増加率は150%に達したが、同期の人口増加率はわずか20%にとどまっていた。犯罪率の大幅な増加は、監獄の必要資金額にも影響を及ぼした。その結果、監獄の経費は1992年の14億元(約175億円)から2001年の108億元(約1,350億円)まで跳ね上がった¹²⁾。

(二) 単一刑罰の執行

国の刑罰は監禁刑が主な方法で、非監禁刑はわずかであった。また、重罰化の影響から、仮釈放と執行猶予の適用が減少し、単一刑罰の執行は、仮釈放率と執行猶予率低下の原因となった。司法部の調査によると、2000年の執行猶予率は15.85%、仮釈放率は1.63%であった。同期において、執行猶予と仮釈放を加えた外国の社会内処遇適用率は、カナダの79.76%、オーストラリアの77.48%、アメリカの70.25%、韓国の45.90%、ロシアの44.48%と、中国との差は大きかった¹³⁾。そのため、コミュニティ処遇の更なる充実を図らなければならない情勢となった。

三 コミュニティ処遇の立法

1989年8月30日、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部は共同で、執行猶予者、仮釈放者などの非監禁刑対象者への指導監督方法についての通達¹⁴⁾を公表した。その通達により、対象者の戸籍所在地にある民政間機関が指導監督を行う執行者として規定されることになった。また、1995年2月、公安部が公表した規則¹⁵⁾により、執行猶予者、仮釈放者および保釈者に対する指導監督は、現地の民政機関によるとしている。すなわち、このような司法的試みにより、コミュニティ処遇に関して、民間機関を協力的な執行主体とする地位が法律的に明確された。

初めてコミュニティ処遇を提起したのは、2002年上海市政法委員会が公表した「コミュニティ処遇の試験的活動を展開することに関する意見」¹⁶⁾であった。この意見によって、コミュニティ処遇に関する執行主体及び手続きが規定された。その実践が、上海女子監獄で試験的に行われた。非監禁の刑罰として、初めて女子受刑者にコミュニティ処遇を適用した。この際、週末監禁を採用したことにより、対象者の社会的自立という効果が得られ

た。その後、上海市では、2003年より、全面的にコミュニティ処遇を行ってきた。対象者は、執行猶予対象者、仮釈放者、医療処遇を求める者にまで拡大され、その人数は957名に上った。その中から、7名の高齢者がコミュニティでの余刑期に服し、4名の女性受刑者が週末監禁を得、5名の未成年犯は通学ができるようになった¹⁷。

このような成果を踏まえ、2003年7月10日、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部は正式に「全国におけるコミュニティ処遇を試験的に展開することに関する通知」¹⁸を公布した。この通知によって、コミュニティ処遇の定義が明確に示された。すなわち、「コミュニティ処遇というものは、専門の国家機関が社会団体や民間組織等の協力の下に、執行猶予期間中の者及び仮釈放者等に対して監督、教育を行い、社会復帰させることを目指す制度である。¹⁹」また、この通達により、北京市、上海市、天津市、江蘇省、浙江省がコミュニティ処遇の試行地に選ばれた。2005年1月に、上述四つの部門が「コミュニティ処遇の試験の範囲を拡大することに関して通知」²⁰を公表した。その後、コミュニティ処遇の試行地は全国12の省までに拡大された。その結果、2006年、コミュニティ処遇は全国18の省で採用され、その対象者は50,083名に達した²¹。これにより、コミュニティ処遇は大きな発展を遂げた。

第二節 コミュニティ処遇制度

一 コミュニティ処遇の方法

(一) 執行主体

上海市のコミュニティ処遇は、8年間にもおよぶ発展から、執行機関の組織及び人員の整備についての経験が豊富である。本稿では、コミュニティ処遇の人員整備を中心として、上海市をモデルに考察する。

1 専門機関

2003年7月、上海市コミュニティ処遇オフィスが設立された。これは、全国で最初の専門的なコミュニティ処遇機関である。コミュニティ処遇オフィスには、警察局長、検察院長、裁判所長、司法局長、監獄管理局の職員が派遣された。このように、司法機関、司法執行機関からの協力を得ることができ、上海市コミュニティ処遇オフィスは、専門オフィスとして機能することが出来るようになった。

上海モデルの特徴は「コミュニティサービスセンター」という民間機関の設置にある。このセンターでは、オフィスと契約して、社会人執行者の募集、養成、研修などを行っている。このセンターは非営利機関であり、政府が資金を提供し、現地の篤志家協会、ボランティア協会などが事務を行っている。

2 人員構成

(1) 公務員 県、村、町の司法局および司法所は、なるべく町毎に、一名の公務員を

指名することになっている。公務員はコミュニティ内の日常管理、他の協力機関の斡旋、対象者の奨励懲罰調査などを行っている。また、一部の刑務官がコミュニティ内に派遣され、対象者の刑事施設での受刑状況を報告することになっている。

(2) ソーシャルワーカー 上海モデルのサービスセンターでは、町内の篤志家協会、ボランティア協会などの協力を得て専門的なソーシャルワーカーを募集している。応募したソーシャルワーカーは、主な執行者として対象者の生活の細部に至るまで指導、監督を行う。また、政府は出資契約に基づいてソーシャルワーカー制度への経費を提供している²²。

(3) ボランティア 監獄という受刑環境とは異なり、社会という処遇環境は自由であるため、処遇には困難が伴う。そこで上海市は、人員整備におけるボランティアの採用により、処遇を容易に行っている。これに関して、1人のソーシャルワーカーに対して、5人以上のボランティアを動員している。2005年12月、上海市でのコミュニティ処遇に参加するボランティアは5,354名に達し、その内、専門的な資格を有する者は300名余りであった。ボランティアの仕事内容は、多岐にわたる。例えば、心理的な改善教育や社会福祉、就職指導と就職先への連絡、社会保障の普及など具体的な指導を行っている。また、執行者養成のため、2005年から全市で社会学、心理学、犯罪学とコミュニティ処遇に関する講演を行い、執行者の執行素質を高めることにしている。

上海市司法機関の統計によると、2005年以来、上海市では、コミュニティ内の処遇環境が整備され、1,563箇所の対象者向けのボランティア施設が建設された。また、コミュニティ処遇に参加した者が合計13万時間にもおよぶボランティア活動を行った。その結果、191箇所の教育施設に対象者371名が入学し、再び学校に戻った者が75名もいた。そのほか、103箇所の中間的就職基地では、552名の対象者が職業訓練コースを修了し、企業に就職した。ボランティアの斡旋により、932名の対象者が最低生活保障金を付与され、59名の帰住地のない対象者がコミュニティに入居し、869名が臨時的生活補助金を受け取った。

上海をモデルとした人員整備制度は、全国各市で推進されている。このような制度により、司法機関の負担を減少させ、広域的な社会の力を喚起することが出来ると思われる。この方法は、コミュニティ処遇における基本理念と一致していると思われる。

(二) 量化評価と奨励制度

1 量化評価

量化評価とは、コミュニティ処遇を実施している間、ある基準とルールに基づいて、対象者の現状を総合的に評価することである。例えば、天津市では奨励懲罰制度を採用している。天津市におけるコミュニティ処遇の「実施細則」第38条によると、コミュニティ処遇を執行する団体は、同時に対象者の評価を担当する²³。

評価原則は以下の四つである。すなわち、(i)基準を守ること、(ii)公平、公正、公開的な評価をすること、(iii)総合的な評価をすること、(iv)評価、賞罰、教育が一致することである。担当者は対象者の評価を量化し、対象者の行動により評価を百点制にし、プラ

ス評価またはマイナス評価をする。

対象者のコミュニティ処遇と同時に評価を開始する。評価内容は、日常生活とその報告、在籍確認、ボランティア活動と勉学の五つである。基準を百点とし、例えば、許可を受けずに管轄地域を出れば10点マイナス、毎月参加するボランティアの時間が足りなければ1時間につき3点マイナスする。点数に変動があれば、書面による通知がなされ、不服がある場合、司法機関へ申告することができる。毎月15日までは前月の評価を公開している。

2 奨励制度

評価に対して奨励や懲罰を与えることができる。これは対象者の積極的な社会復帰態度を喚起するためである。

(1) 奨励

奨励には三つの手段がある。これは公開的な褒美、物質的な奨励、コミュニティ処遇期間の短縮あるいは刑期の短縮である。奨励の条件はそれぞれであるが、以下の四つが主な基準である。

①公開的な褒美 評価は月一回行われ、以下の条件を満たすと褒美が与えられる。コミュニティ処遇規則の遵守、ボランティア活動への積極的な参加、住民からの好評により、当月のマイナス評価は加算されない。

②物質的な奨励 物質的な奨励は①の条件を満たすほか、防災や事故防止への貢献、人助けをした際に与えられる。

③コミュニティ処遇期間の短縮 ①と②の条件を満たすほか、6ヶ月間減点なしの場合、コミュニティ処遇期間の短縮(1~3ヶ月)を請求することができる。

④刑期の短縮 コミュニティ処遇期間内に良い評価を受け、社会的貢献をした者は刑期の短縮を請求することができる。

(2) 懲罰

減点により懲罰の対象となると司法機関からの懲罰を受けなければならない。以下の五つの懲罰方法がある。

①説得教育 一ヶ月間での減点が8点から12点に達すると、説得教育を受けなければならない。

②戒告 二ヶ月間での減点が12点から20点に達すると、町警察からの戒告を受けなければならない。

③警告処分 三ヶ月連続で減点20点または年間40点に達すると、警告処分を受けなければならない。

④治安管理处分 治安管理处分を受けた者は30点の減点となる。

⑤その他以下のような行為があれば、仮釈放の取り消しと執行猶予の取り消しに処する。例えば、コミュニティ処遇規則違反、評価低下、二度の警告処分、治安管理处分を受けた者は、監獄に戻らなければならない。

(三) 救済制度

中国のコミュニティ処遇は全国で行われているが、各地方での具体的な方法にはそれぞれ差がある。天津モデルにおける特徴は対象者への激励制度である。これは社会からの協力とも言える。評価がプラスまたは減点なしの対象者は、技術の学習や就職優先の奨励を受けられることができる。減点なしの対象者は、コミュニティ処遇機関の認定を受けた専門学校で技術を学ぶことができる。その費用は一部の自己負担で済み、また、町内会は生活保障金を与えることができる。これらはコミュニティ対象者の主導性と積極性を喚起するための制度である。

(四) コミュニティ処遇前の意見聴取制度

コミュニティ処遇前の意見聴取制度とは、裁判所が、対象者の仮釈放を実行する前に、コミュニティ処遇からの意見を募集し、採用の判断を行う制度である²⁴。2006年、北京市監獄管理局がこの制度を試行した。同年4月から6月まで、北京監獄は203名の受刑者に対する意見を募集した。受刑者の矯正とコミュニティ内の治安維持という観点から、仮釈放制度を広範囲で適用させるため、受刑者の状況を詳しく把握することが重要である。これは意見聴取制度の意義である。北京市のある区を例にすると、この区の裁判所では仮釈放の判決を下す前に、受刑者の状況を踏まえ、コミュニティ処遇執行者の意見を聴取した上で、監獄へ報告することになっている。2006年4月から5月にかけて、同区における仮釈放への意見は7件あり、その中の1件のみが反対意見であった。仮釈放を反対された受刑者は、入所前、同コミュニティ村での評判が良くなかった。

また、仮釈放が拒否された事例として、以下の例を挙げることにする。被告人鄭氏は、強盗罪を犯したことにより逮捕された。裁判所は、鄭氏の非監禁刑に関するコミュニティ調査書を配布し、ソーシャルワーカーが鄭氏の戸籍、家庭状況等を調査したが、コミュニティ処遇の実施は困難である判断した。裁判所はその意見を採用し、鄭氏の非監禁刑は拒否された。

二 コミュニティ処遇の新たな動き

近年の司法部の調査によれば、2011年まで、40万人以上の受刑者がコミュニティ処遇を受け、20万人以上の受刑者が処遇を完了し、処遇期間内の再犯率は0.18%にあった²⁵。すなわち、再犯防止にとっても良い効果を得たと言える。

また、2006年に北京で普通市民を対象とする行ったコミュニティ処遇に対するアンケート結果により、「コミュニティ処遇制度を引き受けてもよい」「ボランティアになりたい」「コミュニティ処遇は、よい成績を収めている」と答えた割合は、それぞれ76.8%と40.3%と85%であった²⁶。すなわち、コミュニティ処遇に対する市民の支持率が高いものである。

その他、司法部の調査によれば、2011年12月まで、全国にわたってコミュニティ処遇に従事したスタッフは、4万6千人を超えて、具体的なコミュニティ処遇の内容を行う司法

所の数は 27706 に達した²⁷。すなわち、地方政府もコミュニティ処遇に対する人事活動を積極的に援助している。

このような成功的な経験を活かすために、2011年5月1日より施行された「中華人民共和国刑法修正案(八)」では、正式にコミュニティ処遇は執行猶予、管制、仮釈放を宣告した者に対する刑罰の一つであると規定した²⁸。さらに、2012年1月10日に、「コミュニティ処遇を一層規範化させ、コミュニティ処遇を宣告された受刑者を、法律を守るような市民に矯正するために」²⁹、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部が共同して「コミュニティ処遇実施方法」を公表した。

現在、立法機関が何度も「コミュニティ処遇法を制定する必要がある」という提案を受けた³⁰。司法部が「中華人民共和国社区矫正法(草案)」を起草したところで、今、この草案は審査を受けている。2015年まで、中国におけるコミュニティ処遇の展開は10年以上を経た。コミュニティ処遇に関する手続きも比較的完備され、正式な立法が時間上の問題であると考えられる。これから、コミュニティ処遇における適切な措置を採用して、効率的に受刑者の社会復帰に達することが今後の研究課題であると思われる。

三 まとめ

以上の検討から、コミュニティ処遇には以下のような特徴があると考えられる。

(一) コミュニティの力を、最大限活用している。

上海市における執行人員は、公務員、ソーシャルワーカー、ボランティアなど、コミュニティ内の力を総動員していた。これにより、仮釈放者の状況を確実に把握でき、適当な指導が行える。しかし、この制度の活用については、執行人員の素質を高めることが今後の課題である。

(二) コミュニティ対象者への奨励制度が実現されている。

天津市の奨励制度は全国で採用された。この制度により、対象者の行動が制限されることが出来る。受刑者の行動を量化した評価により、受刑者は自分自身の誤りを知り、改めることができる。これは、規則に反し、直接監獄に送られることより優しく、対象者の社会復帰態度も積極的になる。

(三) コミュニティ処遇前の意見聴取制度は、民間にまで拡大されている。

コミュニティ処遇制度の実行前、受刑者は司法上の判断により釈放を得ていたが、社会が釈放者を受け入れるかという問題が残る。社会も、釈放者の社会復帰を容認しがたいであろう。これは再犯が多発する原因にもなりかねない。コミュニティ処遇前の意見聴取制度は、司法上の判断だけではなく、民間の意見を集約し、受刑者に適用される処遇を客観的に選択できると考えられる。これは、仮釈放期間における再犯防止に有効な方法である。

- ¹杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』岩波文庫（1957年）。
- ²コミュニティ処遇について、熊達雲先生は「コミュニティ矯正」と認識していて（熊達雲『法制度からみる現代中国の統治機構—その支配の実態と課題—』明石書店2014年6月266頁）、また、周振傑先生は「社会内矯正」と認識している（周振傑「中国における社会内矯正制度」『早稲田大学高等研究所紀要』第5号 60頁）。
- ³藤本哲也『刑事政策概論（全訂第6版）』青林書院（2008年4月）284～289頁。
- ⁴呉宗憲『社区矯正導論』中国人民大学出版社（2011年）3～4頁。
- ⁵『周礼・士師』による。「若邦凶荒、則以荒辯之法治之。令移民通則、糾守緩刑」
- ⁶班固『漢書・刑法誌』による。「頌者容也、言見寛容、但処曹吏舎、不入狴牢也。」「高年老長、人所尊敬也、鰥寡不属逮者、人所哀怜也。」「年八十以上、八歳以下、師、朱儒当鞠系者、頌系之。」「孕者未乳、当鞠系者、頌系。」
- ⁷呉宗憲『非監禁刑研究』中国人民公安大学出版社（2003年）565頁。
- ⁸徐岱『中国刑法近代化綱論』人民法院出版社（2003年）250頁。
- ⁹楊世昌「簡論我国社区矯正的歴史演進与制度構建」『法制と經濟』2008年8月（総第176期）89～90頁。
- ¹⁰康樹華「コミュニティ処遇の歴史、現状と理論価値」『法学雜誌』2003年第9期85頁。
- ¹¹王増铎等編『中国とカナダ矯正制度比較研究』法律出版社（2008年）65頁。
- ¹²高芸「コミュニティ処遇の価値論」『犯罪と改造研究』2003年第4期。
- ¹³王増铎等・前掲（注11）68頁。
- ¹⁴「最高人民法院、最高人民檢察院、公安部、司法部關於依法加強对管制、剥夺政治權利、緩刑、仮釈和暫予監外執行罪犯監督考察工作的通知」（[1989年]高檢会（監）字第7号）。
- ¹⁵「公安機關对被管制、剥夺政治權利、緩刑、仮釈、保外就医罪犯的監督管理規定」。
- ¹⁶上海市政法委員会「關於開展社区矯正工作試点的意見」（沪委政法「2002」101号）。
- ¹⁷袁登明『行刑社会化研究』中国人民公安大学出版社（2005年9月）324～326頁。
- ¹⁸最高人民法院＝最高人民檢察院＝公安部＝司法部「關於開展社区矯正試点的通知」（司發「2003」12号）。
- ¹⁹周振傑「中国における社会内矯正制度」『早稲田大学高等研究所紀要』第5号56頁。
- ²⁰最高人民法院＝最高人民檢察院＝公安部＝司法部「關於擴大社区矯正試点範圍的通知」（司發「2005」3号）。
- ²¹劉津恵「我が国コミュニティ処遇試行地の考察及び制度の構成」盧建平 徐漢明編『京師刑事政策評論（第2卷）』北京師範大学出版社（2008年）1頁以下。
- ²²中国監獄学会 カナダ刑法改革と刑事政策国際中心編『中加社区矯正概覽』法律出版社（2008年）79頁。2006年、上海市でのコミュニティ処遇に従事するソーシャルワーカーは427名に達し、その内、公開募集による参加者は370名にある。また、その中には大卒生は124名、社会福祉士は110名、社会福祉士補佐は150名、心理士は19名も含まれた。
- ²³中国監獄学会・前掲（注22）50～74頁。
- ²⁴嚴励『刑事司法与犯罪控制的新發展』中国法制出版社（2007年）90頁。
- ²⁵『広州日報』2011年2月26日号。
- ²⁶呉宗憲・前掲（注4）38頁。
- ²⁷呉宗憲・前掲（注4）38頁。
- ²⁸全理其「中華人民共和國刑法改正法（七）・（八）について—訳文と解説—」『大阪学院大学院法学研究科第四一卷第一号』（2014年9月30日）67～74頁。
- ²⁹最高人民法院＝最高人民檢察院＝公安部＝司法部『社区矯正実施方法』（2012年1月10日）第1条。
- ³⁰李丹「全国人大代表積極建議為社区矯正立法」人民調解5号（2006年）参照。

近年、日本において再犯問題は深刻になっている。再犯事件の多発は、国民の関心を集めている。再犯事件を減少するため、政府は多様な対策を制定し、実行した。それに関して、立法上、平成16年の改正刑法で、重大犯罪に対する法定刑を引き上げた。また、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」は平成18年から施行した。そのほか、平成19年、「執行者猶予者保護観察法」と「犯罪者予防更生法」が統合され、現在の「更生保護法」が成立された。出所者の就労支援に関して、社会と連携の対策も執行されていた。しかし、重大再犯事件の多発の現状からみれば、これらの対策の有効性への検討も必要である。

一方、近年、中国における再犯率は低い水準にある。これについて、中国における刑事施設内の処遇の改革、監獄と社会の連携対策などが有効に機能していると思われる。また、中国では、刑法改正により、コミュニティ処遇が導入された。そのほか、各地では、出所者の生活、就労に関する支援の対策も行っていた。その結果、近年の再犯率は減少傾向があった。

本稿は、日中両国の再犯防止対策について、比較法の視点から考察した。ここでは、有効な再犯防止対策を求めるため、日中の再犯防止対策について以下のようにまとめる。

一 現行の再犯防止対策の形成について

(一) 日本における再犯防止対策

日本における再犯防止対策は、徳川幕府から幾つの先進国を学ぶことによって、現在の体制に至った。この中に、明治初期、中国の明律・清律などを参考し、「五刑」制度が確立された。その後、西欧行刑制度を図るために、フランス法とドイツ法を大幅に参考したことになった。フランス法を学ぶ過程の中では、ボアソナードによって、財産刑、自由刑、死刑という現代的な刑罰体系がなった。また、ドイツ法を参考した過程では、ゼーバッハの監獄実務における厳格な規律を求める同時に、受刑者を感化教育できるという思想を受け入れて、小河滋次郎によって、このような感化教育の思想を制度化されたことになった。

犯罪者処遇について、分類拘禁制度、行刑累進処遇、監獄法施行規則の一部改正などによって、刑事施設における処遇技術が上がって、犯罪防止の効果が目立つようになった。また、1970年代、日本における犯罪者の処遇は大きくアメリカにおける犯罪者の処遇方法の影響を受けた。アメリカの処遇方法は日本に適用されるか否かに対する検討の過程では、日本の学者が、受刑者の処遇について、「受刑者の自主性のもとで、社会復帰を目指して、改善教育を行う」という「社会復帰理論」を集結したことになった。このような理論の支持の下で、現在、日本における再犯防止対策は、受刑者の「社会復帰」を中心に、刑務所内又は社会における処遇を行っている。

(二) 中国における再犯防止対策

中国における再犯防止対策は、秦王朝から一般予防を中心として展開された。その後、「明德慎罰」と「儒家」思想の影響の下で、刑罰より道德、礼儀が強調され、重刑への緩和は続いた。唐王朝まで、「五刑」制度が形成された。

また、清末における法律の改革について、日本法を学ぶブームがあった。多数の日本の学者の協力を得て、「大清新刑律」が制定された。この法律により、類推制度の廃止、罪刑法定主義の導入、刑事責任年齢の明確、特権法律の廃止などの近代的な刑法原則は確立された。また、監獄法制度について、沈家本が小河滋次郎の感化教育思想を受け入れて、厳刑の緩和、監獄規律の充実などの改革を行った。このような思想はその後の中華民国の学者にも影響された。

中華人民共和国の建国初期に、刑罰執行について、マルクス主義における刑事思想を参考にした上で、労働改造の方法を導入した。その後、刑法の制定によって、一時中断された近代的な刑罰体系は再び確立され、さらに整備された。また、「懲罰と寛大を結びつける」、「寛厳相濟」などの刑事政策は犯罪防止の方針として公表された。このような方針によって、受刑者の処遇について、中国の国内情勢に相応し、行刑社会化、行刑人道化及び行刑個別化の原則が確立された。これは、中国における社会復帰論の実践になると考えられる。

二 刑事施設における再犯防止対策の模索

(一) 日本側

1 刑務作業について、伝統工芸作業の導入が現在の刑務作業の特徴である。

これは、受刑者の技術を養成させることだけではなく、その者の就労意欲を喚起する作用を有す方法である。今後の展開について、①技術者の養成、熟練工の確保が困難なこと、②作業の実施が受刑者の刑期に限られること、③経済的な成果がないなどの課題が残っている。

2 刑務作業の報奨金の増額は必要である。

これに関して、日本法には、受刑者に刑務作業の対価を支給する規定はない。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第77条では、受刑者に刑務作業の報奨金を支給するものと規定されるが、現状では、受刑者が出所の際に得た刑務作業の報償金の額は小さく、生活の安定や被害者の弁償にはほとんど役に立たない。これは、改善・教育および受刑者の社会復帰に不利になると考える。

3 職業訓練の内容と適用対象の拡大が必要である。

受刑者の就労と緊密な関係を有する対策は重要であるように思われる。日本においては、近年の出所者の就労状況を見れば、刑務所で実施された職業訓練は効果があったと思われる。これは、近年の職業訓練の内容の拡大、受講人数の増加と関係している。しかし、現

状では、受刑者が受けた職業訓練内容の一部は実社会とかけ離れた懸念がある。これについて、刑事施設内での職業訓練は、民間企業の協力を得なければならないと考えられる。

4 教科教育について、受講を義務化させることが必要である。

雇用情勢を検討した上で、最低条件とした高卒以上の学歴を求める求人件数が多い。受刑者の就労の入り口として、高い学歴の取得の意義が大きいと思われる。現在出所者等を直接的に雇用した企業側が指摘した「基礎教育の不足」の問題について、最低高認試験の合格を目標として、教科教育の受講を義務化すべきと考えられる。また、社会の教育機関の協力を得て、教科教育の方法を多様化すべきと思われる。

(二) 中国側

1 刑務作業報酬金制度が比較的に充実している。

受刑者に刑務作業報酬金が支給されることは、一部の労働対価として認められた。また、支給方法は「累進」制度を採用し、受刑者に支給されている。これにより、受刑者の勤労意欲を高まった。また、支給する金額は、一般社会の労働対価との差はあるが、受刑者の在所生活も改善でき、家族からの送金負担も軽減された。そのほか、報酬金による贖罪制度は実行できた。報酬金による、被害者への弁済を実現する例もあった。これにより、中国監獄における刑務作業の報酬金制度は、改善・教育の行刑理念を体現し、受刑者に支給する金額は合理的であると思われる。しかしながら、このような労働報酬制度について、執行方法に関する細則の設定、公平な標準の作成などの課題がある。

2 教科教育は受刑者の自主的に改善意欲の喚起を着目している。

教科教育について、国は必要な予算を与えると同時に、教育計画、目標なども要求する。現在、刑事施設における社会普通の高等教育自学試験を設けることによって、受刑者が自主的に改善意欲を喚起できる。また、地元の大学の協力を得て、施設内で大学課程の受講が実現された。今後の教科教育は、社会との連携が重要であり、学校教育の他、多様な教育方法が必要であると思われる。

3 職業訓練は民間からの支援が多い。

職業訓練について、一般技術専門学校からの協力を得る例が多かった。これは、職業訓練の内容の拡大につながる。また、広く一般企業の協力を得るため、一部の監獄で、就職説明会を開いている。企業と受刑者の直接対面により、より容易に信頼関係を築くことができる。そのほか、企業の協力を得て、受刑者の社会復帰のための中間施設の設立も実現している。これにより、受刑者に対して、中間処遇を行う同時に、試用期間を設けて、就労の不適応も減少できる。その結果、出所者の就労先の安定を保つことができ、再犯の減少につながる。

4 処遇において家族の協力を重視している。

中国では、受刑者の家族の協力を重視する処遇方法があった。これによって、一部の受刑者の再犯心理を取り除くことができると思われる。近年、この方法により良い効果を得た例もある。受刑者の処遇対策については、受刑者と受刑者の家族の関係を配慮すべきであると考えられる。

三 社会における再犯防止対策の模索

(一) 日本側

1 社会内処遇前の調査制度が必要である。

日本では、社会処遇において、対象者の選定が重要な問題である。近年、仮釈放など保護観察期間中の重大再犯事件があった。保護観察期間中の再犯を抑止するため、客観的に処遇前の調査制度を確立しなければならない。特に、住民などからの意見聴取は重要であると考えられる。

2 保護観察処遇の内容を充実する必要がある。

日本において、現行の保護観察処遇には、対象者は一般遵守事項、特別遵守事項と生活行動事項を守らなければならない。しかし、対象者が特別遵守事項に違反して、仮釈放が取り消され、監獄に戻ってしまう者がいる。強制の規則はあるが、対象者を奨励する規則はない。対象者にとって、一日でも早く社会に戻りたい気持ちがある。その者の気持ちを理解して、彼らの社会復帰を促すため、適当な奨励規則を行うことが必要であると思われる。

3 保護観察の執行人員を整備する必要がある。

保護観察制度において、執行主体である保護観察官と保護司の人員整備および仕事の分配に問題がある。この問題は、保護観察官の直接的処遇を良くするだけでは完全に解決できないと思われる。そのゆえ、効果的な保護観察制度を行うため、社会の各方面から協力が重要である。

4 刑務所出所者等の就労支援について、協力雇用主の拡大に対する内容及び形式の充実が期待される。

刑務所出所者等の就労支援については、支援内容の充実、出所者等の直接採用、協力雇用主の拡大を中心に展開されている。このうち、支援内容の充実に関しては、民間ボランティアの伴走型支援に注目すべきと思われる。また、就労に関する中間的な場所の設置も必要である。協力雇用主の拡大について、「建設業などの中小・零細企業が多かった」、「大企業は雇用に消極的だ」という問題について、協力雇用主に対する就労支援の必要性をもっと深く理解させる施策は必要であると思われる。そのため、刑事施設における企業説明会、企業経営者の講話、施設見学会などの視覚的対策がさらに実施されるべきであると考えられる。

(二) 中国側

1 コミュニティ処遇の執行主体の特徴

中国においては、コミュニティ処遇に関わる人員整備制度には特徴がある。現在、全国で推進されている上海モデルと呼ばれる制度は、常勤の国家公務員のほか、ソーシャルワーカー、ボランティアも含まれる。この制度の特徴は、コミュニティ内において最大限の監督力を活用できることと思われる。また、民間執行人員の素質を高めるため、執行人員に対して多様な教育も行っている。そのほか、コミュニティ処遇オフィスおよびコミュニティサービスセンターの設立およびその運用実態にも注目する必要があると思われる。

2 コミュニティ処遇における処遇内容

中国において、コミュニティ処遇の規則に関して、天津市における奨励制度は参考になるとと思われる。しかし、天津市で実行される規則は、比較的新らしい規則であるため、不十分な点があると思われる。コミュニティ処遇は社会内処遇の模索であるため、初期に制定した細則には不備な点もあることに留意する必要がある。

また、処遇内容は個別処遇を基礎として、多様化すべきと思われる。たとえば、日本における保護観察制度では、対象者の特性によって、個別かつ豊富なプログラムが設置されている。これは、参考にする価値が非常にあると思われる。

3 社会内処遇の立法問題

中国における非監禁刑の歴史は長い。しかし、社会における処遇について、今まで専門的な立法をした経験がなかった。現在、司法部が『中華人民共和国社区矫正法(草案)』を起草しているが、この草案はまだ審査の段階にある。これから、コミュニティ処遇における適切な措置を採用して、効率的に受刑者の社会復帰に達することが今後の研究課題であると思われる。

以上の研究成果を再犯防止のために、日中両国に役に立たせたいと考える。

参考文献

一 中国語文献

(一) 著書

1. 『周礼・士師』
2. 『漢書・刑法誌』
3. 班固『漢書・刑法志』
4. 班固『漢書・宣元六王伝』
5. 班固『漢書・董仲舒伝』
6. 孔子『論語・為政第二』
7. 長孫無忌『唐律疏議』
8. 宋祁、欧陽修、範鎮、呂夏卿『新唐書・刑法誌』
9. 黄遵憲『日本国志(刑法志)』(1895年)
10. 黄遵憲『日本雜事詩(牢獄)』同文館(1879年)
11. 沈家本『寄篋文存』
12. 王元增『監獄学』(1924年版)
13. 趙琛『監獄学』(1932年版)
14. 芮佳瑞『監獄法論』(1934年版)
15. 『馬克思恩格斯全集』第19卷(1965年版)
16. 『馬克思恩格斯全集』第4卷(1972年版)
17. 沈家本『奏实行改良監獄宜注意四事折』(『清末籌備立憲档案史料』)下冊故宮博物館档案部編中華書局(1979年7月第一版))
18. W・Scott(イギリス)著 陳兆林訳『エディンバラ監獄』吉林人民出版社(1980年)
19. 楊頭光 夏宗素 編『労働改造学』西南政法学院(1982年10月)
20. 北京政法学院編『労働改造法学参考資料(第二輯)』(1982年)
21. 趙增祥、徐世虹『「漢書・刑法志」注釈』法律出版社(1983年1月)
22. 邵名正統編『労働改造学』群衆出版社(1983年2月)
23. E・Eugen・Miller(アメリカ)著 武曉嵐 陳忠林 全理其 馮陵 訳『監獄管理』西南政法学院外国法学研究室(1985年6月)
24. Jessica Mitford(アメリカ)著 鐘大能訳『アメリカ監獄の裏側』法律出版社(1985年9月)
25. 余叔通『労働改造法学』法律出版社(1987年)
26. 許章潤『監獄学』中国政法大学出版社(1991年2月)
27. 楊世雲、竇希琨『比較監獄学』中国人民公安大学出版社(1991年)
28. 『中国劳改学研究』社会科学文献出版社(1992年)

29. 劳改專業教材編輯部中国劳改学研究編書組 編『中国劳改学研究』社会科学文献出版社 (1992年8月)
30. 司法部劳改局編『劳改工作手册(1987—1993)』法律出版社(1993年)
31. 康樹華、王岱、馮樹梁編『犯罪学大辞書』甘肅人民出版社(1995年4月)
32. 楊殿昇『監獄法学』北京大学出版社(1997年)
33. 金鑒『監獄学総論』法律出版社(1997年)
34. 王平『中国監獄改革及び現代化』中国方正出版社(1997年)
35. 于南訳 郭建安校正『国連被拘禁者処遇最低基準規則一詳解』法律出版社(1998年4月)
36. 魯加倫『中国犯罪人權研究』法律出版社(1998年9月1日)
37. 司法部監獄管理局編『監獄工作手册(1993—1997)』法律出版社(1999年)
38. 武延平著『中外監獄法比較研究』中国政法大学出版社(1999年5月)
39. 王明迪 郭建安主編『歲月銘記—新中国監獄工作50年』法律出版社(2000年)
40. 郭建安『国連監獄管理規範概述』法律出版社(2001年9月)
41. 儲槐植、陳興良、張紹彦編『理性と秩序:中国労働教養制度』法律出版社(2002年8月)
42. 吳宗憲『非監禁刑研究』中国人民公安大学出版社(2003年)
43. 徐岱『中国刑法近代化綱論』人民法院出版社(2003年)
44. 何顛兵『社区刑罰研究』群衆出版社(2005年)
45. 魯蘭『中日矯正理念と実務比較研究』北京大学出版社(2005年)
46. 袁登明『行刑社会化研究』中国人民公安大学出版社(2005年9月)
47. 黄朴民訳・注『道德經講解』岳麓書社 (2005年)
48. 郭建安 魯蘭『中国監獄行刑実践研究(上)』北京大学出版社(2007年)
49. 嚴励『刑事司法与犯罪控制的新發展』中国法制出版社(2007年)
50. 王順安『コミュニティ処遇研究』山東人民出版社(2008年)
51. 王增铎等編『中国とカナダ矯正制度比較研究』法律出版社(2008年)
52. 中国監獄学会 カナダ刑法改革と刑事政策国際中心編『中加社区矯正概覽』法律出版社(2008年)
53. 石墨訳・注『商君書』中華書局(2009年10月)
54. 廬建平『刑事政策与刑法変革』中国人民公安大学出版社(2011年)
55. 吳宗憲『社区矯正導論』中国人民大学出版社(2011年)

(二) 論文

1. 張宝義「我が国監獄法制建設の新里程碑—『中華人民共和国監獄法』の頒布執行に関する」『法学』(1995年第6期) 18頁
2. 趙国玲「二十世紀の中国監獄法学」『中外法学』(1998年第3期(総第57期))84頁

3. 「北戴河會議紀要」『犯罪と改造研究』（2000年9月期）
4. 翟中東「法学層面上の刑罰執行依拠」『中国監獄學刊』（2002年第4期）
5. 高芸「コミュニティ処遇の価値論」『犯罪と改造研究』（2003年第4期）
6. 康樹華「コミュニティ処遇の歴史、現状と理論価値」『法学雜誌』（2003年第9期） 85頁
7. 楊彤丹「アメリカのミネソタ州におけるコミュニティ矯正法律制度に関する」『中国監獄學刊』（2004年2月号）
8. 郭明「中国監獄學史研究—清末以来の中国監獄學術述論」中国政法大学博士学位論文（2005年3月）
9. 江蘇省監獄局專題調研組「監企分離的理論与江蘇改革的實踐」于愛榮編『監獄評論. 1』法律出版社（2006年）329～339頁
10. 李丹「全国人大代表積極建議為社區矯正立法」人民調解5号（2006年）
11. 柴巖「在京服刑人員刑期變`学期`」『中国教育報』（2006年12月17日）第001版1頁
12. 江獻軍「寬嚴相濟刑事執行政策研究」『中国犯罪研究会第16回學術研討會論文集（上冊）』（2007年）
13. 路永泉 趙軍「生存問題是刑積（解教）人員重新犯罪的最直接原因」『中国監獄學刊』（2007年第5期）67～70頁
14. 梅淼『我が国行刑思想の演進と実践研究』蘭州大学公共管理学科修士論文（2007年）14頁
15. 楊書「我が国新型監獄体制改革に関する思考及び探索」『西南政法大学學報』（2007年第9卷第4期）81頁
16. 劉津惠「我が国コミュニティ処遇試行地の考察及び制度の構成」盧建平 徐漢明編『京師刑事政策評論（第2卷）』北京師範大学出版社（2008年）1頁以下
17. 楊世昌「簡論我国社區矯正的歷史演進与制度構建」『法制と經濟』（2008年8月総第176期）89～90頁
18. 余蕊婭「淺議罪犯勞働報酬問題」『法制と社会』（2008年6月号）106～107頁
19. 滕敏「監獄實施職業技術教育之我見」『中国監獄學刊』（2009年第2期）112～114頁
20. ジュウ淑萍「山東省監禁罪犯矯正的社會参与實踐初探」『犯罪与改造研究』（2009年第6期）32～34頁
21. 黃守洲「佛山監獄創新服刑「贖罪」機制」『民主与法制時報』（2009年10月19日）第A07版
22. 唐永莉「關於服刑人員勞働報酬的思考」『中州學刊』（2011年1月第1期（総第181期））112～114頁
23. 王健揚 韋壽華「獄内行刑社會化模式初探」『犯罪与改造研究』（2011年第2期）57～42頁

24. 顧健「罪犯労働報酬制度刍議」『法制与社会』(2011年5月号(上))35~39頁
25. 張正武「為特殊人群提供學習服務的模式探討一以涪陵電大在監獄办学的实践為例」『中国遠程教育』(2012年4月6日号)79~82頁
26. 周菲娅「服刑人員教育改造質量不断提高」『雲南法制報』(2014年5月9日)第003版
27. 「17名服刑人員參加成考 很多專業課程一次考過」『重慶晨報』(2014年5月23号)
28. 『人民日報』(1981年9月10日)
29. 『閩西日報』(2001年2月6日号)
30. 『北京青年報』(2002年7月9号)
31. 『北京晨報』(2003年2月17日号)
32. 『人民日報』(2003年12月1日号)
33. 『羊城晚報』(2004年6月18日号)
34. 『月刊中国 NEWS』日中通信社(2007年12月号)
35. 『法制日報』(2008年2月27日号)
36. 『中国經濟報』(2009年3月2日号)
37. 『華人時刊』(2000年第23期)
38. 『法制時報』(2010年7月30日号)
39. 『広州日報』(2011年2月26日号)
40. 『法制日報』(2011年7月19日号)
41. 『法制時報』(2011年9月19日号)
42. 『光明日報』(2011年9月29日号)
43. 『北京日報』(2012年8月3日号)
44. 『重慶晨報』(2013年6月4日号)
45. 閻志江「走近貴州省部級現代化文明監獄都勻監獄」(2010年3月29日)中国司法部監獄管理局ネット http://www.moj.gov.cn/jyglj/content/2010-03/29/content_2097885.htm?node=246
46. 「高牆内園了大学夢 3名女服刑人員拿到大專文凭」(2014年2月21日)福州政法ネット <http://edu.people.com.cn/n/2014/0221/c1053-24432567.html>
47. 「服刑人員獄中上`大学`修滿学分作減刑仮积依拠」四川新聞ネット(2015年4月27日) <http://scnews.newssc.org/system/20150427/000559133.html>

(三) 法律条文・通達

1. 『中国人民政治協商会議共同綱領』(1949年9月29日)
2. 『中華人民共和国労働改造条例』(1954年9月7日)
3. 『第八回全国劳改工作会議紀要』公安部(1981年)
4. 全国人民代表大会常務委員会「重大社会治安事犯を厳しく懲罰することに関する決定」主席令6届第3号(1983年9月2日)
5. 『劳改、劳教人員の文化技術教育に重点を置かれることに関する通知』司法部、教育

部、人事部(1985年)

6. 「最高人民法院工作報告」第6期全國人大第4回會議(1986年4月8日)
7. 「最高人民法院工作報告」第7期全國人大第2回會議(1989年3月29日)
8. 「最高人民法院工作報告」第8期全國人大第5回會議 (1997年3月11日)
9. 「最高人民法院工作報告」第9期全國人大第1回會議 (1998年3月10日)
10. 「最高人民法院工作報告」第9期全國人大第5回會議 (2002年3月11日)
11. 『全國政法工作會議紀要』(1987年)
12. 『勞改場所という特殊学校における上教育活動を実施する意見』司法部(1988年)
13. 「最高人民法院、最高人民檢察院、公安部、司法部關於依法加強對管制、剝奪政治權利、緩刑、假釋和暫予監外執行罪犯監督考察工作的通知」([1989年] 高檢會(監)字第7号)
14. 「公安機關對被管制、剝奪政治權利、緩刑、假釋、保外就醫罪犯的監督管理規定」(1995年2月)
15. 「罪犯工傷補償办法(試行)」(司發 [2001] 013号)
16. 中國國家統計局『2002年統計年鑑』
17. 上海市政法委員會「關於開展社區矯正工作試點的意見」(滬委政法「2002」101号)
18. 國務院「國務院批轉司法部關於監獄體制改革試點工作指導意見的通知」(2003年1月31日)
19. 「監獄體制改革試點單位財務管理暫行規定」財政部、司法部 財行(2003年11月10日 [2003] 165号)
20. 「監獄教育改造工作規定」司發 [2003] 79号(2003年)
21. 司法部令第77号(2003年4月2日)
22. 『司法部關於監獄體制改革試點工作指導意見』國函(2003)15号(2003年)
23. 最高人民法院＝最高人民檢察院＝公安部＝司法部「關於開展社區矯正試點的通知」(司發「2003」12号)(2003年)
24. 最高人民法院＝最高人民檢察院＝公安部＝司法部「關於擴大社區矯正試點範圍的通知」(司發「2005」3号)(2005年)
25. 『最高人民法院年度工作報告』(2005年度)
26. 『最高人民法院年度工作報告』(2006年度)
27. 『最高人民法院年度工作報告』(2007年度)
28. 『最高人民法院年度工作報告』(2009年度)
29. 最高人民法院『關於貫徹寬嚴相濟刑事政策的若干意見』(法發「2010」9号)
30. 最高人民法院＝最高人民檢察院＝公安部＝司法部『社區矯正實施方法』(2012年1月10日)第1条
31. 『中華人民共和國監獄法』(1994年)

二 日本語文献

(一) 著書

1. 吉田松陰『福堂策(上)(下)』(1855年)
2. 高木豊三『刑法義解』時習社 (1881年)
3. 堀田正忠『刑法積義 一卷上』(1882年)
4. 内閣記録局 編『法規分類大全・治罪門(三)監獄』(1891年)
5. 『改正刑法草案同説明書』辻泰城刊 (1891年)
6. 宮城浩蔵『刑法正義上巻』講法会 (1893年)
7. 岡田朝太郎『日本刑法論総則之部』有斐閣 (1895年)
8. 小河滋次郎『監獄法講義』巖松堂(1912年)
9. 高橋治俊＝小谷二郎編『刑法沿革総覧』清水書店(1923年)
10. 清野謙次 著『明治初年北海紀聞』岡書院 (1931年)
11. 泉二新熊『日本刑法論上巻(総論)』有斐閣(1933年)
12. 橋本左内『橋本景岳全集・下巻』景岳会(1939年)
13. 『マルクス・エンゲルス選集』第12巻大月書店(1945年版)
14. 平野龍一『法律学大系法学理論編127 死刑』日本評論社(1951年)
15. 佐藤豁(訳)『プロベクションとこれに関係のある諸制度』(保護資料第7号)法務省保護局(1955年)
16. 杉之原寿一(訳)『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』岩波文庫(1957年)
17. 平野竜一『犯罪者処遇法の諸問題』有斐閣(1963年)
18. 小野清一郎＝朝倉京一『ポケット注釈全書監獄法』 有斐閣 (1965年)
19. 田宮裕『注釈刑法(総論3)』(団藤重光 責任編集)有斐閣(1969年)
20. 大塚仁 宮澤浩一『演習刑事政策』青林書院新社(1972年)
21. 法制審議会計事法特別部会『改正刑法草案(附同説明書)』法曹会(1972年4月)
22. 重松一義 『刑事政策の理論と実際』雄山閣(1974年)
23. 法務省刑事局編『改正刑事法草案の解説』大蔵省印刷局(1975年)
24. 森下忠 佐藤晴夫『犯罪者の処遇』有斐閣双書(1976年)
25. 大塚仁『注解刑法(増補第2版)』青林書院新社(1977年)
26. 法務省矯正局『資料・監獄法改正』矯正協会(1977年)
27. 法務省法務総合研究所『昭和53年版犯罪白書一累犯の実態と対策一』(1978年)
28. 仁井田陸『補訂 中国法制史研究 刑法』東京大学出版会(1981年)
29. 平松義郎 大塚仁 編『行刑の現代の視点』有斐閣(1981年)
30. 朝倉京一＝佐藤司＝佐藤晴夫＝森下忠＝八木国之編『日本の矯正と保護(第3巻・保護編)』有斐閣 (1981年)

31. 平野龍一 浅井敦 編『中国の刑法と刑事訴訟法』東京大学出版会(1982年初版)
32. 石原一彦 佐々木史郎 西原春夫 松尾浩也 編『現代刑罰法大系・7』日本評論社(1982年)
33. 吉岡一男『刑事制度の基本理念を求めて』成文堂(1984年)
34. 加藤久雄『犯罪者処遇の理論と実践』慶応通信(1984年)
35. 手塚豊「仮刑律の一考察」『明治刑法史の研究(上)手塚著作集4巻 慶應義塾大学出版会(1984年)
36. 森下忠『刑事政策大綱(第2版)』(1985年)
37. 江英居『中国刑法—原文読解と注釈—』公論社(1985年10月)
38. 柳本正春『拘禁処遇の理論と実践』成文堂(1987年)
39. 鈴木敬夫編訳『アジア法叢書11:現代中国の法思想』成文堂(1989年)
40. 宮崎繁樹 五十嵐双葉 福田雅章 編著『刑事手続きハンドブック』青峰社(1991年)
41. 小口彦太 木間正道 田中信行 國谷知史共著『中国法入門』三省堂(1991年)
42. 加藤久雄『刑事政策入門』立花書房(1991年)
43. 徐益初 井戸田侃編著『現代中国刑事法論』法律文化社(1992年)
44. 中山研一『アブストラクト注釈刑法(第2版)』成文堂(1992年)
45. 大塚仁『刑法要論(総論)』成文堂(1993年)
46. 前野育三『刑事政策論』法律文化社(1994年)
47. 大塚仁『新刑事政策入門』青林書院(1995年)
48. 『日中文化交流史業書 第2巻法律制度』大修館書店(1997年)
49. 全理其 監訳者 木村峻郎『中華人民共和国刑法』早稲田経営出版社(1997年)
50. 石原明=藤岡一郎=土井政和=荒川雅行『現代刑事政策』青林書院(2001年)
51. 北澤信次『犯罪者処遇の展開——保護観察を焦点として』成文堂(2003年)
52. 熊達雲『現代中国の法制と政治』明石書店(2004年3月)
53. 本間一也 丹羽正夫 岡上雅美『live 刑事法』成文堂(2005年)
54. 藤本哲也『刑事政策概論(全訂第5版)』青林書院(2006年)
55. 菊田幸一・西村春夫・宮澤節生編『社会のなかの刑事司法と犯罪者』日本評論社(2007年)
56. 『広辞苑第六版』岩波書店(2008年)
57. 藤本哲也『刑事政策概論(全訂第6版)』青林書院(2008年4月)
58. 本間一也 城下裕二 丹羽正夫『new live 刑事法(第2版)』成文堂(2009年)
59. 菊田幸一『犯罪学(7訂版)』成文堂(2009年)
60. 小野義秀『監獄(刑務所)運営120年の歴史—明治、大正、昭和の行刑』矯正協会(2009年)
61. 大谷實『刑事司法講義(新版)』弘文堂(2009年)

62. 大谷實『刑事政策講義』弘文堂(2009年)
63. 『PFI 刑務所の新しい試み—島根あさひ社会復帰促進センターの挑戦と課題』島根県立大学 PFI 研究会編 成文堂(2009年3月)
64. 松本勝『更生保護入門 (第2版)』成文堂 (2010年)
65. 藤本哲也『刑事政策概論 (全訂第6版)』青林書院 (2010年)
66. 法務省法務総合研究所『平成22年版犯罪白書～重大事犯者の実態と処遇～』(2010年)
67. 津富宏『若者就労支援「静岡方式」で行こう!』クリエイツかもがわ(2011年)
68. 松本勝『更生保護入門(第3版)』成文堂 (2012年)
69. 小長井賀興著『犯罪者の再統合とコミュニティー司法福祉の視点から犯罪を考える—』成文堂(2013年3月)
70. 熊達雲『法制度からみる現代中国の統治機構—その支配の実態と課題—』明石書店 (2014年6月)
71. 小澤政治『行刑の近代化—刑事施設と受刑者処遇の変遷』日本評論社 (2014年4月)
72. 法務省法務総合研究所『平成26年版犯罪白書～窃盗事犯者と再犯～』(2015年)

(二) 論文

1. 天涯隠士「徒刑囚島地発遣に就て」『監獄雑誌』4巻5号(1893年)15頁
2. 第24回帝国議会衆議院監獄法案外四件委員会議録第4回(1908年)
3. 武田武久「刑務作業当面の課題」『刑政』74巻11号(1963年)12頁
4. 藤平英夫「監獄法改正の経緯」『刑政』79巻2号(1964年)21頁
5. 朝倉京一「監獄法施行規則の一部改正について」『刑政』78巻2号(1967年)15頁
6. 石原明「受刑者の法的地位考察の方法論」『刑法雑誌』21巻1号(1976年)1～20頁
7. 石川正興「改善・社会復帰行刑の将来—アメリカ合衆国と日本の場合」『比較法学』14巻1号(1979年)89～116頁
8. 福田雅章「受刑者の法的地位と『要綱案』」『ジュリスト』712号(1980年)40～48頁
9. 中山研一「受刑者の権利と義務」『法律時報』53巻5号(1981年)93～95頁
10. 福田雅章「処遇権の基礎」『刑法雑誌』25巻1号(1986年)180頁
11. 黒岩知子「保護観察における協働態勢」『変わらぬなら変えてしまおう刑事司法』(2000年度)立教大学法学部 荒木・中島2年ゼミナール 研究論文集 11頁
12. 日弁連「行刑改革会議第1分科会関連」『刑罰・処遇の在り方と被収容者の法的地位に関する日弁連の提言』(2003年9月)
13. 日弁連『行刑改革会議提言 ～国民に理解され、支えられる刑務所へ～』(2003年12月22日)
14. 日弁連『「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案」についての日弁連の意見』

(2005年3月18日)

15. 松本裕＝佐藤弘規「刑法等の一部を改正する法律について」法曹時報 57 卷 4 号 (2005 年) 48、93 頁
16. 深谷 裕「戦後における更生保護制度の変遷—就労支援の位置づけを中心に—」『社会学研論集』Vol.7 2006 年 3 月 168～183 頁
17. 野田哲之「所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の所在調査に関する保護観察所に対する協力について」『警察学論集』立花書房 第 59 卷 7 号 (2006 年)
18. 名執雅子・鈴木美香子「法務省における性犯罪処遇プログラムの策定経緯とその基本的枠組について」『犯罪と非行』日立みらい財団 149 卷 (2006 年)
19. 廬建平(坂口一成訳)「現代中国における刑罰政策の発展と変革」『北大法学論集』第 58 卷第 5 号 (2008 年) 106 頁
20. 多田一 東山哲也「刑事施設における教科指導に関する研究」『中央研究所紀要』第 20 号 (平成 22 年) 122 頁
21. 中村義孝「ボアソナード刑事訴訟法典草案」『立命館法学』(2009 年 2 月) (324 号) 243～244 頁
22. 法務省保護局更生保護振興課『刑務所出所者等に対する就労支援について』更生保護 60 卷 5 号 (2009 年) 9～10 頁
23. 前澤幸喜 白井健二 斎藤晶絵「矯正における再犯防止施策の充実」『法律のひろば』(2010 年 2 月) 2 号 37 頁
24. 藤本哲也「更生保護における再犯者の実態と再犯防止対策」『更正保護』(2010 年 5 月) 9 頁
25. 日弁連『刑事被収容者処遇法「5 年後見直し」に向けての改革提言』(2010 年 11 月 17 日)
26. 高橋誠「兵庫県の入札・契約制度における協力雇用主の評価について」『更生保護』62 卷 8 号 (2011 年) 16 頁
27. 澁谷伊織「地域の伝統を取り入れた矯正教育」『犯罪と非行』No. 176 (2013 年 9 月) 199～214 頁
28. 第 18 回早稲田矯正保護展「刑務所出所者の再起を支える社会の輪～更生保護施設を中心に～」 第 18 回早稲田矯正保護展実行委員会 (2013 年 11 月)
29. 奥田幸生「更生保護における住居・就労支援」『法律のひろば 66 卷 6 号 (2013 年) 28 頁
30. 全国就労支援事業者機構「全国就労支援事業者機構ニュース」10 号 (平成 25 年 6 月 (2013 年))
31. 周振傑「中国における社会内矯正制度」『早稲田大学高等研究所紀要』(2013 年) 第 5 号 60 頁

32. 第 18 回早稲田矯正保護展「刑務所出所者の再起を支える社会の輪～更生保護施設を中心に～」 第 18 回早稲田矯正保護展実行委員会(2013 年 11 月)14 頁
33. 全理其「中華人民共和国刑法改正法(七)・(八)について—訳文と解説—」『大阪学院大学院法学研究科第四一卷第一号』(2014 年 9 月 30 日)
34. 伊藤かおる「ソーシャルファーム松本自立支援センター—農林業の入り口をつくろう」『更生保護』平成 27 年 3 月号(2015 年)35～40 頁
35. 松岡千恵「自力更生促進センター等の現在」『刑政』126 卷 10 号(2015 年 10 月)58～68 頁
36. 飯田好明「協力雇用主開拓への取組」『更生保護』平成 27 年 3 月号(2015 年)30～34 頁
37. 津富宏＝米山世紀『若者就労支援「静岡方式」を進化させる』『更生保護』(平成 27 年 3 月号)12～17 頁
38. 星野孝典「新潟刑務所における伝統工芸作業について—木彫堆朱—」『刑政』第 126 卷第 7 号(平成 27 年 7 月)63～64 頁
39. 庄内谷三紀「大阪刑務所が刑務作業を通じて継承した地域の歴史—堺式手織り段通—」『刑政』第 126 卷第 7 号(平成 27 年 7 月)65～70 頁
40. 戸島隆司「うどん県の高松から」『刑政』第 126 卷第 10 号(平成 27 年 10 月)112～113 頁
41. 正井さゆり「読書による更生の可能性～広島県立図書館における子供の矯正施設等への支援の実際～」『刑政』第 126 卷第 10 号(平成 27 年 10 月)22～35 頁
42. 法務省保護局社会復帰支援室「刑務所出所者の就労支援について—協力雇用主のもとでの就労を拡大するために—」『更生保護』(平成 27 年 3 月号)7 頁
43. 塩見雅弥「播磨学園における剣道指導充実化のための取組について」『刑政』126 卷 7 号(平成 27 年 7 月)120～127 頁
44. 笹川陽平『「再犯防止について」—職親プロジェクト—』(2015 年 6 月 17 日)
45. 内田裕也『「ハローワーク川越と連携した刑務所出所者就労支援事業に係る新たな取組～「川越少刑 就労支援フェスタ」の概要等～』『刑政』126 卷 5 号(2015 年 5 月)90～100 頁
46. 富田彰乃「保護観察における窃盗事犯の処遇」『法律のひろば』(2015 年 1 月)45～52 頁
47. 日本経済新聞 朝刊(2005 年 02 月 26 日) 43 頁
48. 日本経済新聞 名古屋夕刊 (2005 年 05 月 18 日)社会面 36 頁
49. 中村陽子「刑務所で実践「読み合い」」東京新聞(夕)(2012 年 5 月 30 日) 5 ページ
50. 伊藤一郎「協力雇用主:出所者雇用、登録企業 1 万社 再犯防止、謝金制度で支援—法務省」毎日新聞(2013 年 6 月 15 日、東京夕刊、1 頁)

51. 日本経済新聞(2014年9月22日)
(http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG2202M__S4A920C1CR8000/)
52. 日本経済新聞(2014年12月16日)
(http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG16H2R__W4A211C1CR0000/)
53. 「出所者の再出発、居酒屋から支援 新宿に24日開業」日本経済新聞(2015年4月21日)
http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG21H01__R20C15A4CR0000/
54. 日本経済新聞(2015年7月28日)
(http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG27H9B__Y5A720C1CR0000/)
55. 朝日新聞 夕刊2総合(2013年10月21日)
56. 全国就労支援事業者機構「全国就労支援事業者機構ニュース」10号 平成25年6月(2013年)
57. 全国就労支援事業者機構「全国就労支援事業者機構ニュース」25号 平成27年10月(2015年)
58. 法務省ホームページ
(http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_hogo04.html)
59. 法務省ホームページ
(http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00040.html)
60. 宮崎県都城市ホームページ「入札制度 保護観察対象者等協力雇用主制度の導入について」
(<http://cms.city.miyakonojo.miyazaki.jp/display.php?cont=121010224744>)
61. 神戸市ホームページ「協力雇用主への入札参加価格格付け優遇制度」
(<http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/2015/09/20150907130202.html>)
62. 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo02_00045.html)
63. 日本財団ホームページ
(<http://www.nippon-foundation.or.jp/news/pr/2013/59.html>)
64. 全国就労支援事業者機構ホームページ「設立趣意」
(<http://www.sienasha-kiko.net/shui.html>)

(三) 法律条文・通達

1. 『刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律』第98条第2項
2. 少年法24条1項
3. 更生保護法40条
4. 更生保護法53条
5. 更生保護法48条1号
6. 更生保護法48条2号

7. 更生保護法 66 条
8. 更生保護法 71 条
9. 刑法 25 条の 2 第 1 項